

参議院農林水産委員会會議録第八号

昭和五十四年三月二十九日(木曜日)
午前十時五分開会

委員の異動

三月二十三日

柳澤 謙造君

補欠選任

三月二十九日

三治 重信君

原田 立君

補欠選任
多田 省吾君

出席者は左のとおり。

委員長
理事

久次米健太郎君

青井 政美君

大島 友治君

山内 一郎君

栗原 俊夫君

相沢 武彦君

委員

岩上 二郎君

片山 正英君

北 修二君

小林 国司君

野呂田芳成君

初村滝一郎君

降矢 敬雄君

坂倉 藤吾君

丸谷 金保君

原田 立君

藤原 房雄君

河田 賢治君

下田 京子君

国務大臣

農林水産大臣

三治 重信君
喜屋武眞榮君

政府委員

農林水産政務次官

宮田 輝君

農林水産大臣官房長

松本 作衛君

水産庁長官

森 整治君

水産庁次長

恩田 幸雄君

事務局側

常任委員会専門員

竹中 謙君

説明員

文部省初等中等教育局審議官

宮野 禮一君

海上保安庁警備救難部長

村田 光吉君

本日の会議に付した案件

○沿岸漁業改善資金助成法案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(久次米健太郎君) ただいまから農林水産委員会を開会いたします。

沿岸漁業改善資金助成法案を議題といたします。

法案の趣旨説明は先般聴取しておりますので、これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言願います。

○坂倉藤吾君 いま議題になりました法案の審議を行うわけですが、時期が時期なものですから、その前に一つだけ大臣に質問を申し上げなかならぬのでお許しをいただきますが、きのう、

きょうにかけて畜産関係の審議会が開催されて畜産物の価格、いわゆる肉・牛、豚、さらに本日乳価、これらの諸問に対する方針並びに答申が出ようとしておるわけです。

そこで、今日までこの畜産の関係、特に生産者に渡る価格の問題について、幾つか同僚の委員から議論を尽くしてきたところでありますが、どうも諸問の姿勢からいいますと、この場で議論をしてきたことが生かされてない、こういう感じを率直に言って申し上げなければならぬと思えます。特に、麦価の据え置きから始まりまして、一貫して据え置き体制があるわけですが、とりわけ飼料のいわゆる原価基礎が下がってきたというふうな立場から、豚の場合四・一%いわゆる引き下げの案というものが提起をされている。今日までこの畜産の問題については、生産者がきわめて苦勞を重ねてようやく日の目を見ようとしているときに、この諸問の姿勢というのにはまことに私は残念でならぬわけでありますが、基本的にいわゆるどういふふうな考え方というものがなされておるか。担当の局長その他おられませんから詳しい内容はともかくとして、今後のこの畜産に対する基本姿勢を、大臣から少し説明を伺っておきたい。

○国務大臣(渡辺美智雄君) ただいま食肉部会に諮問をいたしました豚肉、牛肉等の価格決定についての基本的な考え方はどうであるか、こういうような御質問でございます。

御承知のとおり、これらは畜安法に基づきまして一応の支持価格制度がとられておるわけでございます。豚肉につきましては、過去五年間にわたるところの市場価格、これをひとつ支持をしようというところでございまして、過去五年間の平均価格に生産費の変化率を乗じ、また、それに需給調整係数を掛けて、それを枝肉換算をしたもの、これに変動係数を掛けて上下に開きまして、上限

下限を決めておることは御承知のとおりでございます。したがって、これは一定の方式がそのようにでき上がつておるわけでございますから、その方式に従って支持価格の算定をするわけであります。

ところが、正直にそのとおりをやったところが、御承知のとおり豚は非常に生産性も高い。一方、えさがどんどん下がるという状態の中では、生産費の変化率に当然変化が出てくるわけであります。したがって、そいつが去年から比べて約四・一%開きが出るというように、そのとおり出したわけでありまして、牛肉についてもほぼ似たようなやり方をやっておるわけでございますが、これについては、前年の価格、つまり五十三年度決定価格よりもごく少し、一円未満の値下がりしかなくなっておらないものですから、これは一応金額も小さいのでそのまま据え置くという諮問をいたしましたし、豚につきましては、その幅が大きいために、四・一%結果的に下がった支持価格の数字を出したというののが偽らざる実情でございます。

これは、その値段よりも大幅に下がった場合はそれぞれ事業団が買い上げる、あるいは大幅にこの上限価格を超えて暴騰した場合には事業団の在庫量を放出する、あるいは輸入の枠をふやして価格の安定を図る、こういうような制度でございまして、やはり長期的に、安定的に日本の豚なり牛なりが発展できるように仕組になっておって、それを政府が間接的に支持していくと、こういうことになっておるわけですから、そのとおり実行しておるわけでございます。

○坂倉藤吾君 提起をされております議題と異なりますから、それ以上追及をいたしません。率直に申し上げて、いまこの食肉はまさに日本の主食の位置にのし上がっているわけですね。そういう立場からいいますと、いま大臣も触れられておりま

すように、安定的供給の立場、いわゆる需要と供給のバランス、こうしたものを見詰めながら将来の安定性に向かって、価格だけじゃなくて量も含めて、さらに生産体制、いわゆる国内自給率をどういうふうな安定をさせ、それを継続していくかという観点、こうしたものが総合的に組み立てられていかなければならぬと思います。したがって、農林水産省としてもその辺を重視をされて、ふだんから将来展望を含めた指導というものが、生産者にもわたって行われていかなければならぬと思うんです。

そこで、生産者の意欲というものをそぐような形のものというものは、事前に展望をしつつ、その調整を無理なく行っていくというところに力点が注がれていかなければならぬだろうと思うんです。そういう立場から、価格の占める比率というのは大変大きなウェイトを占めますが、少なくとも今日の状況から見ても、余りにも経済合理主義の追求のみで価格決定が行われているということについては、私は大いに問題ありというふうな指摘をせざるを得ないと思います。したがって、そういう観点から、今後この畜産政策、価格政策についてもっと具体的に掘り下げた議論と検討、それから価格の割り出し等についても、もう少しそういう状況を踏まえた一つの制度というものを組み立てられるように御検討いただいております、こういうふうな思いです。

そこで、本日の議題にかかわる方に進んでいきたいと思いますが、本年度の大臣の水産振興について所信をお聞きをいたしました。この水産振興の中で、沿岸部分は大体七項目にわたって具体的対策を含めた一つの提起がございました。ところが、遠洋漁業に関しては、このことを重視をする姿勢はうかがえるわけですが、具体的には資源開発と漁場開発、それから漁業外交のいわゆる充実といえますか、この三つの骨組みになっておりまして、その骨組み自体は、昨年の中川大臣の所信と何ら変わるところがないわけでありまして、したがって、新しい検討をした結果の政策という

ものが全然所信の中に生かされてきていない。これは全体のバランスの関係で、あるけれども触れられなかったということなのでしよう。私は理解をするわけでありまして。

聞くとところによりまして、どうも大臣の任務の三分の二は遠洋関係に注がれているというふうにも聞いておるわけですから、熱意のほどがわかっておりながら、なぜ所信の中にそれしか出なかつたんだらうかということについてのきわめて私自身の不満があるわけでありまして、そこで、この際に、今日の漁業情勢における遠洋漁業に對します基本政策、これに対する所見をもう少し砕いて承れば結構だと、こう思うんです。

○国務大臣(渡辺美智雄君) 確かにこの沿岸漁業の問題については、いろいろな具体的な点を申し上げてあります。遠洋漁業は、御承知のとおり日本の国内で自由になるというものではないし、他国の二百海里内あるいは公海でやっておるわけでありまして。そこで一番問題なのは、それぞれの地域の二百海里水域内における日本の既存の漁業というものがどうしても制約を受けるという世界の趨勢になっておるわけであって、何とかしてこれをいまままでの漁業権といいますが、漁業の漁獲高といえますか、それを守っていかなくちゃならぬ。このために私は、新しく今回漁業外交の展開というところを政府が一体になってやらなくちゃならぬというところを総理大臣にも進言をして、そうして施政方針の中にも入れてもらったわけでございます。漁業外交なんというのをもし総理の演説の中へ入れれば、それじゃ労働外交もあるのじゃないか、農業外交もあるのじゃないかというふうなことで、外務省からいろいろクレームがあつたらしい、これは裏の話だけれども。

しかしながら、これはもう全然別で、二百海里というところで世界じゅうがこれはもうやるといふ、急激なそういう状態になったのだから、農林水産省だけではなかなか手に負えない。したがって、政府が一丸となってこれらの外交の展開を図って、それで入漁料の問題にしてもむちゃく

ちや高いことは困るのだし、あるいはいろんな漁業協力といつても難題ばかり吹っかけられてもこれもできるものじゃない。したがって、そういうようなことを大いにやって、外国との交渉関係というものが案外に多いのです。この遠洋漁業においては、したがって、これは国内で魚礁をつくるとか、そういうふうなことだけじゃなくて、相手のある話でございますから、具体的にそれはそれぞれの国によってみんな違うのでなかなか書き切れない。しかし、そういう精神でひとつやっていくのではない。

また、そのためには、水産業に特に関係の深い国には在外公館に水産の専門担当者、こういうような者も配置をするようにしよう。民官一体の大型の使節団や民間駐在員の諸外国への派遣、こういうものもどんどんこれからやっていくのではなか、あるいは発展途上国に対する専門家の派遣、それから機械とか機材類の供与、海外の漁業協力の推進、こういうようなことなど、抽象的ではございますが、それぞれの国によってやり方はみんな千差万別なところがあるというものですから、それぞれの国に相応したものをやってまいりたいと考えております。

御承知のとおり、入漁料の問題にいたしましては、南太平洋のように国によってむちゃくちやに高いというところもあるし、行かなくなつたて金を取ってしまうのだと、精算払いもしてくれないというところなどもありますから、これについては、ことしは初めて九億円というようないは利子補給の予算も計上するなど、遠洋漁業についてはそれはかなり力を入れてやっておるということはお認めをいただきたいと存じます。

○坂倉壽吾君 力点を入れているということはわかるんですが、一つ一つそれが具体的に実効をあらわしてこないといふ悪いわけでありまして、正直言つて、いまのところ努力はしているけれども後追いの体制を指摘をせざるを得ないんです。したがって、従来からの日本の遠洋の世界に占める位置づけから言つても、むしろ先手をと

る、こういう立場をぜひひとつ打ち出してもらいたいというふうに思うんです。とりわけ二百海里時代の幕あけと同時に、特に遠洋についての漁業の体質変化、そういう形を余儀なくされてきておるわけですね。

従来の自由捕獲型漁業といいますが、どこへでも押しかけていって好きなだけ魚がとれてそして運び込むことができる、こういう形のものから、いわゆる資源管理型、しかも、その資源管理を、各国が自分たちの近辺については責任を持っていこう、しかも公海上の資源についてもこれは共有の財産という立場で、それのなくなることをどう防ぎながら未来に生かしていくのかという立場というものが考えられるように変化をきてきているわけでありまして。したがって、それに伴うような漁業体質というものを、あるいは漁業秩序というものを打ち出していかなくちゃならぬ、こういうふうになるわけでありまして。いわば、遠洋については構造的变化の時代を迎えている、こういうふうな言わざるを得ないと思うんです。

そこで、長期的な展望をひとつ明らかにしながら、そうした構造変化を具体的に新しい秩序に向かって誘導していく、こういう任務というものが、私は水産行政の基本的な形の中に出てこなければならぬというふうに考えるわけでありまして。したがって、誘導していくということ、それからそのための諸準備をさせていくということ、いわゆる指導、並びにその指導に伴うところの幾つかの助成、こうしたことが具体的な施策となつてあらわれてきて当然ではないんだらうかというふうに思いますし、そのことがきわめて重要ではないだらうかというふうに思いますので、これはまだ検討の段階を幾つか経なければならぬというふうに思いますが、それらの諸準備の状況あるいは物の考え方等について、大臣もそうですが、これはむしろ長官に責任を持ってお答えをいただければというふうに思います。

○政府委員(森澤治君) 御指摘のように、とる漁業からむしろつくる、あるいは育てていくという

ぬと、かように考えております。したがって、今回の問題については、農林水産省といたしましては、農林水産省の範囲内でできるだけのことを誠意を持って対処してまいる考えてございます。

○坂倉藤吾君　そこで、一つの具体策という立場も踏まえて私は提起をしたいのです。前にも提起をいたしましたのが、各国の経済水域等に入る場合の入漁料の支払い方式なんですね、おおむね事前支払いというのが前提になっておるようでありま

す。ただ、各国それぞれ全部異なりますね。たまたまそこで形は異なるけれども、対応の仕方というものについてはこれはやはり一つ筋が通せるんじゃないだろうか。その辺で政府が介入をし、最低の

安全を保障するという対策　こうしたものが立てられないかどうか。

て、これは政府が助成をしてもらいたい。あるいは政府が負担をしてもらいたい、こういう声は前々から上がっておるわけですが、そうした対策、基本的見解というのが一体今日段階どうなってい

るんだらうか。どうも一向に進んでないように思えます。私は、最低条件といいますか、この入漁料に対する足切りがあつていいと思うんです。それ以上のものは足切りを政府が保障すると、それ

以下のものは業者で負担してもらおうというようないゆる足切りを保障するということは、先ほど言いましたように、そこに入っているトラブルを葬

それから、性格的に、たとえば最近の入漁料と生をさせるということについての最低の防波堤になるんじゃないだろうかという感じがいたします。

いうのは、單なる入つて漁をするからそれに見合ふところの補償金という立場ではなくつて、バプア・ニューギニア等に見られますのは、農畜産物との交換条件、いわゆる日本への輸入と引きかへ

にこれは一体どうなのかと、あるいはまたニュージーランドあたりでは、わが国へのイカの輸入と

四

の關係は一体どうなのだろうかとか、そういう相
関連をして総合的に組み合わせられて入漁料の感覚
というものがやっぱり出てくるわけでありました。

ソ連にいたしましても、韓国あるいは北朝鮮、中国との関係等についても、そうした事情があるわけでありまして、あるいはまた、アメリカの年間約二十二億に上るいわゆる入漁料については、余りにも大きいんじゃないのかというような形の問題等の指摘もあります。そういう観点からいまして、どうなんでしょうか、卒直に言つて、それらをもう一度検討し直して、そうして新しいひとつつ入漁料に対する支払い方式というようなものを明確にすることができないだろうかというふうに思っています、いかがでしょうか。

○國務大臣(渡辺美智雄君) 業界などでそういうような御要求のあることは、十分に承知をいたしております。いたしておりますが、本来この入漁料は、漁業者自身が操業の必要経費として支払うというのが私は原則だと思います。政府がいま御提案のように、軽微なものは業界がみんな払っていいけれども、あんまりうんと重いようなものは政府が見たらいいじゃないかと、わかりやすく言えばそういうような御意見ではないかと思ひます。ところが、まあそういう御意見が出るのも私にはわからないことではないのです。国によって本当にむちゃくちゃなことを要求してくるものもありますし、売上高の一・二％とか〇・五七％とかというカナダのようなところもあるかと思へば、ニュージーランドのように三・二％とか、あるいはバプア・ニューギニアのように四・一％も出せなんて言ってくるところもあるわけですから。特に發展途上国とか、あるいは小さな比較的经济力の低い国などが大きく要求してきている。それに對して日本は経済大国のように思われておるかも知れませんが、入漁料が高かったら政府が見てやるよなんていうことを言っちゃったら、ますます吹っかけてこられるという危険性もこれはあるわけですよ。

したがって、われわれとしてはそんな不当な入

漁料、ばかなことがあるかと、入りもしないうちからもう前金でそんなたくさんの金をよこせなんていうことは世界じゅう通用しないよとかいう交渉をどんどんやっているわけですから、したがって、そういう交渉をこれからやったり、それから、現に交渉中のものもあります。そこで、最初から、ある程度は業者持ちだが、それ以上は国がみんな見るのだというように言うのと、ますます吹っかけられるということも外国じゃあるわけですよ。したがって、気分としてわかりますが、やはり原理、原則としては入漁料はそれは業界の負担と、しかし、べらぼうなものについては政府は当然交渉をしてそいつを安くさせる、世間並みのものにやらせるようになますいろいろな交渉をやる

しかし、いつまでもまとまらぬというようなものについては、臨時の措置としてたとえば九億円の利子補給の金を出すとか、そういうことはやってはおるのです。やっておりませんが、やっぱり原則は業界負担で、そんな高くでは魚をとりに行けませんよ。だれかにとらせなくちゃ向こうも困るわけですから、実際は、まあ吹っかけてはみたものの自分じゃとらないのですから、そこらのところはお互いに合い縁奇縁で、大体接点がとおのずからできるところがあるわけですから、それを早く引き出すような方法が一番よいのではなからうかと、かように考えております。

○坂倉蕭吾君　これは、前中川大臣も同じ答弁です。そのことは方針が変わつてないと、こういうことなんです。がね、私は考え方の問題としまして、いま大臣が答弁されておるような考え方もあると思う。しかし、もともと自由経済の中における契約の自由の原則からいけば、たとえば入漁料の交渉が、本来行つた漁業者自体がその国と自由な契約ができる、こういう立場が保障されればこれはまた別だと思えます。しかし、そこに入る漁業者自体が交渉の権限は全くない。国と国との間で処理をしなければならぬ。

条件として、いま大臣が言われたように、国が

保障するということとなら多額のものを吹っかけられるという一つの問題もあるでしょう。しかし、それは国と国との間の中での選択で処理の済む問題であるであらう。言うならば、操業をする漁業者自体がこの条件を付すことのできない形になっておるところの入漁料だけに、それをどういうふうに政府がこの問題についての対処をしていくかということその考え方は、私はもう少し違った観点からも見直してみる必要があるんじゃないだろうか。いままでの考え方の踏襲の中で一歩も出させませんよという形では、ちょっといただけないように思うんですが、いかがですか。

○政府委員(森整治君) いま先生の御指摘になりました問題は、要するに国と国が結ぶのだから、それでいろいろ関係の業界に若干しわが寄るようなこともあるのではないかとそういう御趣旨の御質問であるとすれば、これにつきましてはよく業界と、実は交渉には業界も参加いたしております。そこで、かつてのパプア・ニューギニアが非常に高いわりにまとまったということについては、いろいろ私どもも業界に、一番最初の交渉だからということ、まあニュージランドの交渉が難航しておりましたそういう背景もございします。それを除きましては、むしろ最近では御承知のように、非常に経営の不振の中でどうやって入漁

りの漁業の支払い得る限度というのは業界が一番よく知っておるわけで、その点を勸案しながら、われわれもその事情を相手方に説明をしながら、現段階で入漁料交渉を行っているということが現実の姿でございまして、いままででもわりにうまくいったと思われている国も、実際には魚群が形成されなかったりしまして、実はむしろ向こう側の方で、余り来ないものですから、とりに行かないものですからいろいろな心配をして交渉に来るといふようなこともございます。ですから、それぞれの話し合いで、いまの段階は無理のない入漁料の交渉をしていくということが、一番現段階では適切なことになるのではないだろうかというふう

に思っております。

それで、今後の問題につきましては、一通りいろいろな入漁交渉が一巡をしたあたりで、いま私も九億の助成をして、基金からいろいろな助成を考えておりますけれども、それも全体を含めましてどういう姿にしたらいいかということ、その段階でもう一回見直すということにいたしたいというふうに考えておるわけでございます。

○坂倉藤吾君 次に移りますが、次に水産物の調整保管事業がございますね。これの現況、それからその事業の事業効果、こうしたものについて説明をいただけますか。

○政府委員(森盛治君) 調整保管事業はこの数年やっておるわけでございますが、順次その事業対象も拡大をしてまいっております。多獲性魚、ノリ、ワカメ、冷凍すり身、それに五十一年にカツオ・マグロを入れました、五十二年に魚かすなり魚粉を追加するというようなことで、その拡大に努めてきておるわけでございます。五十四年度におきましては多獲性魚、ノリ、ワカメ、カツオ・マグロ、冷凍すり身、魚かす、魚粉ということで約二十億の予算を計上をいたしておるわけでございまして、その中身としましては、調整保管を行う団体に対します利子補給と、その調整保管の結果赤字を生じた場合にその赤字分に対して無利子の融資をする、その原資分を魚価安定基金を通じ

まして助成をするというたてまえで運用をいたしておるわけでございます。

そういうことで、今年度も相当資金の充実に図っておるわけでございますが、たとえて申しますと、カツオ・マグロにつきましても、去年はマグロが一応一万八千トン、カツオが一万トンというところでございましたけれども、今回は計画でございますが、それぞれ二万五千トン、三万トンというところで、対象の数量も拡大をして予算を考えておるというところでございます。

そういうことでございまして、この事業というのは、結局国内で安いときにはある意味では買い支えをして、それで高いときに放出する、きわめて教科書的に言えば、そういうことになるわけでございますが、実際の運用といたしましては非常に構造的な問題が根っこにある場合に、単なる調整保管をもつても効果が上がらないというところは当然考えられることでございまして、逆に言いますと、むしろ買手が安心して買いにこないというふうな、運用の仕方によりましてはそういうことも起こり得るものというふうに思っております。しかし、基本的には、やはりこの制度自身そういう運用を行うということ、またその必要性というものはこれは変わることはないわけでございます。まして、全体の供給の体制あるいは需要の体制、簡単に言いますと余りとらないようにすると消費を拡大するのと、それから輸出、総輸入、そういう問題を、全体を絡めた中で事業の運用というところが必要であらうというふうに認識はいたしております。

○坂倉藤吾君 前にこれも提起しましたが、たとえばカツオなど政府買い上げなんというのは、この事業の中に検討の余地はないんでしょうか。

○政府委員(森重治君) これは水産物の場合は、自由流通という自由な流通をたてまえにいたしておりますし、物が大体鮮度を重視するということ、そういうこともございまして、それから、産地によっても非常に違ってくるという問題もございましてしたがって、いろいろ規格化が困難だということ

も、そういう技術的な問題あるいは操業の問題にいたしまして、たとえて言えばカツオにいたしましても、例のまき網もあるし一本釣りのもあるというところもございまして、南方に行くのも近海のものもあるというふうなことで、いろいろ値段のとり方というものがむずかしいという技術的な問題もございまして、ただいまのところそういうことは非常にむずかしいのではないかとこのように思っております。

○坂倉藤吾君 魚価対策が中心になりますね。それで、調整保管事業とそれから魚価の安定事業資金の絡み合わせ、この辺で、もう少しやはり効果が何か出てこないんでしようかね。率直に言って、一昨年の夏あたりからもうほとんど採算ベースに合わない魚価がずうっとこう続いている、御承知のとおりだと思っております。そうなりますと、何らかの根本的な形、過剰だからということだけでは私は済まされない一つの問題があると思うんですが、自衛生産調整等を行って、それぞれがやはり努力をすることは御承知のとおりですが、その辺の効果というところになると、きわめてこれは鈍い反応した示してないということ率直に言わざるを得ないんですが、何かどこかメスを入れるという工夫はできませんか。

(委員長退席、理事青井政美君着席)

○政府委員(森重治君) 確かに先生御指摘の問題、結果的には、調整保管の買いに価格と価格が高過ぎてということに結果的にはなつたわけですが、それと、買ひ支えをしてとかも、息が統制なくして価格をもう一回下げた、それでもうまくさばけなかったというところもございまして、これは先ほど私、申し上げましたように、基本的にやはり円高ということでアメリカの輸出市場が伸びないというふうな問題と、今度アメリカの方が逆にまた豊漁であった、それから内需が伸びない、にもかかわらず生産の方はわりに豊漁であった。また、ことに近海がよくとれたという、そういうような需給全体の背景が、物の見方によりましては恐らく構造的な問題が出てきたというふうに考

えていいのかもしれませんが、そういう事態が出た。そういう中で調整保管事業でございまして、非常に効果が出てこなかったというところで、そういうものを織り込んだ価格というものをどの辺に求めるか、これは非常に私はむずかしい問題ではないだろうか。

確かに、逆にいう生産費、生産費のとり方はむずかしいのですが、生産費が何かで需給いかにいかかわらずというふうなことで価格を決めるならこれはまた別でございまして、ただそんなことをしても結局どうにもならない話でございまして、そこをどうにかするわけに運用していかかというところになるわけにございまして、今回の生産調整に踏み切ったわけにございまして、その効果が出てくるのか出てないのかということにつきまして、これは非常にむずかしい、ただいまの時点におきましては、私自身も、価格の推移といたしましては確かに戻しつつあるわけにございまして、戻しつつあるというふうな数字的には見て差し支えないのではないかと思います。それが、今後その傾向がなお続くのか、一時的なものであるのか、これは私も断定はいたしません。

したがって、これ以上の何か対策が必要かどうかというところについて、もちろん業界でも検討いたしております。私ももうそういう検討の推移をながめながら、私も政府がそれに対して何か援助する、あるいは政府自身が関与していくということが必要であれば、もちろんそういう対策を講ずる段階に來ておるとは認識をいたしております。そういうふうなことでございまして、そういう問題につきまして、もう少し運用の結果を見てまいりたいというふうに考えておるわけにございまして。

ですから、もう一回、くどいようでございまして、調整保管事業そのものにつきましては、私どもその制度なりにつきましては、なお今後強化を

していくべきものであるというふうに考えておるわけにございまして。

○坂倉藤吾君 それに関連をしつつ進めていくわけですが、水産物の輸入調整、これもきわめて魚価にはね返るわけですね。そこで、五十年、五十二年、五十二年と、こうながめていきますと、生鮮、冷凍物のカツオ・マグロ、カジキ類、これを数字でながめたときに、輸出、輸入の関係というのは、大変びっくりするような形に実は数字が置かれておるわけですね。たとえば、五十年の場合には輸出が三万三千六百四十五トン、輸入が十一万六千五百五十二トン、こうなっております。さらに五十二年には輸出が七万三千四百四十二トン、これに対して輸入が十萬七千八百六十六トン、五十二年には輸出が七萬二千四百四十二トンに対して輸入が十三萬六千七百九十トン、こういう数字が出てくるわけですね。これと先ほどから論議をしておりますいわゆる調整保管あるいは魚価安定事業、こうしたものの絡みからいまして、この辺の調整、輸出入の調整というものは、これと組み合わさってどういうふうな考えでいらっしゃるのかというところがちょっと疑問なんです、いかがでしょうか。

○政府委員(森重治君) カツオ・マグロの輸出入の問題でございまして、それぞれ先生御承知のように、市場なり用途が違っておるということがございまして、かん詰め用を中心にしての動きでございまして、ビンナガを初めとするそういうもの中心の冷凍品とかかん詰め類というふうな理解をいたしております。輸入の問題になりますと、韓国のマグロを中心とする生鮮用のそういう韓国、台湾、そういうところからのマグロの輸入の規制というのか、輸入問題というものが中心の問題であるというふうな考えでございまして、それと、それと、要するにいま一本で数量がどのくらい出て、どのくらい入ってというわけにも必ずしもまいらないと思っております。ただ、輸出については停滞でございまして、そっちの方は私も私どもむしろ需要開拓なり消費促進という意味から、昨年

はFAOの援助だけでなしに、外務省に計上してあります。発展途上国に対しましては無償援助の対象物資に入れます。十二億五千万円程度のカツオ・マグロのかん詰めを発展途上国に無償で提供するというのも実際にやってきたわけでございます。

それから、輸入の問題につきましては、昨年非常に韓国のマグロの輸入問題がシリアスになってまいりまして、韓国に強く要請をいたしまして、五十三年の輸入はむしろ前年をさらに下回るといふ結果になって、九〇％程度に抑えたわけでございます。抑えるという言葉はいいかどうか問題でございますが、調整を図ったということでございます。いまのところ私も、その結果マグロの価格につきましては、キハダ類を除きましては一応満足する——満足し過ぎても問題なんではないんですが、ということば、やっぱり消費者対策も考えなければいけませんし、そういうことで、一応漁業者としてそう不満のない価格水準に戻ってきているというふうに私は認識をいたしているわけでございます。したがって、何とい

いますか、硬直的に運用を考えるとということではない、それぞれの輸出入の問題を、一応わが国の自由貿易の体制下において考えていくという一つの命題があるわけでございます。その中でなるだけ需給の、なるだけというよりも、当然需給のバランスが合うように、また、価格も安定した価格水準が維持できるように、それぞれの手法を使いながら、いろんないま私が申し上げました手法を使いながら調整を図っていくように努めてまいりたいというふうに思っておりますわけでございます。

○坂倉藤吾君 特にこの輸入調整といいますが、そういう形のものについては現状カツオ・マグロ、特にカツオの場合等は、もう赤字覚悟で出漁しなければならぬというのが今日の現状ですね。先ほどの論議とも絡みますが、しばらく状況を待つてみなければ、こういうことなんです、待つてみるゆとりがたとえば漁業者の方に今日あ

るのかどうかという、私はあと半年果たしてもつんだらうか、そんな気が率直に言っているわけですね。いろんな対応で支えていかなければならぬわけですが、したがって、これは今日のそういう事態を踏まえてきわめて問題があるだろう。

そこで、この輸入のいわゆる品種の問題、それから時期と量、こうしたものが魚価との関係において、あるいは経営の維持という観点から見て、もう少しやはり突っ込んだ調整というものを具体的に実現できるようにしていただかないと、これはまるきりつぶれてしまうというふうなことに追い込んでしまふのじゃないだろうかというふうに思います。それから、ぜひその辺はもう一度再検討をいただいております。こういうふうに、これは問題の提起にとめておきます。

それから次に、カツオ・マグロの消費拡大です。これは今日の日本の全土におけるいわゆるカツオ・マグロ——マグロは相当全体化をしていますが、特にカツオの消費というところになります。まだまだ地域的な偏り、これは技術上の問題その他いろいろあると思いますが、結局偏りを示していることは事実であります。そこで、サブ、イワシなどの大衆性魚の消費拡大の一つの対策として、効果がどういふふうに出るかとはともかくとして、生協連を通じたバック入りの販売に一億円の補助が出ると、こういう話です。そうした試行というものは、たとえばカツオ等についてこれから講じられないのかどうか、その辺の検討は行われておるのだろうか、その辺の考え方をひとつ明らかにしてください。

○政府委員(森澤治君) 御指摘の消費拡大、きわめて私どもも重要な問題だというふうに考えております。ことに御指摘のように、カツオにつきましては地域差というものが無視できない。ともかく食べないといいますが、生鮮で食べない地域と、よく消費する地域というものが歴然としておるということも、よく念頭に置いてやらなければいけない問題だというふうに思っております。で、消費拡大のためにいろいろなマスメ

ディアの手法を使つてやるということは当然でございますが、今回新たに考えております、産地で消費者の利用しやすい形態に冷凍処理いたしました、これを小売店あるいはスーパー等で、あるいは適当なところで冷凍形態のまま販売をするという実験事業を仕組んでおりますが、この中には、多獲性魚とあわせて、カツオ・マグロもその対象にするというふうに考えておるわけでございます。

○坂倉藤吾君 あと少し具体的な対策についてお聞きをしておきたいと思っております。先ほど討論経過の中にありましたように、魚価が暴落をした等の状況の中で、いわゆる自主調整ということ、生産調整で休漁等を行います。昨年の場合、具体的にそれがあらわれました。今後そのことが想定をされるわけですが、これは全体の状況を把握をするために水産庁の中に入つて、業界との話の中でそういうふうにした方がよからうという結論に基づいて行つた、こうなります。したがって、それは相談に乗つたから責任があるんじゃないかという立場じゃなく、水産行政を行うという大局的な立場の中で、しかもこの経営維持ということを考えたときに、率直にこの自主調整をしておる側にとってみると、その間の次に調整をしたところの準備体制を維持していく立場からいいますと、雇用船員の、いわゆる散らしていかない対策というのが一番ポイントになってくるわけですね。したがって、その間の休業補償その他が、大変大きなウェイトを占めてくるということになるわけですが、その他ももちろんあるんですが、

したがって、そういうような現実的な立場から見て、雇用船員の最低賃金の線をはたか裏打ちをしていくということを含めて、いわゆる維持経費について若干の助成策、これはとられるべきではないんだらうか。今日融資制度は行われておりますが、補助という立場にはならぬわけですね。借金は重なるけれども、これはやっぱりもつた金じゃありませんから返さなきゃならぬ、

したがって、かきとてかきとて、こういう悪循環になつていくわけですから、そういう立場から見ても、もう少し明確な補助措置というものがとられてしかるべきではないだろうかというふうに考えますが、その辺のお考えはないんでしょうか。

○政府委員(森澤治君) 生産調整につきましては、九月から三十日の各地全船回持ちで休漁をするということで、二百十隻を対象に実施をし、それを私どもとしましては承認をするという形態でございましたけれども、確かにそういう指導をいたしたことも否めない事実でございます。しかし、この問題につきましては、先生御承知のように、低利融資を考へるということ、近く償還期間につきましても考へたいと思つておりますが、そういうことを考へまして、一応先生御指摘の労務費等につきましても手当てはしたつもりでございます。

ただ、いま先生がおっしゃつたのは、むしろ何か補償的な措置を講ずべきではないかという御質疑かと思つたんですが、これは一時的な休漁でありまして、私どもはその休漁に伴います価格効果というものを考へておるわけでございますが、たまたまといつたしましては、数量を抑えて価格を持ち上げて全体として経営が回復していく、その回復していく中から償還していただく、こういうことで、ただし金利は相当安いものにしてほしい、また場合によっては、期間をいたしましてはそれはもう少し長い長期のものを考へても差し支えないというふうなたまたま考へておるわけでございます。そこで、先ほどの価格の問題にまた戻つてしまつたんですが、一応これでうまくいくという想定のもとに、融資対策で手当てをしたというふうに理解をしていただきたいと思います。

今後それがどういふふうになつていくかということにつきましては、あるいは先生の御心配されるような事態が出ないというふうには私申しませんけれども、もう少ししばらく模様を見て、むしろ問題が起きるとすれば、あるいは先生お考えもされませんが、何かもう少し構造的な対

策の手を打っていくという方の際に、あわせて考えていくことにしたらどうであらうかというふうに思います。くどいようでございますが、直接的に補償するという考えはとっておらなかったし、いまとの必要もないというふうに思っております。

○坂倉藤吾君　ただ、今日まで長い間低迷しているわけですからね。先ほども言いましたように、出漁に当たって赤字を覚悟で出さなければならぬ、こういう状況ですから、たとえ私どもの地元の方の船員の待遇等を考えてみましても、実は出漁をしまして、従来ですと、たくさんとってきても漁価が一定のものがあつてある程度もうかるというところになれば、いわゆる基礎の船員の給与以外に手当がついて、それが大抵常識になつておつたわけですね。ここ最近では、もうほとんど乗組んでいっても、基本給以外に余り当てにできないという現状になつていっているわけです。そういう状況の中で今回休漁と、こういう立場になりますから、船員の家庭生活というのには私は大変なものだと思つておられます。しかも、それらを船主がある程度補償していかないと、次にさあやろうというときに人が集まらないという立場になつてくる。ここを何とか説明をしていかないと、私は、私は本場の対策になつてこないというふうに思います。

したがって、これがごく短期の間に、この時期に調整さえすれば次に回復ができるんじゃないかというのじゃないかと、本来当てにしておつたほかの手当がほとんど入らないような形になつて、基本給でどうやらこうやら生活をしてきた船員、それが乗り組んでいってもそうなんです。そういう状況の中で、さらにまた、もう全くの基本給だけで生活をなさなければならないことが強いられる、ここに大きな問題点がありますから、ぜひその辺ももう一度、現実的な姿を直視をしていただきながら、対応策というものはひとつ、もうこれ以上ないんだと言ふのじゃなくして検討をいたしたいとおきたいと、こういうふうに思います。

というふうに思いますが、漁業再建整備特別措置法に伴うところの漁業経営維持安定資金ですね、これは負債その他いろいろなものが出てきたときに、それを一時的に融資をしましてそして回復措置を講じよう、こういう趣旨合いのものですが、ほとんどこれはカツオ・マグロはもうすでにその資金の恩恵に浴しているという形になります。それから、これは償還期が出てまいつておりまして、私どもの方でも試算をしたら、大体一年間の出漁に見合う燃料費に相当する分を償還をしなければならぬという時期にまで、今日段階来ておるわけでありまして、したがって、できればこの経営維持安定資金についてひとつ返還の延長といふことが据え置き措置、こうしたことをぜひ今日とつてもらいたいという強いこれは要望が来ております。聞き入れていただきたいと思つておる、いかなるものでしょうか。

○政府委員（森重治君）　御指摘の経営維持安定資金のうち、五十一年度に入つてまいりますが、この問題につきましてはカツオ・マグロと、こう一括されておりますけれども、マグロについてはまあまあという感じがいたしますが、カツオの漁業につきましては、確かに先生御指摘のような、先ほどからいろいろの御指摘がございますが、非常にむずかしい経営状況に入つてきておるといふことは、私も認識をしておるわけでございます。

くどいようですけれども、価格が若干でも毎月平均が回復しつつあるわけでございます。これはまだ足りないという声もよく聞いております。二百円という声を聞かなければという、そういうような生臭い話も出ておりますが、ともかくその辺の全体の経営の状況がどういふふうになつていのか、いましばらくその状況を見きわめながらこの問題というのは、償還期限を延長するかどうかという判定をするかどうかということにつきましては、いましばらく検討をいたしたいと思つておる、いふに思ふわけでございます。

○坂倉藤吾君　検討していただくということですが、

から、いい方向だろうというふうに思いますが、これは大臣ひとついままでの議論をお聞きをいただいて、政治的にこれはもう検討というよりも、そういう措置をとるんだというひとつ御返事はいただけないか。

○国務大臣（渡辺美智雄君）　これは、カツオ業界はおしなべて非常に苦しい状態にあるということも私はわかつております。したがって、生産調整等を行つてある程度よくなつてきておるものもございまして、またそれでも全体的にどうしてまだだめだといふときには、そのときの方法を何か考えなければならぬということであつて、目下のところは慎重に見守つておるといふ状態でございます。

○坂倉藤吾君　償還期がもう切迫していますから、早くひとつ結論を出していただきたいと思います。

それから、これも強い期待を持ちながら要求をされていることですが、遠くに出かけていって漁をするということになりますから、しかもカツオの場合生きえが必要だといふことですね。いわゆるこの生きえの運搬、補給、それから現地に近いところの生きえの基地を何とか設定をするためのひとつ施策を講じてもらえないだろうか、こういう願望、これはもう御承知のとおりだろうと思つておる、その辺は検討をされておるんでしょうか、どうでしょうか、余り返事を聞いたことがないものだから。

○政府委員（森重治君）　生きえを現地で確保するという問題につきましては、確かに非常にカツオ釣り漁業のある意味では悲願の事業だといふふうな思つております。いろいろミクロネシアのたとえばマーシャル地区で、相手国との合併で生きえを確保するというような話が一部業界にもあるといふふうな聞いておりますが、たとへて言えば、そういうような問題が業界の意見として本場にできるといふ見通しで御相談があるならば、私も何かそれについての、どういふふうな手当てをしてあげたら一番効果的に応援できるかといふこと

とは当然考えてまいりたい。ただ、いろいろ技術的ないろいろな問題がまだあるのではないだろうかといふふうな思つておるわけでございます。

それから、全般的に申しまして、当然生きえを近くでやる、直接徴用する、そういうための施設等につきましてはいろいろ資金手当てがあるわけでございますが、そういう問題につきましても当然具体的な計画として上がつてまいりますれば、万全の協力は惜しまないつもりでございます。

○坂倉藤吾君　いすれにしても、遠洋の関係といふのは大変な事情にあるわけですので、ぜひここでのやりとり等を生かしていただいて、十分に業界ともいい解決策をひとつ立ててもらいたいといふふうに思っています。

次に、法案の中身に入つていきたいというふうに思いますが、第一にお聞きをしたいことは、従来から漁業といふふうな一般的にとらえますと、海面漁業、それから内水面漁業、この二つにおおむね大別をされておられますし、さらにまた、海面の漁業関係については、いま議論をしております遠洋、さらに沖合、沿岸あるいは海面養殖、こういうふうに分類をされておるのが常態であります。内水面の場合は内水面漁業と養殖の大体二つの部分で統計をされている、これが通例であります。そこに捕鯨が加つて全体の漁業構成を成している、こう見ているわけですね。

ところで、それぞれの部門といふのが、日本の食生活その他からながめていって、どの部分がどうのこうのという取捨選択なんといふことには私ははなから、どの部分も強化をしていかなきゃならぬ、こういう立場にあるというふうに思います。

（理事青井政美君退席、委員長着席）

この法律案が沿岸漁業といふふうな限定をし、中身はまた後で触れますが、この沿岸の法律で触れる部分からいいますと、内水面は内水面漁業、養殖を含め、それから海面漁業の立場からいけば、遠洋と沖合を除く沿岸あるいは海面養殖が当然含まれてくる、こういう法案の中身になつてい

わけですが、とりわけ沿岸というふうに文字をつけた、そこにしほったその考え方の一体は一体どこにあるんだらうか、この辺を少し明らかにしてもらいたいというふうに思います。

○政府委員(森鷗外) 今回の沿岸漁業を中心の対策といたしまして取り上げたゆえんのもの、一つは、大部分の漁業の形態が沿岸漁業に属しておるということが一つ、それからまた、その中でも個人の形態がほとんどであるということが一つ、それから沿岸の就業率というものが全体の約八割近いというふうなことで、そういうふうなことから、業種としてはいろいろあるけれども、二百里海時代の見直しという意味で、大半の形態なり事業者というものに着眼をして、そういう人たちにきめ細かい資金手当てをして、あげたいということが、今回の沿岸、海面養殖という考え方になっておるといふふうに理解をいたしておるわけでございます。

○坂倉藤吾君 そうしますと、今日、私もここに数字を持っていますが、五十一年実績で年間三十日以上漁業就業人員は大体四十七万人、これに對して沿岸が三十六万七千人、それから遠洋、沖合いが十万人、こういうことになって、沿岸が七八%、それから遠洋、沖合いが二%という比率がある。それから生産量からいいますと、たとえば五十二年度では遠洋が二百六十四万二千トン、沖合いが四百八十七万三千トン、沿岸が三百十八万二千トンと、こういう状況になって、遠洋が二五%、沖合いが四六%、それから沿岸が三〇%、したがってこの中身をながめてみたときに、沿岸漁業に従事するのは七八%近くありながら、生産量からながめてみたときにはまだ三〇%だ。したがって、ここに沿岸漁業の充実、もう少し効率を高めていくゆとりがあるだろうし、それから同時に、沿岸漁業に働く人々の零細性、ここに問題があつて、ここにメスを入れないと日本の漁業の健全な発展にならない、こういう立場が踏まえられてこの法律が出されたというふうに理解をして間違いないのかどうか、もう一

度。

○国務大臣(渡辺美智雄君) 私も、質問されたらそういうふうにお答えをしようと思つておつたところで、そのとおりであります。

○坂倉藤吾君 第二条に「沿岸漁業」の定義がなされておるわけですが、これは先ほど私少し質問で触れましたように、内水面の漁業、養殖、それから沿岸のいわゆる海面養殖、これはこの法律の適用範囲の中に含まれておる、こういうふうな解釈をして間違いないわけですか。

○政府委員(森鷗外) この法律で申します沿岸漁業の中には、一つは「小型の漁船を使用して、」また「使用しないで水産動植物の採捕の事業」を行うもの、それから定置の漁業、それから養殖業といたうこととございまして、当然内水面漁業は含まれるというふうな理解をいたしておるわけでございます。

○坂倉藤吾君 そこで、この第一条に「沿岸漁業従事者等」の「等」という文字が入つていますね。この「等」というのは、第三条の沿岸漁業従事者が「組織する団体」、これは切り離して条文では出ていますが、これは沿岸漁業従事者が組織する団体、それから政令で定められる一定規模以下の沿岸漁業、それを経営しておるところの会社と、こういうふうなことにこの政令の見込み事項の中では後段の方は明確になっておるようですが、それ以外に適用というものはあるのかないのか、その辺はいかがでしょうか。

また、それから一定規模というものは、会社の場合、これは従業員数で一つの基準が出てくるのか、あるいは従業員数のみでなくて、それ以外に何かこの法適用の基準というものが設けられるのか、その辺はいかがですか。

○政府委員(森鷗外) 御質問の第一点の「沿岸漁業従事者等」の方でございしますが、一つは、具体的に申しますと沿岸漁業を営む個人とその家族でございまして、沿岸漁業に従事する者あるいは雇われている者も入るといふ観点でございまして、「組織する団体」というのは、協同組合なり、生

産組合なり、いろいろ後で出てくるかもしれませんが、任意の団体あるいは何とかが研究会あるいは研修会みたいな後継者等養成資金の対象となりますもの、そういうものは当然含まれてまいると思ひます。

それから、後段の問題で「その他政令で定める者」という中では、一定規模以下の会社というところとございまして、何と申しますか、具体的な数はひとつの要素になると思ひます。いづれにいたしましても、主として沿岸漁業のこの法案の対象にしておきます階層というものは、零細多数のいわゆる何と申しますか、生業的な事業者といひますか個人事業者、そういう者が中心になって考えておるわけとございまして、それと均衡を失しない程度のものを考えているというふうな御理解をいたしたいと思ひます。

○坂倉藤吾君 まあ零細な、ある程度幅を持って見ていいかと、こういう趣旨合いとして受けとめていいわけですね。

それから、その団体の場合、いま例に挙げられた一つの研究会あるいは研修会、こういうような名称が出ましたが、たとえば実際に漁業に従事する者、これは大体通例として年間三十日以上、こういうものがありますね。これはそれが生かさるるだらうというふうに思ひますが、この自主的サークル、それで一つの団体をつくる、こういう形というものは、当然これはそのグループを対象にしてこの資金運用というものは行えることになるんでしようか。その辺を少し私は明らかにしておいてもらいたい、そう思うんです。

○政府委員(森鷗外) 研究グループみたいな任意団体も考えているということとございまして、沿岸漁業の改善等のために実際に活動を行つておる、その資金を貸し付けまして活動の奨励を図ることが適当であるということとあれば、その貸し付けの対象にしているのではないだらうかというふうに考えております。ただ、具体的に、これはそれぞれの都道府県が貸付規程で

一応の規定をしていくということで運用していくこととございしますが、その点につきましても、私も十分な指導はしてまいりたいというふうに思つております。

○坂倉藤吾君 無利子資金ですから、私は安易に使われては困るけれども、かといつて、余りかた縛りをされたんでは資金効果がなくなるから、これはその調知をどういうふうな求めるかで、これはそれぞれの県が具体的な条例なりつくつて運用されていくということになるんでしようが、その辺の指導をより少し、私のいま申し上げましたような趣旨が生かされるような立場というものが工夫をされていきましたと、やはりこの条例例、その他であるいは規定化をされますと、どうしても字句で表現をしますから、その字句にこだわつてごちないものになりがちですね。したがって、その弊を何とかひとつ除去していただきますように、これは要請を申し上げておきたいというふうに思ひます。

それから、沿岸漁業の従事者の立場で貸付申請をします。たとえば、法のたてまえからいいますと三つの種類がありますね。ざっくりばらんに言つて、生活改善資金と後継者の資金とそれから近代化をしていく資金と、こういう三種類があつて、それぞれ限度額がこう決められることになる。そうしますと、一漁業者の立場でこの三つの分類を、たとえば三口同じ人間が活用できるのかどうなのか。これが一つ。

それからもう一つは、先ほど少し触れましたように、団体が一つの対象になってまいりますと、団体に對する限度額は当然団体を構成している人員その他から割り出しをしながら幅が広がるんだらうというふうに思ひます。そうなりますと、一漁業者のこの資金運用の権限と、それからその人間がさらに団体に入つておつて団体が総括的に資金運用を図る形と、二重になる場合が想定をされるわけですが、その辺は枠をつくるのか、あるいはそういうところについては制限をしないで重複をしておつてもそれは構わないということにする

のか、その辺の運用はどういうふうにお考えなんでしょうか。

○政府委員(森繁治君) 前段の、経営、生活、後継者を重視するという御趣旨だと思えますが、それぞれの人によりまして違ってくるのではないかと、いろいろに思いますが、たとえば後継者資金と生活改善資金とは相矛盾はしないわけでごさいます。ただ、後継者であつて経営資金を借りると、これは後継者資金として独立に何か部門を経営的に営む場合に借りられるというそういう規定がございますから、むしろ後継者資金で経営資金を借りるというのがたてまえではないかと思えます。また、経営等改善の中で今度漁労の安全施設を借りられると、こういう問題がございますから、それは別に、その後継者が何かそういうことのための資金を借りるということは、これは排除されるべきものではないというふうに思えます。ですから、それぞれの目的に従ひまして必要とあらばということになるわけでごさいますけれども、資金の額その他によりましては、何といひますか、貸し付けの額が非常に多くなるといふことが具体的にあるかどうかとわかってまいりませんけれども、もしあるとすれば、その辺からはチェックされるというふうなことはあるのではないだろうかというふうに思ひます。

それから、後段の問題につきましては、ある個人が集まって研究グループがあつてという想定で、一人とその団体とのそれぞれいろいろの枠が目的によつて大体決まつておるわけでごさいますから、その枠の限度というものはそれぞれの事業に応じまして一応考えられておるわけでごさいますから、まあダブつてという——どういふことになるのか、具体的なケースの想定が私ちょっと頭に浮かばないのですが、いずれにしてもダブつてというのか、何かそれぞれの目的の枠があるのですから、それぞれの目的でどつちか一つに貸し付けが行われるのではないかと、いろいろに思ひますが、具体的なイメージが私自身も浮かばないものですから、ちよつとお答えになつてゐるのかどうかかわかりませんけれども。

○坂倉藤吾君 その辺が困るんですよ。たとえばこのうちの経営等改善資金の場合に、見込み事項からいいますと限度額四百万です。そうすると、団体を対象として貸し付けられる場合は四百万円ではないでしょうか、限度額は。上がるといふのはいいんです。どんな団体でも四百万円が限度額で、個人も団体もそれは一口なんだから四百万円以上は考えませんよという立場だと、これは法案の趣旨から言つて私はおかしいと思ひます。その状況によつては——この限度額というものはこれに何にも示してないわけですね。幾らが頭打ちなのかということは、全然ありません。そうなりますと、私が考えられることは、たとえば三十人なら三十人の構成員がある団体ということになれば、経営等改善資金をその団体でやる場合の最高限度額というのはいくら掛ける四百万と、それが限度額になるんじゃないのか。

そうした場合に、団体として借りる場合と、それ以前に個人としてたえば団体に入つてゐるが、その当時は団体としての必要はなかったけれども、個人としていふゆる経営改善資金が欲しいというところで貸し付けを受けておつた、それがたまたま団体の構成員の中に入つておつて、今度は団体がまとめてやろうという話になつた、その場合に重複をしますが、重複をするやつについて、あなたは今もう借り入れ済みだからあなたの方はだめですよというところで抑えるのか抑えないのか、その問題を明確にしたいといふ、こういうことなんです。

○政府委員(森繁治君) 具体的な御指摘がございましたけれども、まさに人数掛ける四百万ということになるわけでごさいます。そこで、いまのようにな個人が借りていてなお団体として新しい事業を起すという場合にどうかというところでございしますが、同じ目的の資金が個人と団体に出て、その中の構成員が重複しておるということでごさいますから、資金をいろいろな方に貸し付けていくといふ立場からすれば、両方をお貸しするということはどうもいささかどうであらうかという疑問が、私、いまとつきの御質問でございしますので、つぎの判断といたしましてはそういうふうな思ひわけでごさいます。同じ目的で同じ個人と団体が結果的には借りるということになりますから、むしろ個人の方をその際優先していただいて、全体としてまとめてもつと効率的にやるといふことであれば、そこで一回切つていただいて、全体としてもう一回借り直すか何か、そういう手続をとるようになるのではないだろうかというふうに思ひますが、いまとつきの御質問でございしますので、いま私の考えとしてはそういうふうにお答えをいたしたいと思ひます。

○坂倉藤吾君 とつきの質問と言われましたけれども、これは法案を提出してゐるわけですから、当然私はそういう事態というものは幾つか想定をされて、そしてこの案文というものは出てきてゐるんだらう。そうでなければいかぬと思ひます。したがつて、その辺が固まつてないといふのは、早く固めて、そして、いざ運用ということになつたときに問題の起こらないように私はしたいと思ひます。そういう意味で私は少し細かく聞いているわけなんです、具体例に合わせましてね。

しかも、この後継者資金等の場合にしまして、これは大体後継者養成ということになりますと、私は個人よりもむしろある程度のグループを対象に重点的に考えざるを得ないだらうと思ひます。もちろん親が漁業をしておつて、子がそれを見習ひながら養成をされていくというケースもあるでしょう。しかし、最近の傾向は、漁業の近代化に向けてもう少し開放的で集团的で、そういうことにならないと、大臣が所信で言つてゐるような新しい漁村づくりなんというのには私はできっこないと思ひます。したがつて、そういう意味から言へば、個人の問題とそういうグループあるいは団体、そうした仕組みとの関係については、資金運用の面で私はもつと掘り下げられて提起をされるべきじゃないかという気がいたします。

これはもう現に提起をされてゐるわけですから、私もこの法律案自体は趣旨としては賛成であります。したがつて、その辺の仕組みが出てこないといふ、このいたたいておられます限度額が果たして的確であるのかどうか、これでいいのかどうかという問題にまで発展をするわけでありますから、ぜひその辺は私は明らかにしてもらいたいというふうに思ひます。

それから、先ほど長官の答弁の中にありました、言うならば弁済能力によつて評価をすることができようなニュアンスですね、これは現にそういうふうにお考えなんですか。個人が幾つかこう重複して資金を借りますと、返すときは大変なことになる。したがつて、その人の弁済能力等がある程度勘案したとえば限度は生活改善は八十万、後継者は三百二十万、こうなつてゐるが、三百二十万を限度にしてゐるわけだから、それを低める場合があるやうと、そういう調整を本人のいゆる生活能力、弁済能力によつて査定をしようとする考え方というものがこの中で生きてくるんだらうかどうか。その辺が大変心配なんです、いかがですか。

○政府委員(森繁治君) 前段の問題につきましては、実はくどいようでごさいます、ある一つの事業を個人がやつておつて、その後研究グループとしてまとまつてやつた方がよいというやうな場合には、前の資金の施設というの新しい全体の団体としてやる施設に包含されていくのが常識でしようから、前の施設は施設として一応切るか、あるいは切らなくてもそれは施設として生かされるから今度は必要ないといふ、ほかの人とまとめてやる方の金として考えていくといふことで、ダブるということはないのではないだろうかといふふうにごさいます。その具体的なケースによつて考え方がいろいろの整理されてくるだらうという意味で申し上げた意味でございしますので、大変私の言葉が足りないといふれば、おわびをいたします。

それから、後の問題につきましては、別に制限

を設けておるからそれで貸し付けを切るとかいうようなことを言っておるのではなしに、これも具体的に経営等改善資金ということになりますと、相当施設なり何なりに金がかかってくる金があるわけでございます。その辺が非常にむづかしい金がかかっている、ある程度の新しい事業であるとか、そういうことのために無利子の融資制度ということ

を考へておるわけでございますから、余り危険な橋は渡らせたくないということも含めていろいろ考へがあるのではないだろうか。ですから、無条件に全部足して全部いいですよというわけにはいかない、そういう場合もあり得るでございますし、うというふうな御理解をいただきたい。制限する

つもりは毛頭ございません。

○坂倉藤吾君 次に、青少年ということなんです、この青少年、余り私、これまで年齢で何歳から何歳までというように区切ることは私は好ましくないんです、大体考えられる青少年の枠、その理解というのは一体どういうふうにお考えになっておりますか。

○政府委員(森鷗外君) どの程度の年齢というふうな御質問と理解をいたしますが、一応私どもの考へておりますのは、次代を担うと、こういう意味で一応義務教育終了、これは十五歳になるのです、それから上の方でございますけれども、三十歳までの、三十歳台、三十九歳になるんです、三十九歳まで、厳密に言いますと。

それから、従業者の年齢ということでございますが、従業者につきましては四十歳台、四十九歳までの従業者、被用者。

○坂倉藤吾君 被用者……。

○政府委員(森鷗外君) いろいろこれは考へ方というところもありまして、やっぱりUターンだとかいろいろなことも含めて、なるだけカバーをしてあげた方がいいという意味で、そういう運用を考へておるわけでございます。

○坂倉藤吾君 三十歳と三十歳台というのは大分違いますね、十歳の開きがありますからね。大体四十歳ぐらいまでのところは青少年という形でこ

の法案の趣旨合いから言つて生かされますよ、こういう理解でいいですね。

それから、被用者をこれは制限するんですか。私は、それはむしろそういう形の制限というのはよろしくないと思ひますが、どうですかね。

○政府委員(森鷗外君) いま私が申しましたのは、後継者等養成資金の中に「後継者たる青少年又は漁業労働に従事する者」というふうにごさ

いまして、その中で申し上げたわけでございます。それで、要するに実地研修に行く場合に、その研修に行く従事者というのはどのくらいの者を考へておるかというふうな意味でお答えをして、それから青少年というのはいま私が申しましたのは、いま先生がおっしゃいましたようなそういう十五

歳から三十九歳までの者が実地研修に行ける、そういうふうな適用を考へておることでございます。

○坂倉藤吾君 私とあなたと基礎は一緒なんです、物の論議の。しかし、後継者の、私は青少年はまあいいとして、以外の後継者対象ですが、なぜ年齢制限をしなきゃならぬのでしょうか、そのところがよくわからぬのです。私は、今日の社会情勢の中で、たとえば五十になったからもうあなたの後継者としてはだめですよという話になるんだらうか、いまのこの漁村の生活態様その他からなめていまして、私はそれは少しむづかしい論法だ。確かに、資金運用として、この若い人たちに重点を注ぐという姿勢については私は賛成です。しかし、少なくとも技術開発その他含めまして、漁業経営とそれから技術の習得をしながら新しいものに組み組んでいこうという熱意は私は年齢で制限すべきものではないかろう、こういうふう

に思ひますが、その辺はどうですかね。

○政府委員(森鷗外君) いま私が申しましたのは、後継者資金でいろいろ現地研修みたいなのを受けるのに金をかなり使つて行く。大した金——大した金と言へばおかしいですけれども、そういう研修のために必要な資金ということでございます。いま先生が御指摘になりますように、

この資金全体としていまのそういうような人たちが活用するものとしては、経営等の改善資金で実際にいろいろな事業的な施設的なそういう資金というのはいくらも出てまいりまして、ですから、まあ五十歳といふと、五十歳以上でございましてそれは年齢的な制限がなしに経営等の改善資金では借りられると、実際に事業なり何なりというものは借りられる、そういうものというのはいまその年齢基準というのはいまありませんけれども、後継者資金でそのためのいろいろな事業を恐らくやるために先進地を視察に行くということでございます。いまから、しかるべき年齢層ということ考へていいのではないかと判断だと思ひます。

○坂倉藤吾君 少し私はこだわりますがね。いま漁業の中核体というのは、これはいたいたた資料の中にもありますように、だんだん若手が減つてしまつて高齢化していることは事実ですね。そういう状況の中で実質的に力を持っているのは一体どこだろうか、そういう人たちの頭が切りかわつていかなければ、私は後継者づくりなんというものはできっこないと思ひます。正直言つて、

したがって、そういう人たちも含めて頭の切りかえをしつづつ重点をどこに置くかということになれば、私はやはりい言ひました、四十歳以下なら四十歳以下の層を重視をする、考へ方としては私はそういうふうな枠を設けてはよくないと思ひます。そこで長官が年齢制限的な発言をされますと、それが一つの基準になりますから、私はそれはぜひ取り消してもらいたいと思ひます。

○政府委員(森鷗外君) 後継者等資金というのは、先生御承知のように、農業、林業というふうな並べての制度として出ておるわけでございます。いまはかの育成資金に例がございまして、私も、私どももそういうことにならうたらどうかというふうなまままで考へておつたわけでございます。

なお、年齢の問題について、特に何か規定をする必要があるかどうか、さらに検討いたしました。先生御趣意の趣旨も十分検討させていただきます。

たいと思ひます。

○坂倉藤吾君 そこで次に、限度額が適正であるかどうかという観点なんです、実は評価の基準がよくわからぬわけでありまして。したがって、第四條に、経営等改善資金は四百萬、生活改善資金は八十萬、後継者等養成資金というのはいま三百二十萬と、こうなつておるんですが、この数字が八十萬だと三百二十萬だと、どこで——まあ言つてみると積算をしていろいろ形になつて、大体どういふようなものを想定をしていろいろのか。この数字が出てきた基礎になつた考へ方というのがわかつておれば、ひとつ説明をいただきたいと思ひます。

○政府委員(森鷗外君) まず経営等改善資金でございます。いま申し上げた、これは御承知のように、漁業なり養殖業で新しい技術を導入するという場合でございまして、その場合のたとえば省力化の自動操縦装置なり、そういうようなものをいろいろ考へながらその施設を対象とするということと施設的なものあるいは機具、機械類、そういうものを念頭に置きながら額を定めたということでございます。

それから、生活改善資金と後継者等養成資金につきましましては、林業と農業に類似の制度がございまして、この制度の実態を考慮して、限度額を決めたということでございます。

それからもう一つ、私もこの額を決めるに当たつての参考の基準といたしましては、現在各県単で類似の事業が行われておりました、これらの貸付限度額というものを大体見ながら、必要額を満たしているものというふうな判断をしたところでございまして。

○坂倉藤吾君 どうも聞いておりました、適当であるかどうかというのはいまよくわかりません。それで、ただ具体的に考へますと、たとえばこの生活改善資金、これはここに内容が例記してありますが、改良便槽の導入それから炊事施設の改善、その他いろいろの何かと言へば、大体嫁さんを息子さんがもらつたときに一部屋ぐらい改装をでき

るぐらいのものと、したがって、坪単価当たりからいって八十万あったらできるんじゃないかと、こういうような予想のようですが、実際には八十万で嫁さんの来手がありますか。嫁さんを入れるだけの部屋の改装ができますか。

私は、そういう意味からいいますと、この額自体、当初出発はともかくとしまして、もう少し実態に即して改善充実をしていく必要があるだろう、こういうふうな率直に言って申し上げておきたいと思えます。最近の大工さんの日当が幾らになったか御存じですか。一日日当は一万五千円、これは全国共通です。中には、組合に入っていないからおれは少し安くするということもありまして、そういうような状況の中で、八十万で、一体一部屋改装といえどもそう簡単に行けるものじゃない。しかも、一部屋改装をやろうとすれば、当然ここに挙げられておりますような改良便槽の問題あるいは炊事施設、この炊事施設だけでも、セットを買ってききますと、最近それだけでも二十万、三十万しちゃうんです。だから、もう少しこれは現実的な姿で、私は数字をやっぱりはじき出しながらこの検討を加えていって改正をしていってほしい、こういうふうに思いますが、どうでしょうか。

○政府委員(森鷗外) 御指摘のように、全部一部屋新しくつくるといふこともあるかもしれませんが、もう少し手軽なことを一応想定をしておるわけでごさいます。たとえば窓を新しくするといふようなことになり、ステンレスにするとか、いろいろなことを考えておるわけでごさいます。問題は、一応現在あります先行の制度との並びといたことが、どうしても制約要因にならざるを得なかったわけでごさいます。今後御指摘の問題は十分念頭に置きまして、毎年改善につきましましては当然努力してまいりたいと思っております。

○坂倉藤吉君 次に、第六條の關係に入りますが、ここでは保証人の問題が出ていますね。この保証人は、たとえば人数が書いてありませんから、書いてないといふことは一名でいいんだらう

というふうに思えます。それはそれで少ない方がいいんですが、漁どころという話になりますと、保証人になってくれる人というのは大体近所の人と、こういうことになるわけでありまして、お互いに借り合いをするという話になってくるわけですね。先に借りておいた人が、おれは借りておるけれども保証しようかと、こういう話になって、相互保証の仕方というのが通例となるんじゃないかと思えますが、特段それはだめだといふような規定はしないんでしょうか。

○政府委員(森鷗外) 保証人ということでございますから、一人一人によつていろいろ何とないますが、担保力が違ふと言えども違ふかもしれませんが、別に法律的に相互保証を排除するということは規定は置いておりません。ただ、ケース・バイ・ケースで、当然運用として何かそういうところでチェックをしていくことはいいものところと考えておきます。

○坂倉藤吉君 いない。

○政府委員(森鷗外) はい。

○坂倉藤吉君 次に、資金運営の關係ですが、三つの趣旨合いがあつて、それを組み合わせたから漁村全体の改善を図つていくこと、こういうことになるし、それから将来の展望を切り開いていくこと、こういうことに有効に使われるということになるんですが、こうした形のものとは従来、たとえば沿岸漁場整備事業とか、あるいはまた栽培漁業振興施設整備事業とか、あるいは沿岸漁業構造改善事業、本年度から新沼構事業が始まるわけですからそうした関係、あるいはまた、漁業集落環境整備事業あるいは漁港整備事業、幾つかの関連をするものがあるんですが、こうしたかかわりの中で本法のいわゆる特認事項といふものが、特認運用といふものが、そうしたものは考えられるのかどうか、いかがなものでしょうか。

○政府委員(森鷗外) 一応特認制度といふことは、いま先生いろいろ挙げられました、何といふますか、例示的に、メニュー的にいろいろの事業を掲げられておる、そういう場合に特認事業として別に貸し付けたり補助金の担当者の承認があればよろしいというふうな、そういう制度になっていると思ひます。

今回御提案申し上げておきますものにつきましても、技術導入資金みたいなそういうもので沿岸漁業の漁家の経営改善を図っていくというふうな場合に、当然地域的にいろいろ違いがあるし、また新しいその地域に向いた技術なりそういうものを導入していくということは当然考えられるわけでごさいますから、そういう場合に特認制度、これもいろいろ例示的に掲げていきたいと思います。でも、そういう場合に、特認制度というのは当然私も考えておるべきものであらうというふうな思つておるわけでごさいます。

○坂倉藤吉君 特認制度を考えていくということですから、それは大いに私も賛成をするわけですが、ただ大臣の所信表明にもありますように、農山漁村を活力に満ち、そして豊かで住みよい社会にしなげ生活基盤と生活環境の総合的整備を行う、こうなつておるわけでありまして、そういう村づくりをやつていくといふことと、たとえば漁業集落の場合に七割ないし八割まで漁家だと、いわゆる年間三十日以上漁業に従事するから生活をしていく家庭環境、あと二割五分なり三割なりが漁業とは直接関係のない生活状況にある。そこで村づくりを行うということになりますと、おのおの漁家中心になつて村づくりといふものは展開をされていくのは御承知のとおりです。その場合に、こういうふうな改善をしていくことではないかといふことが議題になつて決まつてしまつたときに、個々の家庭がそれに合わせて協力体制をとらないといふことはいいません。

そこで、先ほどの漁業集落環境整備事業等が活用されていくことになりまして、同時に、資金運用の点からいけば、当然漁業で生活をしていないが漁村で生活をしておる、大部分が漁家だ、こういう事業の中で、そこで決められた自主的な改善計画に沿ふような漁業に従事しない者の取り扱い、こうしたものは、地域指定等を行つて、そ

の地域における人は漁家と同じように、この資金運用が、一部についてはあるけれども、制約をしても結構ですが、ある程度それについていけるような資金運用というものが図られるというふうな道筋をあげていかないと、私は村の全体の改善にならないといふふうに考えるんですが、その辺はどんなものでしょうか。大変むずかしい課題だと思ひますがね。

○政府委員(森鷗外) いま先生の御指摘は、この資金の制度でいまのような漁業者以外のものも巻き込んで対応していかないと、本当の生活の改善はできないのではないかと、このことでごさいます。この資金を直接そこで活用することについては、ただいまのところ考えておりません。

ただ、先生のおっしゃつた問題はそれとおりでございまして、やっぱり地域ぐるみにこの問題は取り上げていかなければいけないということにつきましまして、私どももそれはそれとおりに考えておりました。たとへば、要するに別途やっております沿岸漁業構造改善事業でございまして、それから今度の漁業村落振興緊急対策事業でございまして、それから漁業集落の環境整備の整備を漁港予算、漁港関係でやっておりますが、こういうものも当然非漁家も含めてのものとして取り上げていかざるを得ないだらうし、またその方が効率的であるし、またそういうことは努めて当然対応してまいりたいといふふうに思つておるわけでごさいます。

○坂倉藤吉君 ただ、その場合に問題になりますのは、この資金制度は大体個人が中心なんです。個人あるいは漁家そのものが単位なんだ、末端の単位は、ところが、その他の制度といふのは、これは集団が対象ですね。そこに資金運用の大変な私は違いがあると思ひます。そういう意味から、私は先ほど申し上げましたような趣意を生かしていく一つの工夫といふものが展開をされないと実質的にはないと思ひます。ここに一つの問題が、エアポケットがあるように思ひますから、ぜひひとつその辺は工夫をしていただきまして、大臣の所信にある

わけですから、その趣旨が生かされるようにひとつお願いをしたいと思います。きょうはそれ以上突っ込みません。

次に、第十条の關係ですが、支払い猶予条件が述べられていますね。この支払い猶予条件の中で災害があるんですが、この災害には当然個人の火災あるいは盗難、あるいは養殖漁家の場合養殖しているものがいろいろ損壊を受ける、こうしたものが出てくるわけですが、そうしたのも当然この猶予条件の中に含まれて検討し、決定されるというふうに受けとめていいでしょうか。

○政府委員(森繁治君) 支払い猶予の条件でございすが、当然といいますが、火災それから盗難等が災害の中には含まれるというふうに私どもは解釈いたしております。

○坂倉藤吉君 次に、参考資料の制度の概念図がございすが、概念図でいきますと、かなめになつてまいりますが、水産業改良普及員室、これは一つの仮定の名前ですが、実際には運営協議会が持たれるということになるんだらうと思ひますが、この運営協議会がきつめて私は重要な課題であらうと思ひますし、当然これはその地域のそれぞれの地域特性を大要強く持つていてるところだけに、その地域における借り受け側の意見というものを重視をされなきゃならぬ、こういうふうな考へるんです。とりわけ最近の漁村の動き等をながめておきますと、漁協の婦人部、青年部は婦人部と比較をしますと運動として少し力が弱いようですけれども、いずれにしても青年部、婦人部、次代の漁業の後継を担当していく意欲を踏まえて、しかも漁業を取り巻くところの条件づくり等を含めまして、大要意欲的に運動が展開をされていることを見受けるんですが、そうした立場から私は、運営協議会の中に意見というものは大きく反映をされるという道筋を明確につける必要があると思ひますが、この運営協議会の構成等についてどういうふうにお考えなんだろうかと。

れぞれの単位漁協等の立場といひますが、単位村落の立場というものは一体運営協議会の場でどういうふうな取り扱いになるんでしょうか。三重県に全部それを代表して一カ所に集めて、その運営協議会が実権を握るといふ立場になるのか、あるいはある程度地方的に分割をしながら運営協議会の構成というものが組み立てられていくことになるんだらうか、その辺の構想は一体どういうふうになっているか、この概念図だけでは不明確なのでお聞きをしておきたいと思ひます。

○政府委員(森繁治君) これは指導でいろいろ運営の適正を期していこうというところで、適正なかつ公平な貸し付けが担保されるように、運営協議会というものを設置することを指導してまいりたいというところでございします。そこで、地域の実情に応じまして都道府県でどういう判断をされるかは別でございしますが、結局一つにするか、あるいはブロック的なものををつくられるか、それは都道府県の実情に応じた運営を私どもは期待をいたしたいというふうな思つておるわけでございします。

そこで、その構成について、前段の方の御質問でございしましたが、構成につきましては、当然貸し付け担当の県職員あるいは水産の改良普及員あるいは漁協の職員等も当然構成メンバーになるものというふうな思われまふ。都道府県の実情に応じて当然定められるわけでございしますが、その場合に、いま御指摘のような漁協のあるいは青年部なり婦人部の代表を構成メンバーとするというのと適当な場合もございしますし、一番それがいいというところもあるでしょうし、そうでなくて漁協の職員がそれを代表するということもあり得ると思ひます。それは都道府県の実情に応じて、一番運営が適正かつ公平に運営されるというところをねらいとした制度でございしますから、組織でございしますから、それに向いた取り計らいをされることを私どもは都道府県に期待をいたしたいというふうな思つております。

の細則、条例その他が決められてきたときに、いま長官が言われたような趣旨合いに抵触を反するような形が出たとしますと、これはどうなりましかね、是正を求めることができるとしようか。これが一つです。

それから、県の自主性に伴つて、たとえばブロックにそういう運営協議会を設置することでもいいだらうし、県一本でもいいだらうし、その辺は各県に任せるというんですが、いま具体的に提起をされましたように、たとえば改良普及員、この改良普及員がじゃブロックにという話になつてきたところ、私はたまたまどこに困ると思ひます。それはなぜかといひますと、たとえば私も三重県の場合には、ブロックに分けますと、北西の沿岸部、中西沿岸部、南西の沿岸部、志摩それから紀州方面二つと、少なくとも六つぐらいのブロックに分けないと、地域特性を生かし巧妙な運営は私は不可能だと思ひます。ところが現に生活改良普及員、いわゆる漁家担当というものが一体どれだけ配置をされているのだから、こういうふうに見ますと、わが三重県では残念ながら二名しか配置をされてないわけなんです。そういう形になります。

これじゃ、私は、とてもじゃないけれども、よき相談相手になること自体もむずかしいし、資金のところにも相談に乗つていくというふうな話になつてこないだらうというふうな思ひます。したがって、長官の言われるような自主性を具体的に生かそうとすれば、それに相応する一つの体制というものを強力に押し進めていかれるというふうな腹構えと同時に、実践行動に移つてもらわなきゃならぬですね。私は、これはちよつとそういう意味合ひでは、長官がどうのこうのというわけじゃありませんが、政治的に解決をしなきゃならぬ部分があると思ひます。いま大臣がお見えならいいんですが、お見えではありませぬから、政務次官、できればその辺の考え方と御努力、実態を踏まえました、いまの改良普及員なんというのはいくことになつていますし、自主性を生かそうとすれば、私は大変なこれからの課題が、現実

政治的に解決しなきゃならぬ課題が山積を思ひますが、その辺の御決意なりをお聞きたいと思ひます。

○政府委員(森繁治君) 政務次官から御答弁いただく前に私の方から若干申し上げたいと思ひますが、私、ブロックでつくつた方がいいというふうには必ずしも申し上げていないわけではございせん。それは先生も御了解いただけると思ひます。それから、ブロックでつくるときには、いまの定数からするといひます問題があるのではないかと、いふふうな御指摘でございまして、今後の改善措置についてわれわれも努力をいたしたいと思ひますが、たとえば言えば、たとえば生活関係の改良普及員というのは、漁家担当のといふふうな方は少いのでございします。ですから、やはり県として漁業以外の農家の担当の改良普及員をそういう場合に活用する方針であるかどうかによりまして、また運営の仕方でも違つてくるという場面も想定をされるわけでございまして、新しい事業としてこういう事業が出てまいつたわけでございしますから、その辺は普及員の県の使い方ということで、県がどういふふうな判断をされるかということになるのではないだらうか。

それから、一番最初に御指摘をいたしましたように、運営がどういふことがあつて出てきた場合といふこともございしましたけれども、この辺は、具体的に事態が想定されまふと、どこまで私どもが口を差しはさむべき問題かどうかといふことの軽重がちよつとつかめませんが、精神といたしましては、当然運営の基本的な方針にかかわる問題であれば、それは私どもとして当然指導をすることにつきましてやぶさかではございせん。

○政府委員(宮田輝君) 貴重な御意見を傾聴させていただきます。これはいいわけではございせん。これからの実態を踏まえてこの運営協議会を設置していただくといふことが一番大事なことではないかと思ひます。定員の問題といふこともございしますので、それなりに努力はさしていただきたいと思います。

す。

○坂倉藤吾君 御努力いただくわけですから、さうに追い打ちをかける必要はないんですが、率直に言います、いま私手元に資料をいただきましたが、直接影響の多い生活改良普及員と定員の推移等ながめてみると、四十年代前半からななめてみましてほとんど変化がないんですね。活動を重視しながら変化がないということ、全国的にながめまして専門技術員が五十三年度で二百五十人、それから漁家担当の改良普及員として百五十六人、こういう数字で、全国津々浦々の沿岸部を全部処理しようと思いましたが、これはもう物理的に私は不可能であろうというふうに考えます。

したがって、特にこの資金運用に当たって、この生活改良普及員あるいは職員の方々の私は活動に待つところが非常に大きい。そういう立場から見ると、行政管理局その他のいろんな見解もあるでしょうけれども、ぜひひとつ、これの充実強化を図っていただくように、さらに御努力をお願いしなければならぬと思います。来年度の予算計上あたりでは、これが倍ぐらいにひとつふくれ上がることを期待しておきたいというふうに思います。

それから、県の実情を聞きますと、先ほど長官が答弁をされましたように、助長法がこちらの方では成立をしておりませんから、言うならば農業改良普及員の一部を漁家担当という形で回しているにすぎません。そういう状況の中では、実際にこの法の趣旨というのは生かされてこないだろうというふうに思います。確かに基本になる法律がきわめて貧弱であるということから力が入らないということもありますが、むしろ政策的にその辺を強化しようとするなら、そうした補強策も含めて私は考えていくべきであらうというふうに思いますし、ぜひその努力をいただきたいと要望をいたしておきたいというふうに思います。

次に、法案と直接関係がありませんけれども、沿岸漁業の漁家経済の動向を見てまいりますと、

私はこれは大変なことだろうというふうに思っていますし、この資金運用に当たって十分に配慮されなければならぬというふうな立場で意見を申し上げておきたいんですが、五十一年度の漁家所得にましますところの漁業所得の割合を実はながめてみると、これは、すなわち漁業依存度ということになると思うんです。これを規模別にながめていきますと、沿岸漁業全体をとらえた場合には、依存度は五八・一、半分よりやや上ということになるわけですが、それを無動力船で比較をいたしますと一四・五、それから一トン未満の場合には四七・一、一トンから三トンまでのところで五四・九、三トンから五トンまでで七〇・五、五トンから十トンまでで七九・三というふうに、数字の変化がきわめて大きいわけですね。

さらにまた、この漁業収入に対します漁業支出の割合をながめてみますと、これは平均では四三・九になつておるわけですが、無動力船の場合には二七・四、一トン未満の場合には二八・九、一トンから三トンまでは三七・二、三トンから五トンまでは四七・三、五トンから十トンまでは六一・九という、こういう数字が示されています。小型定置の場合は五四・七ですが、さきの漁業依存度も、小型定置は六七・五になつています。平均よりやや上回っている、こういう状況であります。

このことからいいますと、先ほど数字で挙げました沿岸漁業の漁業従事者に占める七八％の数字とかかわりまして、言うならば零細のところのきわめて今日段階は度合いとしてはいわれる収支のバランスからいいますと効果的な漁業をやっておる、こういうことが言えると思います。規模が上がっていくに従って、漁業収入に対する漁業支出の割合が増加をしています。私は、これは一つの大事件ではないかというふうに思います。いっせやるんなら規模を大きくしていこう、これはもうみんなが考えることなんです。ところが、規模を大きくしていこうというこのわりあいに、規模を大きくするがゆえに、収入に対する支出が

ふえてくるということは一体どういふことなのだろうか。大きくなればそれだけ近代化をしやす、こういう条件が満たされてくるはずなのに、いわゆる漁業支出の割合がふえてくる。こういう状況は、一体どこでどう解明し解消していくべきなのか、私は大変な問題点になるだろうというふうに思います。

したがって、ここにこれからのいわゆる漁業経営に対するところの私は一つのポイントというものがあろうというふうに思っています。したがって、そこをどういふふうに経営改善をしていくかという点、これは養殖漁業についても同じようなことが言えるわけですから、その辺のところをひとつつかんでいただいて、もしもおわかりなら若干の考え方等を御答弁をいただいてもおきたいんですが、この省力化を進めていく、あるいは零細漁家とかかわりかたは一体どうなっていくんだろかというふうなことを、総合的にひとつお考えを示してもらいたいというふうに思います。

○政府委員(森繁治君) ただいま先生の御指摘の問題につきましては、全般的に申し上げますと、五十二年の経営状況というのは一応順調な形になって推移をしてきておる。特に価格と生産と両面がよかつたという感じがあつたと思います。五十三年が引き続きそうであるかどうかということにつきましては、むしろわれわれは警戒的に考えておりますが、一応そういう数字的背景を持つておると思ひます。

その中で、階層別にいま先生の御指摘があつたわけでございますが、この場合、三トンから五トン、五トンから十トン。まあ三トンから五トンの層で、様相が一応変わつております。一トン未満、それから一トンから三トンの場合には、いま私どもも手元にある数字では、どうも年間の出漁日数が非常に少ないということ、兼業の比率が高い。逆に言えば、専業の比率が低いという階層として見なければいけないという問題があるように思います。ただ、三トンから五トン、五トンから十トンに

なるに従つて支出が増大していくということは、一つは、何といひますか、船員を雇用した形も出てくるというふうに考えられるわけでございます。それから、あるいは漁業によりますが、わりにそそ遠洋というほどではないのですけれども、沖合いに操業していくということでは経費がかさむというところも一応考えられるというふうに思ひますが、いずれにいたしましても、今後支出面が非常にかさんでまいりまして何か過剰投資的な様相というものは漁業でも否めない、そういう傾向がないわけではないというふうに思いますので、そういうことのないような必要なものに新規投資をしていくということとひとつ指導は強化する、また、そのため、そういうことで経営の合理化を図っていくということも、十分われわれも指導の立場をいたしまして考えていかなければならない問題であらうというふうに考えておるわけでございます。

○坂倉藤吾君 まあ農業で言う機械貧乏にならない一つの具体的指導というものを、方針というものをぜひひとつ確立をしながら、指導をしていってもらいたいというふうに思います。次に、この法案の中にも出てまいります安全の関係なんです、漁業就労中の安全の関係ですが、災害といひますか、漁船船員のいわゆる労働災害の形をながめていきますと、第一に多いのが漁労作業中の事故、それから第二が整備管理作業中の事故、それから第三が漁獲物の取扱作業中の事故、こうしたもので、しかも事故別にながめてみると、やはり第一が、はねられたり、はさまれたり、巻き込まれたり、それから労働省の調査でいけば、転倒事故というのが第一位に来ている。こういうふうなデータからいって出てくるわけなんです。

そこで、特に最近のこの漁業に就労している構成からいいますと、年齢が高くなつてきている、それから女子の海上作業というのが増加をしていること。こうした状況から見て、きわめて安全対策、それから安全のための技術導入、こうしたこ

とが重要な形になってくるというふうに思いますが。そういう意味で、この資金が安全対策あるいは防災設備、こうしたものに活用されるということは大いに私は希望をつなげることもなんでしょうが、これはやはり私は、個別にその地域でこういう事故が多いからということだけじゃなくて、いま申し上げましたように、この種の事故は類似の事故がずっと件数がかかるわけですから、どういう状況のときにこういう事故が発生しやすいという、これは統計からも割り出すことができると思うんですね。

したがって、そこに防災計画というものが、あるいは防災指導というものが立てられていくというふうに思いますが、私は、これは水産庁の一つの責任として、その事故の対応、そうしてこういう場合にはこういう事故が起こりやすい、したがってこういうふうな防ぎ方だということ、全国的な一つの基準になる指導体制というものを確立する必要があるんじゃないか。それと相まって、この資金運用というものが行われていくということにならないといかぬんじゃないかというふうに思いますが、そうした対応をぜひ要望したいんですが、よろしいですか。

○政府委員(恩田幸雄君) ただいま先生御指摘のいろいろな作業別の災害の件数の問題につきまして、それに対するわが方の対策でございます。労働災害の方針につきましては、当然なことながら、先生御存じのとおり運輸省、労働省が中心になってやっておるわけでございます。やはり漁業として一つの特殊な作業現場といえますが、そういうものがございまして。そういうものにつきまして、両省という御相談しながら従来も安全指導を行ってきたわけでございますが、御指摘のように、それぞれの作業の段階でいろいろな問題もございまして、私もさらにいろいろ精査いたしまして、必要な対策は立ててまいりたいというふうに考えております。

○坂倉藤吾君 持ち時間がもうほとんどなくなってきましたから、あと四、五点あるんですが割愛

をしまして、最後に、この遊漁との関係を若干触れておきたいと思うんですね。

これは私は、余り御答弁は今日段階では必要ないと思います。ただ、漁業を生活の糧として営まれている方々、それから遊漁の方々の間のトラブルというのは、やっぱり現実問題として幾つか発生する場合がございます。最近の傾向としては、遊漁の方々が漁業専門家より優秀な機器を、漁具を使いまして、しかも、たまたま来るわけですからそれはおもしろいというふうなことで、何といいますが資源保護という観点から忘れられてやられる場合も往々にしてあるわけでございます。これはもう率直に申し上げておきたいと思えます。したがって、そういう関係での漁業者と遊漁とのやはり調和というものは、権利の問題もございまして、私はそれを否定することはできないと思いますし、否定してはならぬと思いますが、そういう意味でこの調和策というものは十分にしていかなきゃならぬだろう。そのことが日本全体の私はプラスになる、こういうふうに確信をするわけですね。

したがって、遊漁の実態については、私は規制をするというんじゃなくて、今日段階としてはむしろ、どういう実態にあるかという調査を明確にしたいんだけど、一つ、調和策というものを採り出していく方途というものが出てこないといけません。したがって、そういうふうな実態を調べて私は実態調査、それからその上に立つた対策を検討、こういうことを進められるようにぜひ要望をいたしておきたいと思えます。これは先ほども言いましたように答弁は要りませんが、おわかりですわね。ぜひひとつ、そういう趣旨合いを生かしていただきたいというふうに思っています。

それから、さらに沿岸漁業を重視をしていくという立場からいいますと、いままでも問題になってまいりました赤潮の関係とか水質汚濁ですね、言うなら海洋環境を保全をする、大切に、維持をする、こうした観点というのはどうしても抜け

られませんか。そういう意味で、これは前にも私は指摘をしたことがあるんですが、いま漁協の婦人部が各地で海を汚さないという一つの運動の観点からも、合成洗剤追放運動を取り上げてみえます。私は、単にこれは合成洗剤を云々という立場じゃなくて、大きな海を愛しようじゃないか、こういう観念の運動としてやはりそのことをとらえる必要があるだろうというふうに考えるわけですね。

そういう意味で、私はぜひともそうした漁業関係の婦人部の方々の意見等も、これからの水産政策の中に大きく取り入れながら、全体で海を守りながら沿岸漁業というものがより発展をし、そういう形の中でこの資金の効果というものが十分に活用できるように、要望を申し上げておきたいというふうに思っています。

もう時間が来ましたから、そういうことだけ申し上げて、御答弁いただかなくてもその趣旨には御賛同いただけるだろうというふうに思っています。それだけ申し上げて終わりたいと思います。

○委員長(久次米健太郎君) 午前の質疑はこの程度にとどめ、午後二時再開することとし、休憩いたします。

午後二時三十分休憩

午後二時五十分開会

○委員長(久次米健太郎君) ただいまから農林水産委員会を再開いたします。

休憩前に引き続き、沿岸漁業改善資金助成法案を議題とし質疑を続けます。

質疑のある方は順次御発言願います。

○藤原房雄君 では、沿岸漁業改善資金助成法の法律案につきまして、若干の質問をさせていただきます。

午前中も同僚委員からいろいろお話がございましたが、わが党といたしまして、このたびのこの法案につきましてはそれなりの評価をし、遅きに失したということでございますが、当然農業、林業合わせましてこういう制度は早くできてな

ければならないという感じがいたします。その点では、中のことにつきましては、二、三の問題はまたお尋ねするとして、それなりに評価をいたしますが、現在の日本の漁業全体がどういうことになっておるのか、またその中で沿岸漁業がどういう状況かという、この沿岸漁業を取り巻く諸情勢についてまずお尋ねしたいと思うわけでありまして。

国際情勢が非常に厳しくなり、二百海里以後についてのこういう環境の中で沿岸漁業を振興しなきゃならぬという、こういう認識においては共通のものがあるかと思えます。その間のことについては大臣の所信表明にもいろいろ述べられておるわけでありまして、さて、いま日本の予算のあり方というのは前年対比で見ても、いま二百海里以後沿岸漁業というものの立ちおくれを改善しようといっていますが、そう大幅なことができるわけではございませんで、他の予算項目からしますと、確かにそれなりの伸び率はあつて、大臣が胸を張つていこうところはいくつかどうかはわかりませんが、沿岸漁業の振興策というもののについての政府の取り組み真剣な姿勢というのは、それなりに私も評価をいたすわけでありまして、やはりこういう問題が起きて初めて、もういままでもういふん当委員会におきましても議論されてきたことでありますが、これはそれなりにいろいろな角度から検討し、そしてまた、長期計画のもとにこういう問題を進められなきゃならぬというふうに思っています。

大臣の所信の中にもございましたけれども、わが国周辺水域の水産資源の開発云々という言葉がございまして、最近管理型漁業というふうなことも言われておりますが、やっぱり日本の、今日二百海里以後ある程度の制約の中で漁業の振興、漁業資源というものは一体どういう状況にあるのか、そこらあたりの研究とか、基礎的なデータといえますか、そういうものをもとにして大がかりな漁業に対する考え方とは変わった、もっと基本

的な問題を重視しなけりやならぬと私は思うんで

す。

こういうことで、沿岸漁業の振興策について、今日いろんな事業は起こされておるわけでありまして、総括的に今後を見定めて、いま申し上げたようなこと等勘案した上で政府のとおつております施策、そしてまた今後に対する考え方、こういうことで、総括的な意味でひとつ沿岸漁業振興策という、漁業振興の中でも沿岸漁業に重点を置いた考え方、最初長官からひとつ承つておきたいと思いますが、いかがでしょう。

○政府委員(森整治君) 御承知のように、二百海里時代に入りまして、ことに北洋関係で相当な漁獲割り当ての削減を食つておるわけでございます。約百万トン削減をされたということは御承知のとおりでございます。そういう中で、曲がりなりにも全体の漁業生産量約一千万トンをやつと維持してまいりましたのは、沿岸あるいは沖合い漁業におきまして多獲性魚が相当資源が回復してきているというところでございます。特に、アジなりイカを除きまして、イワシ、サバが資源としては相当豊富になってきておるというところでございまして、そういう中で、やはり沿岸の見直しということをやささらに強化をしていかなければならないというわけでございます。

そういう意味で、二百海里時代の到来によりまして、いままで沿岸から沖合い、沖合いから遠洋へとということでの進められてまいりました施策につきまして、ともかく遠洋は削減をなしたけ食いとめていく、それから遠洋なり沖合いの漁業をさらに拡充していく、また、とれております多獲性魚というものを、もっと有効にさらに利用をしていくということを中心施策を強化してまいらるわけでございますが、それにも増して、中でも特に沿岸の見直しということが重要になってきておるわけでございます。

先生御指摘のように、遅きに失したのではないかと、いろいろな御指摘もございましたけれども、確かにそういう面は率直に認めざるを得ないと思

います。ともかく遅くとも早くやらなければいけないというところで、もう少しさらにきめの細かい沿岸漁業の施策の展開ということで、今回の法案の提案をいたしたわけでございます。

○藤原房雄君 それは長官のおっしゃったのは法案にまつたお話だろと思ひますが、それとともに、さつきちよつと申し上げましたが、いままで沿岸から沖合い、沖合いから遠洋というように、どちらかというと、大型船で世界じゅうの海で日本の漁船が魚をとりまくつたと世界からは批判されるような状態が続いておつたわけですが、けれども、今度はそういうこともできない制約された状態になるわけですが、そこで沿岸漁業の見直しということが言われるわけですが、見直しとすることになりまして、今日までのしてきたことに對しての反省と、さらに今後の展望といひますか、考え方というものは、ある程度今日までのことに對しての現状分析の上に立つて、今後はどうあるべきかということの見直しがなされなければならぬというところだと思ひます。

どちらかというところ、いままでは生産、漁獲高を上げるという、漁獲量をふやすというところに重点の置かれた施策というのを私どもは感ずるわけですが、ここにこういう制約された、二百海里時代の制約された中で漁業のあり方ということになりますと、漁獲量というものは無限ということじゃなくて、やっぱ有限、そうすれば、当然そのことであれば、生産性を追求し生産高を上げるということだけでの漁業のあり方、今日までのそういう形ではなくして、やはり生物生態調査とか資源調査とか日本近海の海洋のあり方とか、そういう基礎的なものの上に立つて、沿岸漁業の振興というものはその基礎的なデータの上に立つたものと科学的調査の上に立脚したものでなければならぬ、こういうことでは、いままでの業者任せといひますか、会社任せのやり方ではなくして、国の施策というものは非常に重要になってくるんじゃないかと私は思ふんですけれども、そういうことについてのお考えはどうでしょう。

○政府委員(恩田幸雄君) 従来、日本の遠洋漁業が乱獲を各地でしているというふうな外国でのいろいろな御指摘も一部にはあるようでございますが、私どももいたしましては、やはりそれぞれの関係国と資源の状況を国際的な場でいろいろ議論しながら従来からとるよう努力してまいつたわけでございます。特に遠洋において資源の状況を無視したというふうなとり方を指導してまいつたわけはもちろんです。十分注意をしながら、従来から許可制度その他を運用いたしましてやってきたわけでございます。

それで、今回のこの二百海里時代になりまして、やはりわが国の周辺水域におきまして二百海里内の資源をいかに有効に使うかというのが、先生御指摘のとおり、今後の大問題でございます。私どももいたしましては、現在各資源の調査につきましては、各八海区にございまして水産研究所にそれぞれ資源部を置いておりますと同時に、遠洋水産研究所にも資源の状況を調査する部門を持つておりまして、それぞれの部門がそれぞれ手分けして、日本周辺あるいはさらに沖合いの公海についてのいろいろな資源の状況を調査し、かつそれに基づいていろいろな資源保存の措置に對して努力をしております。私どもとしても今後ともそういうような基礎的な研究を十分積み重ねながら、それを漁業にはね返していくというところで、資源を有効に利用するという考え方、今後とも進めてまいりたいというふうに考えておる次第でございます。

○藤原房雄君 農林水産省は、世界じゅうの海へ行つてとんとん魚をとつてこいという指導はしたわけじゃないだろと思ひますが、いままでの日本の遠洋漁業を中心とする漁業のあり方というのはそういう形のものが強かったもので、そういうことでは世界のひんしゅくを買つた面も確かにあつたわけですね。

そういうことの反省もあり、さらにまた、いま御答弁ありましたけれども、基礎的なデータをとり、確かに今日までもそういうものにつ

ておろそかであつたわけではないだろと思ひますが、これからはさらにそういう面の対策といひますか、基礎的な調査というものは非常に重要になってくるというところで、沿岸漁業の振興策としていままでやっておつたという、たゞいままでのものを踏襲するといふのじゃなくて、沿岸漁業を見直すというわけでありまして、いままでと一段も二段も違つた面、そういう基礎的なことから諸施策を推進するということではなければならぬ。だろと私は思ふんです。やっておりまして、沿岸漁業に對しての見直しとともに、こういう制度等をつくつてそれで推進しようというわけでありまして、決意新たなものがあるのだろと思ふんですが、どうですか。

○政府委員(恩田幸雄君) 現在の二百海里時代を迎へまして、先ほど申し上げたように、従来からやつておりました資源の研究にさらに数量的な把握も踏まえまして、積極的に現在調査を開始しております。さらに日本周辺の従来使われておらなかった未利用資源に對して、いろいろ開発の調査を現在実施している段階でございます。さらに沿岸におきまして、それぞれ海洋の条件その他魚の特に沿岸でのいろいろな重要資源につきましても、新たな心構えで現在調査を行つておる段階でございます。先生御指摘のように、さらにこれを充実してまいりたいと考えておる次第でございます。

○藤原房雄君 過日、予算委員会の地方公聴会がございまして、そのときに仙台へ参りましたときに、青森の漁業組合の組合長さんがいろいろお話ししておりましたが、いまお話しございましたようなお話もございまして、青森のこの陸奥湾におけるホタテの斃死、これは岩手、それから去年は噴火湾とここと続いておりますけれども、それはいろいろな原因があるのかもしれない。確かに密殖ということが大きな原因だといふことは言われておるんですが、やっぱこの海流の基礎的な調査とかそういうものが非常に不足しているん

じゃないか、こういうことで漁業組合は漁業組合としていろいろな考え方のもとにいまやっておりますけれども、長期的、短期的なことと海洋観測というものが日本の国は非常に多くて、単に密漁だけの原因ではない、もっと総合的なものがあるんじゃないかと、そういうものに対しての今日までの政府の取り組みというのは非常に弱いんじゃないかという御意見がありました。

私もそれはそれなりに今日までも感じておったんですけれども、定点観測とか移動観測とか潜水観測とかいろいろあることがあって、どういふ地点でどういふふうにするのかということになると、それは専門的な問題になろうかと思っておりますけれども、また今日までも全然してないのかというところ、そういうことじゃ決してないだろうと思っておりますが、せっかくホタテ養殖というところで新しい局面が開けて幾らもたないうちにまたこういう問題が起きる。そして、その原因究明ということについても遅々として進まぬ。まあ密漁ということでは、漁業者同士でどうするかということと話し合が進められているということでありまして、こういうことについては県とか漁業組合とかそれぞれの立場ではいろいろなことをやっているように思われますけれども、国としてもっと、先ほど申し上げましたように、日本列島周辺のいろいろな基礎的な問題について、沿岸漁業を見直すと言うからには相当な決意のもとに、そしてまた、その予算づけのもとにこういう問題をしっかりとやっていきたいと思います、いままでのただ賭博というだけで、沿岸漁業を見直すんだというふうい言葉だけあって実質が伴わないようなことではならないんじゃないかと私は思っています。

そういう点で、こういう海岸観測なんということについての問題についてはどういふふうになっているのか、そしてまた、ことしの予算今後のことについてはどういふふうにお考えになつていらっしゃるのか、その辺をちょっと伺いします。

○政府委員(恩田幸雄君) 陸奥湾なり噴火湾での

ホタテの大量死死につぎまして、これはいろいろな原因が言われておるわけでございますが、やはり一番大きな原因というものは、直接的な原因から申し上げますと、直接的な原因としては、特に陸奥湾の場合には、五十年の下期に急激な高水温が陸奥湾内に流入した、これによって引き金が引かれたというふうなことは私も理解しておりますが、その前提には、特に四十七年ぐらいから陸奥湾におきまして急速に発達いたしました垂下式養殖がございまして、これらによっていわゆる俗に言う密漁でございまして、その一部の海域について海水の交流が不十分になったということが原因であるというふうなことを考えております。

なお、陸奥湾につきましては、現在五基のブイロボットを設置いたしました、ロボットについておりますセンサーから受信いたしましたデータを解析いたしました、常時、水温その他の変化の状況を追求しているわけでございます。そのほか、日本周辺といましては、沖合に約十七の定線を行ってデータにしておるわけでございますし、さらに沿岸域では沿岸の定点調査というところで三十三線を設けて、月一回いろいろな調査を実施しております。そのほか浅海につきましても、瀬戸内海とか内湾の地域につきましても定点調査をやっております。そういう状況でございますが、予算にいたしましては五十三年度では六千万円でございますが、五十四年度では七千四百五十万というところで、若干ではございますがふやしておる段階でございます。

なおこのほかに、いわゆる宇宙衛星を使いたもつとマクロな範囲での海洋状況の解析ということも現在いろいろ検討をしております。実用化に一步ずつ近づきつつあるような段階でございますが、これらも将来の方向としては十分併用しながら持っていきたいというふうに考えておる次第でございます。

○藤原房雄君 私、さっき申し上げたように、水産庁が何もしないというのを言っている

のじゃないんです、生産者であります漁業家にとりましては、こういう問題が起きますとやっぱりどうするかというところで、直接的な立場にあるわけなんです。それから、いろいろな原因究明ということとともに、そのために対策をどうするかということとで緊急を要するわけですが、それに対する対応、対応というのが非常に遅いということ、それから、こういうことはやっぱり国としても、全国のことという状況ですから、なかなかむずかしいことは、またその年の予算とかいふことがあつて制約はあるのは当然だと思っておりますけれども、やっぱり迅速な対応、対策というものを対してのことが必要だろと思つて、それはそれとしまして、私がいま冒頭に申し上げているのは、これはいままでの生産性向上といふことが、とる漁業一本で来たいままでの日本の漁業というものが、二百海里というこの制約の中で今後沿岸漁業に対して相当力を入れなければならぬ。

沿岸漁業といふにしても、ホタテ一つとりましても二、三年たつうちにこういう問題が起きてくる、各地でそれぞれ増殖または栽培にしましていろいろなことが起きておるわけであります。それだけに、基礎データの収集といふことが、基礎的なことについては、やっぱりこれは県とか漁業組合といふこととじゃなくて国のなすべきことだろうと思つて、そういうことで、沿岸振興策を見直すと言ふからには、こういう問題については相当国が今後力を入れてしっかり取り組んでほしいというのを申し上げておるわけで、ぜひ今後の予算の問題につきましても全国的なネットワークの中で、海流調査とか海洋調査とかいろいろ問題について、これはたださきよう私は海洋観測のことだけ申し上げたんですけれども、このことだけじゃないわけであつて、そういう沿岸漁業を振興しようといふことのために、なさねばならないことが今日までずっとおくられていろいろいるな諸施策をこれを充実させていくわけでありまして、これは、ぜひひとつ政務次官も大臣いらっ

しゃつたらお話ししていただいて、それでこの振興のために、ことしの予算の総枠では確かに漁業関係についての伸び率は大きかったかもしれませんが、大変な事態を迎えてこれから対処しようというわけでありまして、単なる前年対比の伸び率ということだけでははかり得ないものもつと大事なことがたくさんあるわけでありまして、そういうことで冒頭に申し上げておるわけなんです、ひとつ御検討いただきたいと思います。

〔委員長退席、理事山内一郎君着席〕さて、この法案そのものでありますけれども、今日まで農業の部門にわたりましたのこういう制度というのは二十三年前ですか、それから林業については三年前という、なぜ漁業が、こういう大事な制度をこんなにおくられて発足させなきゃならなかったのか。今日まで部内でもいろいろな検討がなされておつたんだろうと思つて、また、単に比較の上で云々するだけじゃ決してないんで、もともこの沿岸漁業というのは零細であつて、その人たちのために、その集落のために、その漁業者のために何かしなきゃならぬということはいろんな議論をされてきたはずなんですけれどもね。しかるに、今日までも置き去りになつて、二百海里ということになつてあつてふたつていう制度をようやくつくらにやならぬという機運が高まったというのか、その時を得たというのか、もつと早くにどうしてできなかったんですか。遅きに失したって長官もおっしゃつていましたけれども、ただ過去のことをいたずらに私云々するわけじゃないんですけれども、事はさきように、農業とか林業と比較しまして、どうしてもやっぱり漁業に対する施策というものはおくられていて、この目についていふやうがないんですけれども、どうですか。

○政府委員(森繁治君) 農業なり林業なりにつきましては、それぞれ成立の経過がございますが、今回の御提案に至つたのがともかく遅きに失したのではないかと、逆につきましては、そうかもしれないが、逆に申しますと、今回の

御提案申し上げました制度の中心の課題になっております経営改善資金、新しい技術なり養殖なりそういう技術を導入していく、そういうことが一つの中心の課題として考えておるわけでございしますが、そういう栽培漁業そのものの考え方なりが漁業の中へ定着を今後していくわけでございすけれども、先ほど先生御指摘がございましたけれども、いままでのとる漁業からつくる漁業といいますが、そういう方へのちようど転回期にあるわけで、そういう考え方が漁民なり関係者の間に非常に重要性を持って登場してきている。その中で、背景をいたしまして、今回私どもこの法案を御提案申し上げているわけであります。

そういう過程の中の一つの動きということで御理解をいただければ幸いではないかというふうに思うわけでございまして、沿岸漁業そのものにつきましましては、いろいろ構造改善事業なり、漁港の整備なり、あるいは栽培漁業のセンターなり、あるいは沿岸漁場の整備開発事業なり、そういうようなことでのいろいろ対応をされてきた。今後この制度をさらにつけ加えて、きめの細かい、新しい漁業のあり方を中心にさらに施策の推進を図ってまいりたいというふうに考えておるわけでございす。

○藤原房雄君 これはこういう系統資金だけではございせん、いままでの農業基本法に対する沿岸漁業等振興法、この制定で見まして、まあ大抵ずっと見ましておくれをとっている。おくれといるというのは、それはやっぱり就業者の数とか、またその時代の対応として何が必要かという選択の問題とか、いろいろなことがあるんだらうと思ひますけれども、それはとにかく、この時点で法案が出されたわけですからそれはそれとして結構なことですが、内容等についてはこれからまた御質問いたしますけれども、農業、漁業、林業と、こういうように比較しまして、これは農林水産省でもいろいろ御検討なさっていると思ひますけれども、農業、漁業、林業、それぞれにこれは一貫して物事ができているんじゃないかと、一貫して

統資金や、また税法上の問題とかいろいろなことを比べますと、漁業がどうしてもおくれいているというところは私はやはり指摘せざるを得ないんです。これは単一な産業じゃございせんから、いろいろな業種にわたっておりまして同一視、同じように考えてみようとしても見れない面も確かにあります。しかし、農業の場合は、非常にきめ細かに補助制度とかいろいろな問題がなされている。漁業については、そういう点は非常におくれていると言わざるを得ない。税法上の問題、まあここで税法上のことで長々申し上げる気もないんですけども、これはちょっと一覽表になって比較した表をつくったのがあるんですけども、租税特別措置によりまして問題にしまして、農業と漁業と比べて、非常に農業の方がきめ細かに税法上の施策がなされておる。地方税にしまして、やっぱり同じことが言えるんですね。

こういうことについては、農林水産省も十分これはいろいろな比較なんかなさっているんだらうと思ひますけれども、これは税法上、それから制度金融——まあ制度金融にしまして、近代化資金はこれは農業も漁業もございしますが、高生産性農業確立推進資金ですか、こういうようなものになりますと、やっぱり非常に農業の方に比べてきめ細かにこの制度がなされておる。今度はよく改良資金が出るようになったんですけども、また産業といいますが、農業もいろいろな形態がありますから、単純に比較してどっちがどうかというふういわけにはいかないと私も十分わかるんですけども、これを大ざっぱに見まして、税制上、それから制度金融、こういうものを見まして、また農林漁業金融公庫の制度にしまして、非常に農業については融資条件とかいろいろな問題についてきめ細かに決められておる。

こういうことで、二百海里時代を迎えて漁業に對しての見直しということが言われているわけでありまして、農林水産省としまして、ぜひひとつ漁業振興のために、こういう問題についてはきょうは時間もありませんから一つ一つ申し上げることはいたしません、御検討いただいて、そして見直しというからは実の上がるような洗い直しと総点検と、そしてまた、漁業に対するものと実効の上がる施策を強力に進めてもらいたい、こう思ふんですが、どうでしょう。

○国務大臣(渡辺美智雄君) 漁業と農業とを比べて、農業の方が政府のいろいろな施策が行き届いていないではないかと、こういうような御質問でございしますが、あるいは見方によつてはそういうことが言えるかと存じます。このような無利息資金制度も農業がいち早く先にスタートをいたしておりましたし、その後で林業が来て、それから漁業が来た、そういう一つの例をとつてもあるいは言えるのかもしれないんですが、まあいままでは水産業の方は比較的順調にいろいろな点で世界の海から魚がとれるという状態にあった。ところが、最近に至つて、御案内のとおりな状況でありますから、ここ

で何らかの施策というものを強力に推進していくなければ、日本の漁獲高というものはいままでの生産を維持することができないという状態になつてきたわけでありまして、おくれればせどと言われれば、そう言われても仕方のない面も私はあるうかと存じます。

まあ国会議員の数から言っても、農業協同組合長というのはたくさんいるけれども、漁業組合長というのはあんまりいませんからね。いることはありますが、その数の方が圧倒的にそれは違つて、こういうようなことも、やっぱり何らかの陰に陽に見えないところで影響が私にはなかつたとは言えないのじゃないか。しかし、そのままでいいとはいへない。やはりわれわれは本当にここで新しい二百海里時代を迎えて大いにこれに力を入れて、漁業元年で——これは第二年度です、ぜひ出発しなきゃならぬと。したがって農林省も農林水産省、私は第二農林水産大臣でございまして、二

代目であるということで、水産省の看板を掲げたときからは意気込みも違ふというところで御理解をいただけたら幸いだと思ひます。

○藤原房雄君 大臣のいらっしやる前にも私申し上げたので、何も過去のことにとこだわって云々するわけじゃないんですが、いま大臣のおっしゃるうちに、元年か二年か知りませんが、ひとつ見直して、今度二百海里以後、沿岸漁業を初めていたしまして漁業については見直しということで、それならそれなりの強い決意がなければならぬし、また実効の上がる施策をきめ細かにしなければいかぬというところで申し上げておつた。そこへ大臣が来たわけなんですけれども、大臣がそういう御決意であられる、しかも、ことしの予算は、確かにいままでから見ますとそれなりの伸び率を持っており、ということですが、これに甘んずることなく、先ほどもちょっと二、三申し上げたんですけども、基礎的な調査ということ、またすぐ漁業者の方々の生産に結びつくような形の施策、とにかく新しい時代を迎えてこれから進もうというわけでありまして、農林水産省、今度は水産省とついたので、それなりのひとつ御努力をいたしたかなきゃならないということをお話を申し上げたんです。ぜひひとつ、これからのきめ細かに推進をしていただきたいと申し上げておきます。

で、今度の法律によりまして経営改善資金ですか、こういう資金がこれに今度組み込まれることになつたわけでありまして、最近の動きの中で私も非常に心配をしておるわけですが、データを見ますと、沿岸漁業としましては、どちらかというと漁獲量が減少を続けておる中で、魚価高に支えられて今日まで来た。ところが、最近はどうも限度といえますか、そういうことで、これ以上魚価が上がるというところはいろいろ問題をはき起すことになる。そうしますと、いままでは魚の値段の上がるというふうい要因がありましたが、燃費が上がり、漁網、漁具、こういうものの値上がりがあったり、漁獲の吸収はできたけれども非常に厳しい環境に置かれるのではないかと。こういうことで、体質的に今後はこの漁業者の経営改善ということについては、相当留意をしなければならぬ問題があるのじや

ないかと私は思うんですが、どのように御認識していらっしゃるんですか。

○政府委員(森鷗外) 確かに先生御指摘のように、五十二年の数字としては価格も順調だし、漁獲もある程度まで相当増大を遂げてきておりまして、全面的に漁業所得は順調に推移を遂げてきています。かつてない経営の内容になって、全般的な問題でございますが、五十二年に入りましてからの動きというものがつきましては、まだデータの整理というのは年度間としてはできておりませんが、月別の推移等を見ましても、価格面では大幅な上昇をしていないし、またいろいろな問題、経費等の支出面にも警戒、また事実値上げの要素も出てきておるといふことでございまして、今後は非常に経営の合理化問題につきましては、真剣に取り組んでいかなければならないという事態に入ってきておることは間違いないというふうに思っています。

したがって、今後の問題につきましては、生産の基盤の整備、たとえば沿岸漁業、あるいは構造改善事業なり、そういうもの、あるいは融資制度等、各種の制度あるいは融資を充実いたしまして、生産力を上げながら経営の合理化を図っていくというのを考えていかなければならないというふうに考えておるわけでございまして。さらに一層の指導の強化を図ってまいらる所存でございます。

○藤原房雄君 五十年なり五十二年なり、その時点、その一年だけの動きだといふんですが、おしなべてここ数年の動きというのは、先ほど申し上げたように、漁獲量というものは減少傾向にありながら魚価の値上がり、こういうことで推移しているというところ。こういう傾向というのは非常に恐ろしいといふんですか、それなりの対策を考えなきゃならぬというふうな感じがするところだと思ふんですが、漁業経営について、漁網や漁具等、こういう資材が値上がりするということと、それから漁船で操業なさる方々については、やはり燃

費の高騰というのが一番痛手になる。オイルショックのときにはこの漁業者も大変悩み、そしてまた国に対しての要望というもので、燃費資金、燃費に対する資金を貸し出すというふうなことのいろいろな制度もとられたようでありまして、それから、最近はお金に困るというところ、天日というよりはほとんど乾燥機を使うということで非常に油を使う。こういうものが非常に多く、これは農業についても漁業についても同じことだと思ひますけれども、それだけに石油の値上がりというものがこういう一次産業の、しかも弱い構造のところにしわ寄せになる、影響というのは非常に大きいということですね。しかも四十八年、あのオイルショックの当時、燃費資金としていろいろ貸してもらったものが、いまだ十分に返済できてない方も多いという中で、最近のこの石油価格の変動というふうなことで、非常に漁業者にとりましては憂慮している面もあるんです。こういうことで、いま長官からもお話がありましたけれども、十分にそこそこはきめ細かに手当てをしてあげないと、零細な沿岸漁業の方々のことでもありますから、配慮をして、この経営改善資金というものも十分にその実効の上がるように施策を進めてもらいたい、こう思うんですが、いかがですか。

○国務大臣(渡辺美智雄君) そのとおりでございます。

○藤原房雄君 次に、技術的な問題について、いろいろ開発推進ということが言われているわけですが、漁業者にとりまして、生産性を向上させるというのには、こういう研究開発というのには非常に大事なところだと思ひます。そこで、この後継者のために後継者資金というところでいろいろ配慮しているわけでありまして、後継者等養成資金、沿岸漁業のことですからそんなに大きな問題はないのかもしれませんが、最近年齢別に見ますとどちらかというと老齢化しておるというところで、老齢化している中でこういう技術的な開発とかこういうものを進めるといふ

ことは、そういう人たちに適合したものというところと相当むずかしい面もあるかと思ひますけれども、これは技術導入、そういうものの資金、こういうことについて、技術の開発とともにそれを導入するために今後はこういう制度が使われるわけですね。

これは最近見ますと、無理した操業のために事故を起こすということがちょっとこのところ続いているように思ひますが、こういう技術開発とともに、安全管理といふことも、こういう面のことについても十分に国としても考え方をしっかりしておきまして、新しいものがどんどん入る、その反面では事故を起こす、無理な操業のためにまた事故が続く、こういうことではならぬのだと思ひます。私はそういう点で、この資金では技術導入資金ということで新しい技術のもとに生産性向上のためにということ、もう一つは安全施設ですね、こういうものの開発、こういうものもあわせてやれば実効の上がるような形にしていこうというところで、これはぜひひとつこの辺のことについて国としても真剣に取り組んでもらいたいと思ひますが、いかがですか。

○政府委員(恩田幸雄君) 御指摘のとおり、漁業の災害というのはいろいろ個所で発生しております。私どもとしても今回の経営改善資金の中に、先生御指摘のとおり漁業の安全の確保等のための施策導入ということで資金の内訳として挙げているわけでございます。これらによって、いろいろな事故の形態がございまして、それらの災害の態様に応じて安全施設あるいは安全な装置、こういうものをこの資金をもって導入することとを考へてまいりたいというふうに考へております。

○藤原房雄君 それから技術開発、それを今度導入するということになるわけですが、身近なもの、そしてまた、逐次いろんなことが開発されていくんだらうと思ひますが、こういう技術開発によって省力化していくという、こういうことの必要性というのは当然のことだと思ひま

す。何せ最近、この沿岸漁業というのは家族労働的な、しかも年輩の方が非常に多いということで、十分にそういう機械になれさせるといふことが、そういうことで取り扱い等に配慮しなきゃならぬということ、それからこれは絶えず沿岸と沖合には競合するということと問題になるわけでありまして、漁獲を増大するというところ、こういう省力化でどんどん技術が進むということと非常に相矛盾するといふことが、こういうことについては、その地域地域によつては考えなきゃならぬことなんだらうと思ひます。非常に好漁場であるというところであればそれはそれなりなことはあるんですが、非常に生産性の低いところなんです。そういうことについては、水産庁としてはどういふふうにお考えになつていらっしゃるんですか。

○政府委員(森鷗外) 今回、省力化のためのいろいろ新技術を取り入れるということにつきまして、基本的には、沖合い漁業等の中小漁船で、たとえばイカ釣りとか、そういう問題につきましては相当な省力化が進んでおったことは事実でございます。むしろ沿岸漁業の三トーン・五トーン・十トーン、こういうクラスにおいて意外にそういう省力化の技術が入つてなかつたというところの反省の上で、こういうことをさらに促進をしてまいらうということでございます。基本的にはまだおくれしておる面をさらに伸ばしていくというふうなひとつ御理解をいただきたいと思ひます。この技術が導入されることによりまして、漁獲の努力の拡大に必ずしもつながるといふんですか、それは当然漁獲の省力化に役立つというふうには思ひますが、拡大にすぐつながるというふうなものでもないというふうな思つておるわけでございます。

ただ、御指摘のように、いろいろ農業と同じような問題といふんですが、漁獲努力よりも非常に投資をふやすというふうな傾向というものはこれは全般的にあるわけで、むしろそちらの方は確かに何か考えながらやつていかなければいけない問題

ではないだろうかというふうに思っております。

○藤原房雄君 いま長官のお話にもありましたように、おくれたものを取り戻すというか、それはそれなりに私はわかるのですけれども、どうしても大型といいますが、高度なものに過剰投資といいますが、そんな傾向になるようなことになれば、その趣旨というものがそぐわないのじゃないかと、こう思うわけですけれども、そういう点で貸付条件の中にはいろいろなことがうたわれるのだからと思っております。結局いままでの沿岸漁業としましておこなっている面についてそれを取り戻す、そしてまた整備をするといいますが、そういう趣旨のもとと条件という、ある程度力のある人にとりしても過剰投資のような感じになるという、こういうことではならぬだろうと私は思うんですけれども。

それと、こういう省力化とか機械化とか新しい技術、こういうものを取り入れるときにはどうしても改良普及員の問題が出てくるわけですから、現在漁業の、漁業といいますがいろいろな漁種によりまして指導的な立場の人というのは非常にむずかしいだろうと思っております。多種多様なものについて、どれでも指導できるなんていう軽微なことはなかなかできないだろうと思っております。それだけに、そういう専門的な方というのがきちっと確保しなければ指導というものが十分にできない。こういうことで、こういう制度がせつかくてでも、これをより有効ならしめるためには、改良普及員というものの重要性というものは、午前中もいろいろお話をしたようにありますけれども、当然言われるだろうと思っております。

また、研究所等における基礎的な研究、そういうものがこれからの漁業振興のためには不可欠だろうと私は思うのです。現在改良普及員というのは、水産関係では全体的には非常に数が少ないというのが現場へ行っている声でありまして、これはもう簡単に養成できるものじゃない。多種多様なものに対しての指導ということになると、そう一朝一夕にだれでもなれるということじゃ決してないんだらうと思っておりますけれども、今後のこういう資金導入とともに、的確な指導体制ということの中で、改良普及員については水産庁ではどういうふうにお考えですか。

○政府委員(森澤治君) 水産の関係の改良普及事業というのは二十八年から予算措置で発足いたしました。三十八年に御承知のように沿岸漁業等の振興法十一條でその根拠規定、すなわち普及員の設置と養成について国が助言、助成を行うという規定が設けられて現在に至っている。その中で、国の全般的な定員管理に對します方針のもとに、国の補助職員につきましても同様な削減措置が四回にわたってとられております。現在、専攻が五

十三年で四百人、普及員が四百十二人という現状になって、毎年水産の改良普及員につきましては削減を食っておるといふのは否めない事実でございます。その中で、やはり栽培漁業なりいろいろな後資源を管理しながら、つくる漁業というものを進めていくという必要性が出てきておるわけでございます。それから、そういうものにつきましては、技術指導等につきまして改良普及員というものがより一層の重要性を増してきているというふう

に思うわけでございます。今後この制度ができれば、逆にこの普及のための一つの有力な手段ができたわけで、今度はその指導体制の方につきまして、限られた定員ではございますが、これを有効に活用していくことにつきましては、当然その体制を整備しながらこの普及制度を伸ばしていきたいというふうにお考え

○藤原房雄君 大臣、いま長官から、まあ奥ゆかしい御答弁があったんだけれども、これから大事になる改良普及員が年々減って、これもまた減らなきゃならないという、専門技術員を入れても五百人ちょっとです。二十万の沿岸漁業者と、これ

う言われて、非常に零細な方々ですから、先ほど来お話ししているように、新しい技術とか、おくられておるものをこれは取り戻すとか、いろんなことできめ細かにやらなきゃならぬわけですが、国

の施策と言えはそれまでのことですが、非常におくれをとっておる沿岸漁業を、何とか見直して振興していこうというふうな大事なことだと思います。それだけに、この指導体制というものはしっかりやらなきゃいかんし、せつかくこういう制度をつくって、それが生き残ることになるのではないかと。こういうことで、これは大臣に、本当にしっかりとまたこういう問題については御検討いただかなきゃならぬ。一方で、こういう沿岸漁業の振興と言いつつ、そういう指導体制がだんだん手薄になるといふことは、きめ細かな漁業振興策が講じられないというのとは当然のことじゃないでしょうか。

しかも、水産関係のこの改良普及事業の職員に對する補助とか、それから待遇とかといふのは、農業に比べてちょっと差があり過ぎるんですよ。ここらあたりのことは大臣もよく御存じのことなんだらうと思うんですけれども、待遇についても、それから職員の設置費の国庫補助率も、農業は三分の二で水産、林業は二分の一ということ

で、そうでなくとも地方自治体は非常に財政的に大変なところ、農漁村を抱えている市町村というのにはさらにこの自主財源といいますが、財政的には逼迫しておる。こういうところに非常に超過負担を強いるような形で、現在まで行われておるんです。沿岸漁業の振興というにすべきの御旗はそれなりに評価しますが、実際こういうこの指導体制とか、そこできめ細かに指導する改良普及員の待遇、その人たちに對する国の施策、こういうものを

を見ますと、非常にこういう制度こそおくれをとっていると言わなきゃならぬ。こういうことで、ぜひひとつこの実態をきつと把握していただいて、やっぱりこれから沿岸漁業が大事になるんだと、国がもっと力を入れるんだというなら、それなりの総合的な対策を確立していくべきだと私は思いますが、どうですか。

○国務大臣(渡辺美智雄君) そのとおりであります。ただ、普及員のようなものは、定数さえふやしたらすぐに人が集まるといふものではないわけ

でございます。それぞれの研究機関なりあるいは大学なり、そういうところで勉強してもらわなきゃならぬ。定数をふやせば、単に単純な労働者とは違いますから、そのままだと役立たずという筋合いのものではないと思っております。したがって、そういうような教育機関とか研究機関、そういうものを充実しながら、あわせて徐々にその内容の強化を図ってまいりたいと考えております。

○藤原房雄君 人数をふやせと私言うのじゃないんです。年々減っているんだから、これはふえる要素はないんです。そういう中で、二十万のこの沿岸漁業者を今度この資金の導入によって新しい技術を入れたり、またいろんなことで指導していくというわけですから、二十万に對して五百人ちょっとですよ。そういうことですから、少なくとも現状維持ぐらいはひとつしつかりがらばよくひとつ検討していただいて、そうしてそういう体制をしっかりとつづけていただく。

それから、どつちかというところ、漁村を抱えた地方自治体といふのは、そう大きな財政力の豊かなところじゃ決してないわけなんです。それだけに、超過負担とか、そういうことで、漁業サイドからこれから環境整備とかなんかいらないことをやるということになります。しかし、それもまるまる国が出すというんじゃない。市の、県の、地方自治体の負担もあるわけで、こういうことについて、これは国も財政的にも大変なことはよくわ

かりますけれども、漁業を抱えている地方自治体といふのは、非常にほかの自治体と違って財政的にも大変だといふことの上に立って、こういう点についても御検討いただきたい、こういうことなんです。どうですか。

○国務大臣(渡辺美智雄君) 十分検討します。○藤原房雄君 それはそうです。十分検討しなきゃならぬことばかりですから。それから、改良普及事業の総費用に占める人件費といふのはこれは九割以上というところで、もう新しい事業といふのはほとんどできないようなこ

いうことになっておりまして、これはもういままで情性と言うと悪いんですが、今日までの形態ですと来ているわけですから、冒頭に申し上げたように、沿岸漁業振興のためにいろんなものを見直さなきゃならぬ、総点検しなきゃならぬと私は申し上げたんですが、その一つの例としてこれを申し上げているわけです。

いままですらうだったからこれからはもうだということじゃなくて、沿岸漁業に対する見直しというからには、こういう改良普及事業そのものについて、事業費の九割方が人件費で消えてしまつてその事業というものはほとんどできないという、それも運営費その他でようやくしたといううなことでは、せつかく見直してこれから沿岸漁業に大いに力を入れますと、こう言つてみても実が上らないんじゃないかということで、きょうにあしたにということじゃ決まっていなくて、きょうでも、沿岸漁業振興ということのために、こういう問題もしつかりひとつ見ていただいで改善をしてみらわなきゃいかぬ、こういうふうに私は申し上げるんですが、どうですか。——どうですかと言つても、おたくはそうする以外にないに決まっているんだけれど。

○政府委員(森鷗外) まあ、確かに御指摘のようないままでの状況では、御指摘の御趣旨も、ともかく御奨励を賜つていふというふうにして、大受申しわけございませぬけれども、今後の制度の運営上も、また普及制度の確立のためにも、御指摘の点は十分念頭に置いて努力してまいりたいというふうに思つておる次第でございます。

○藤原房雄君 長い間やってきたことを改善するといふことですから、一朝一夕にはできないかもしれませぬけれども、いま御答弁のようにしっかりと取り組んでいただきたい。

それから、今度は生活改善資金も出されることになるわけで、この生活改善のために生活改善普及員というのがあるわけですが、これは漁業サイドでのこの法的根拠に基づいてというこ

とではないわけですね。実際なされていらないことははいらっしゃるんですけれども、生活普及という、まあ今度は農業並みにこの改善の資金が出るようになって、漁村の生活環境整備ということとともに、そういう漁家の生活の改善ということのために手を伸ばそうということですから、それはそれなりの私ども評価をしますが、これは非常に家族労働的なそういう条件のところが多いわけで、それなりに生活改善普及員というのはいきめ細かに指導しなきゃならぬということですね。

ところが、実際は人数も少ないということもあつて、それからこれらの方々の一人の担当するものが相当な数になるでしょう。そういうことで、こういう制度ができて、なかなかきめ細かに手が届くというのはいまの体制ではむずかしいというふうにも私は見るわけですが、そしていままではいろんな相談にあつたことも、こういう制度がなかつたためにできなかったということも、今度はできるようなのでありますけれども、何せ漁業者の生活の状態というのは非常におくれているというところで、この生活改善普及員の体制につきましても、これはぜひ現状を改善してもらわなきゃいかぬと、こう思うのですがどうですか。

○政府委員(森鷗外) 御指摘のように、漁家の生活改善のための普及員、これは普及部の方で一括して指導してお願いしているわけでございますが、漁家を専門的に担当する普及員が百五十人というところでございまして、この定員につきましては削減はしないで経過してきておりますけれども、なお今後こういう新しい制度ができて漁村の漁家の指導に当たつていくと、生活改善の指導に当たつていくことになるかと、さらに組織的にどういふふうな整備をしていきたいと思いますか、よく普及部とも連携をとりまして支障のないように、またさらにそれが強化されるように努力してまいりたいというふうに思います。

○藤原房雄君 国会でいろんな議論をするのはやさしいのですけれども、実際は非常にここで云々している以上に貧弱というか、体制が整っていないというふうなことで、ぜひこの制度が

いというふうなことで、ぜひこの制度ができると同時に、実態を把握なさつてひとつ改善方を進めてもらいたいと思うのです。

今度のこの資金では後継者等養成資金、後継者養成のためにこの資金もまた出されることになつておるんですが、最近の後継者、若い人たちが漁業に携わる、Uターンとかいろいろあることが言われているのですけれども、実際ここ二、三年若年者の漁業に携わる人がふえておるのかどうか、その辺の実態はどうですか。

○政府委員(森鷗外) 若い人の漁業に従事する数というのは微減をたどつておるというふうに見ておりますが、いま詳しい数字を調べておりますから、ちよつとしばらくお待ちいただきたいというふうに思います。

高校の卒業生が水産関係で五千八百四十人でございます。そのうち、水産に就業するのは八百六十人というところでございまして、それから中学の方は千三百五十四人ということで、全体の中で一・七％ということに相なつておるわけでございます。パーセンテージとして余り変わつてないまして、この面はありますが、実数、絶対数としては減少をしておるというところでございまして。

○藤原房雄君 これは農業でも漁業でもそうですが、日本の伝統的な一次産業としてずっと長い歴史をたどつておるわけですから、それを見ますと、やはり集落の中心になる故郷といふものが、指導的な立場の方がいらつちやつて、その人たちの意見というのは非常に貴重な意見であり、過去の長い経験に培われたもので、農作業ですと、こ

としはどういう気候であるかといふふうなこと等についても、科学的な分析はそれそれなりとして、長い経験をお持ちの方々の発言といふのはそれなりの重みがあるといふことはよく言われているわけですが、漁業についても一たび沖合、海へ出ますと船に命を預けるといふことになるわけですから、漁協の船を出すべきかどうかといふこととや漁獲のあり方とか、そういういろいろな諸条件については、やはりその集落にそういう経験の豊

富な指導的な立場の方がいらつちやる。それは何も漁業だけじゃなくて、定住圏なんという言葉も最近言われておりますけれども、集落全体のまとめという上からも、そういう指導者といふのは非常に重要である。こういうことが言えると思うのですが、それが後継者の方々がなかなか根づかない。これが何年かしますと、それがいままでの伝統的なものが壊れてしまつていふことで、非常にこれは憂慮すべきことだらうと思います。

これは農業は農業、林業は林業でいろんな立場の方々がいろんなことを提案なさつておるのですけれども、漁業についてもそれなりの漁業についての勉強なさつた方が、そしてまた、そういう専門的な方がやはり学問を修め、そして身につけた方がその部落に定住して、そして指導的な立場に立つ、そういう人づくりといふことが、そういうことが非常に大事なところだらうと思います。漁業よりは農業の方がいろんな面では条件もよろしいでしょう。そういう点では農業者大学とかいふようなことで、農業部門については後継者の育成のために、また新しい技術なり新しい農業のあり方といふことで模索をしていふような施策が進められておるわけですが。

漁業といふやつは、これは夏だけ仕事をするとか春だけというわけにもいきませんで、年間を通じて仕事に携わるといふことで、なかなか講習とか、それからまた、ある期間を通じて何かを習得させるといふことについては非常にむずかしい条件はあると思うのですが、生活改善とか、これは午前中もいろいろ質疑ありましたけれども、後継者養成資金といふのは単に八十万ですか、こういうお金でどうするといふことだけではなくて、今日も全然してないとは私言いませんけれども、やはりこの人づくりといふことのために集落なり地域なりの人を育てていくといふことのために、もっとも切つたことをいたしませんと、これは漁業の集落といふものは崩壊してしまうのじゃないか。

も、やっぱりその中核となる方のために、漁業を愛し、そして漁業のためにというふうな人たちのために、もっと思い切った、農業でやられていたのと同じ形はできないけれども、それのために、ぜひこれは考えていただきたい。そのために学校でも選抜制度とかいろいろなことで、文部省とのタイアップでいろいろなことをなされているようでありまうけれども、漁業につきましても、やっぱり現在の学校制度の利用ということもあるでしょうし、また研究機関とのタイアップということもあるでしょうし、いろいろな今日の体制の中ではなし得られることがあるんじゃないかと思うんですが、そういうことについていままで部内でもいろいろな検討がなされて、お考えもあろうかと思いますが、お考えがあればそれをお考えと、それから今後そういうことをさらに強力に進めてもらいたいと思いますが、どうですか。

○政府委員(森整治君) 御指摘の問題は非常にきわめて重要な問題でございまして、たしか五十二年から後継者の育成対策事業を、これも遅まきでございまして始めております。それから、今回の措置もその支えの一つかと思いますが、基本的にはどの業種でもそうだと思いますけれども、やはり漁業それ自身が魅力のある漁業ということをつくり上げていくということが非常に重要な問題ではないだろうかというふうに思うわけでございまして、そういう意味では、水産庁で各課でいろいろ計上しております予算というのは、大体みんなそういうふうなものでございまして、基本的な漁業の推進策とあわせて後継者対策の具体的な対策というものは今後両方の面から、いま先生の御指摘の問題に取り組んでまいりたいというふうに思うわけでございまして。

○藤原房雄君 五十二年から対策事業を進めているというんですけれども、その中身はどういうことですか。

○政府委員(森整治君) 改良普及地域ごとに、後継者のグループのリーダーによりまして青年協議会を組織しましていろいろ普及員が指導に当たると

か、あるいはそのグループ活動の方法につきましての指導を図るとか、あるいは交流の学習事業を行うというふうなことでございまして。

○藤原房雄君 そういういろいろな多角的な施策が積み重なって実効あるものになっていくんだらうと思ひますけれども、これは教育とは違ひますから、何も海外へ行くということを言っているのじゃないのですか、教育者の方々が今度は海外に何百人だかいらつしやるとか、大胆なことを今度はやるようですね。漁業につきましてもやっぱり魅力あるその仕事、漁業そのものの、これももちろん大事でありますし、それはしっかり構造的に改革しなければならぬことは、改善しなければならぬことは当然だと思ひますけれども、それは若い人たちにそれなりの夢を抱かせる、そしてまた見聞を広める、たといまどういふ現状にあるうとも、必ずわれわれの努力によって改善できるんだ、改革できるんだ、こういう夢を抱かせることも大事なことで思ひます。

また、国にはそれぞれの研究機関等もあるわけですから、そういうものに対してももっと積極的な参加をしていくようなこと等も、これもやっぱり全部お金のかかることなんですけれども、それ相応の予算措置を講じて、やっぱり魅力ある漁業にすることが大事ですけれども、あしたあさって決してできることじゃございまして、長年月かかるんだし、とにかく先ほどお話しのようなきめ細かなことも積み重ねていくとともに、もう少しまた大胆なことも必要ではないか。大体、大学で勉強なさったり高等学校で勉強なさった方々は、水産を専攻なさってもみんなホワイトカラーというか、そういう方に行つちまう。本当に実際に学んだことを現場で生かす、生きているということのために、それは農業の場合にも各地でいろいろなことを検討されているようですけれども、やっぱりどうしても自分は漁業に携わつていこうという人のために学校の門戸を開放するとか、私どもがここで云々していることは違つて、やっぱり青年には青年の夢があつて、それなりの意識を

持つておるそういう方々もたくさんいらつしやるわけなんです、そういう青年たちの夢をはぐくむというきめ細かなもう少し施策をせよやつていただきたい。今度のこの後継者養成資金というお金のことだけじゃなくて、もっともつとひとつきめ細かにということをお願いしたいと思ひます。

それから、この問題についてはあれであります、一点だけこの法案についてお尋ねしておきたいと思ひますが、保証人がこの資金を借りるときには要るわけですね。どうしても限られた集落の中で保証人ということになる、これはいつもこういう資金を借りるときには問題になるんですが、農業にしても林業にしてもそうですけれども、この保証人に対してはどういう条件といたしますか、農林水産省としてはこの法律を施行するに当たつての保証人等に対してはどうか方はどうですか。

○政府委員(森整治君) 物的担保を取らないで、人的保証でいくということにしておるわけでございまして。この場合に、保証人につきまして別段特にどうというものを限定されているわけではございませんけれども、たとえば、生計を一つにする親族だけが保証人になるというふうなことは、必ずしも望ましくはないのではないだろうかというふうに考えているわけでございまして、いずれにいたしましても、貸付金の種類なり額なり償還の期間に際しまして、適切な保証人という者が立てられればいいわけでございまして、その点はそういう精神で都道府県を指導してまいらうということにしたいと思つております。

○藤原房雄君 これは農業資金、系統資金にしましても、いつもこういう保証人ということ、結局零細といひますか、条件の悪い人というか、やっぱりこれをやろうと思ひながら、ある程度のもがないというところのために融資の対象から外されたり、現場にいきまうといふようなことが出るわけですが、私、いま長官のお話しのようによ、ここらあたりの保証人の問題というのは、現場にいきまうと非常に重要なことになつてますので、現実問題

としてひとつよく御検討いただきたいと思ひます。

それから、公明党も、栽培漁業についての要綱を発表いたしておりますが、今後の栽培漁業の重要性というのは私も非常に——現在まだ研究段階というところで、これからいろいろなことを考えていかなければならないという立場で発表しているわけですが、栽培漁業なんかについては、試験段階であるというところで資金を借りていろいろなことをします。ところが、それが成功すればいいんですけれども、実績の浅い者でありますとどうしても失敗が伴う場合がある、こういうことでせっかく資金を借りてやつても、それが成功しないというところのために返済できない、こういうときにはやっぱり弾力的に物を考えていたかなければならぬ。

それから、今度のこの資金によってある程度ことはさしていただくとして、それを基礎にして今度は系統資金である程度仕事を進めていきたいというときには、スムーズに次に制度にこれは移れるように、そういう連係プレーというものは十分に考えてあげなければ、国の施策というのは一つ事業とか何か出ますとそれでばつくりで、次のものに継ぐというのなかなかかむずかしいことではないか、総合的な、総合的な見地に立つてということではないか、そういう点にも十分ひとつ配慮して進めていたかにならぬ、こう思ひますけれども、どうですか。

○政府委員(森整治君) 御指摘のように、新しい技術を導入していく、それを無利子でやつていく、それがいろいろ事業化していく場合に、近代化資金なり、あるいは公庫資金なり、そういうもので本格的な事業に移行する場合にはそういう対策を同時にあわせて考えておるわけでございまして、いま御指摘のような問題につきましましては、十分そういう円滑な措置ができますように、よく配慮してまいりたいというふうに思つておるわけであります。

○藤原房雄君 時間も来ましたのであれですが、大臣、最後に、この制度のことやいろいろなことについていろいろ御提言しなきゃならぬ。法案このものについては、私もこれはそれなりの評価をしておりまして、沿岸漁業を取り巻く問題として冒頭に申し上げていろいろお話ししているんですけれども、今日のこの漁業の中で魚離れというやつですね、こういうことを私も非常に憂慮しておるんですが、最近の統計なんか見ますと、動物性たん白質の摂取量というのは日本も大体欧米並みになりつつある、そういう中で、魚による動物性たん白質の摂取量というのはだんだん比率は落ちておるといことがデータの上に出てくるわけですね、これはやっぱり肉類とかいろいろな畜産関係のものがふえておるといことでしょう。ですから、このままいきますと、魚離れというのはいまますます激しくなるんじゃないかと私は思っています。

こういうことで、やっぱり日本の長い歴史の中で日本人は魚から動物性たん白質を取るとい、こういう習慣ですと長い間来ているわけですが、これは米の消費と一体不可分という、こういうことだろうと私は思うんですけれども、学校給食の中でいままでパン食、洋食にならされておったということ等の影響も確かにあるのかもしれない。こういうことで、学校給食の米飯給食ということとあわせて、やはり小さいときから魚を食べるということに対しての意識的な施策というものが必要ではないか、こういうことも最近いろいろ叫ばれておるんですけれども、ぜひこれは考えていただきたいと思います、限られた日本のこの中で畜産物による摂取量というものがどんどん増大していく、それはそれなりの意義があるのかもしれないが、決して魚をないがしろにしてはならぬだろうと思います。両方相まっていかにか相ならぬ。こういうことで、漁業の振興策ということと最近の傾向としての魚離れ、そういうものに対しての米飯給食とともに魚を食べることの拡大策、こういうものをあわせて政府としてもやっぱり取り組

んでもらいたい、また、こういう声が非常に大きいわけですね、具体的にこういうものについても施策を進めていくべきだ、こう思うんですが、いかがですか。

○国務大臣(渡辺美智雄君) 食い物の話というのは、なかなか政府がこう強制するわけにはいかないものであります、国民の嗜好というものをよく考えてやらなければならぬ。御承知のとおり、石油ショックで魚が非常に暴騰したために、魚離れという現象が一時ございました。最近はまだもとに戻ってまいりました。やはり消費者が食いごころであるといことが私は一番大事なことで、いかに、余り高くともだめだし、したがって、消費者が食べごろで消費者の好きなものを供給するということが、私は魚離れをさせないの一番いいことだ、かように思います。また、米飯給食と魚というものは比較的なじみやすいといことでございまして、米飯給食を通して、これらのものが普及できるように努力をしてまいりたいと考えております。

○下田京子君 沿岸漁業の改善資金助成法というものが提案されているわけですが、関係者の皆さん方は、本当にこの法案の運用がどうなるかという心配と、あわせて実効あるものをというところで大変期待の声も大きくなっております。

ところで、私、他の委員からいろいろお話がありましたが、この法案の絡みで実際に経営改善資金なり、あるいは生活改善資金なり後継者等の養成資金なりを借りるこの手続の際に、水産改良普及員の果たす役割が大変大きくなってきている、こういうことではないかという問題になって、大臣の方でもそれらに対応できるように形で考えていきたい、検討する、こういうふうに言われております。しかし、私はお話を検討するとか対応するといふふうに言っておられるんですが、現況どういふふうに踏まえておられるのか、その辺からまず私も大臣に考えていただきたいと思うわけなんです。

これは定員法が施行された四十四年から見ますと、どんどん減ってきた。そして、五十三年では、現在専門技術員も含めまして五百十三人になって

きて、五十四年度十月から実施ということになるんですけれども、大臣検討するということなんです、実際の予算の中身を見ますと、水産業振興費の中で水産業専門技術員は百三、そして改良普及事業運営費補助金というのがある、これら水産業改良普及員の職員四百九、こういうふうな数になっております。これは、専門技術員の方では確かにふえておりますが、改良普及員の方ではその分大変減っている。相対的にどうかと言え、五十三年度が五百十三にもかわらず、いま予算審議中の五十四年度の予算のその裏づけによ

る人数は五百十二人、たった一人と言えればそれまでなんですけれども、この法律を提案してそして実際に実務的に意見を添えて提出するというときに、この数字が示しますように、減っているわけなんです。この御認識をまず頭にひとつ置いてほしいんです。

それからもう一点なんです、この法案の提出が農業等に比べたらずいぶん遅いんじゃないかと、御指摘が他の委員からありました。大臣は、漁業全般がいままでよかったからこういって手当てをせずに済んだんじゃないかという側面もある、こういうお話がありました。ところで、沿岸漁業並びにいまこの法律で出している、特に漁村の環境整備といったものについてはどうだったんだろうか、この点で私は考えていただきたいんです。

大臣、さらに全体のその普及員の数の問題で、四十七都道府県の中で、沿岸県でないところは別としましても、沿岸県であっても、なおかつ漁場がわずかであっても残っている大阪と東京はどういうことになるでしょう。これらの二大府ですね、普及員がゼロなんです。これは全くもう放棄してしまつたといふふうに言われては残念なことなんです、これらに対してどういふふうに具体的に対応していただけるのか。

○国務大臣(渡辺美智雄君) 予算を出しながら普及員の方は減っているのじゃないか、予算の方ではこの資金を使つて、もっと普及活動を、改善とかいふようなことをやろうとしているのに逆じゃないかといふような御趣旨ですね、簡単に言えば、まあ全体的に定員削減なんの問題もあつて減つたといふこともありましたが、しかし、一つは農村関係も同じで、普及員の守備範囲というものが大変広くなりました、前は自転車でもみんな歩いておったのですが、いまは普及所にも自動車も配置をしたりして、また集団指導という普及員で行うようになったりして、それだけの普及員でいまでも以上の、いままでの仕事は十分できる、こういうようなことから、普及員の近代化をしたという点もこれもあるのです、実際は、

それじゃ、十分かと言え、どこまでが十分かはなかなかこれは実際むずかしいところなんです。であります、あんまり役人の数をふやすということも、世間ではそうとんとんふやせとは余り言わないのが一般でございまして。しかし、数ある普及員でむだのないように有効に働いていただかなきゃならぬ、こう考えております。

普及員も、農村と比べますと、普及員一人当たりの戸数というのは平均して農業の場合がざっと五百戸です。四百九十四戸。漁業の方は、経営体になると四百五十五。ですから、戸数と経営体ということになる、農家の方が普及員一人当たり見る戸数は少ないといふことになるかもしれない。しかし、漁業の方は、中には大型のものもありますから、したがって従業員一人当たりで計算

すると、農業は普及員一人について就業者が七百三十九、それから漁業の方は八百十五と、こういうようなことになっておるわけです。農家の就業人口からすれば少し農村より落ちるのじゃないかと云われれば、まあそうですと云うはかないわけです。漁業の場合も、主として普及員のやる仕事というのは生活改善の問題とか、あるいは栽培漁業、放流とか、そういうようなことで、なかなか遠洋漁業まで一緒に普及員が乗っていかんというところは実際問題としてはできるものじゃない。ですから、どうしても周りでやる仕事に私は普及員の仕事が多いだろうと思えます。

それからもう一つは、私が今まで漁業はかなりうまくいっていったと、だから力の入れ方が足りなかったという印象の発言をしたけれども、魚が比較的自由に手に入りやすかったということのために、幾らか力の入れ方が足りないと言われれば、足りないこともあったかもしれないと率直に認めているわけです。それは、しかし、こういうような二百里時代にもなつて、特に管理漁業ということが言われるようになった折、普及員の仕事の分野というものもふえてきておりまして、それにはまた、いろいろな普及員の数ばかりでなくて質もよくなり、それから資金も与えたりというふうなことをやって、それから人と物と、それから自然条件というものが一緒になって、漁業の振興が図れるようにしたいということを考えておるわけです。

○下田京子君 まあ大臣、詳しく数も挙げて御答弁いただきました。ただ、私、残念なんですけれども、いま大臣が御答弁くださったその数字、実態と全く違ふんで、以下事例を具体的に御話して、御認識を新たにしたいです。

私は、青森から宮城、岩手、福島など、東北の中でも特に水産県と言われる沿岸漁業、そういうところの皆さん直接、改良普及員の方、あるいは水産試験場の係長さんとかいろいろな方がお

られますけれども、お伺いしたわけです。青森県の場合なんですけれども、県では十六名おります。そして、四カ所に分かれております。その中で鯊ヶ沢地方水産改良普及所というところに三人配置されています。その三人でもって七町村を管轄しています。半農半漁も含めた漁家は、全体で四千世帯になります。

ここで、この普及所の皆さん方、普及員がどんな仕事をしているかという、いま最大の任務としては、サケのふ化あるいは放流事業、こういうことが大変活発になってきてやられております。そして、実際にいろいろな仕事の状況を聞きましたら、南の奥入瀬川でその卵やなんか輸送中に事故があったという飛んでいく。あるいは岩木川というところが飛んでいく。そこには化場があるんですが、ふ化施設の中にどろが入ってしまったというまた飛んでいく。そういうことが、また、さらに北の方に小泊村という村があります。ここはヤリイカの産卵保護施設があるんですけれども、そういう造成施設があつて指導もしているわけです。南に北に飛ぶわけですね。

これが冬になると、さつき確かに自転車からバイクになって車もあつた、このことでは助かっているというお話でした。しかし、冬、豪雪で、あそこは地吹雪という雪が上から降るんでなくて、下から舞い上がるという大変なところなんです。強風地帯、二人で一緒に行動しなかつたらどうにもならない、こういうことを訴えておりました。それで、ただし私たちがやる気は十分あるんだと、そして今度のような改善資金等が出されてきたということについて期待もかけている、しかし、実態としていまのような状況では、個々の漁家まで足を運んで経営問題まで耳を傾けてという形にいくかどうかと不安を訴えていました。デスクワークに追われるような形になつたら、これは改良普及員としての実際の仕事とは逆になつてしまふという不安も訴えていたわけですね。

こういうふうな実態でありまして、日本海側だ

けがそうかという、実は太平洋岸の方でも、若干県によって違いはありますが、同じような種類の訴えが出されています。それで、私はこういう実態なんだということを御認識いただいて、総合的な改善というもので、以下、物、資金とおっしゃいましたけれども、その物について一つはお願したいわけですね。

第一が機動力の車の話なんですけれども、更新時期、実際ですと耐用年数を六年ぐらいいに見ているようなんですが、六年もたないとおっしゃっていました。潮風に吹かれますから、もう四年ぐらいたつたらばお手上げです。これについて国が対応してくれてないから、県がいろいろと単独事業でもって見てくれておるそうなんですけれども、できたところいったことを国で見てくださつたら、こんな話がありました。こういうことも含めまして、やっぱり体制の洗い直し、そういう方向で検討を具体的にいただけないか。

○政府委員(森繁治君) 青森県の例を引かれました、いま配置の問題につきましても問題の御指摘が一つございました。これにつきましては、県内いろいろな事情があるからというふうに思っています。私、ここでよけいな推測をすることは差し控えたいと思っております。御指摘のような問題がそのとおりであるとするば、確かに改善を要することがあるのではないかと、あるいは思いますが、県の考え方なり何なりをつぶさに調べました上でいろいろ指導をしてみたいというふうに思っています。

そこで、いま御提案のございました巡回の指導施設——車の問題でございまして。潮風でいろいろ耐用年数が違ふのだというお話でございまして。その面につきましても、若干従来も運用面で配慮はしておるようではございますが、一応、たとえば耐用年数はたてまえ上は六年ということでやっておるようではございます。この点につきましてもあらためて調査の上、問題であるということであればさらに改善をしてみたいというふうに考えます。

○下田京子君 長官の答弁を聞いていますと、何かよその所管の長官が話されているみたいな感じを受けます。そのようでありまして、事情をたないままから調査していただくか、私は問題だと思えます。その問題点は指摘しておきます。具体的に耐用年数というのは皆さんの方で決められているんです。実態がそれにそぐわないから改善してくれと言ふんですから、言葉じりをつかまえてではないんですけれども、よく検討した御答弁をお願いしたいと思います。

以下、やはり同じようなことで聞きますが、これは岩手県から出たんですけれども、冬季間の防寒具、こういったものは国が見てないというんです。県単事業で特別支給していると、防寒具。いま共通したものですけれども、県名を挙げながら言っています。

それから、安全性のことについても出ました。どういう点かという、特に岩手の場合には沿岸漁業も養殖漁業も大変盛んです。潜水機会が多いんですね。潜水するときには二名というふうなことになるんだけれども、なかなかそれが保障できないときもあるから、総合的な人数の不足というところにもなるから、これはたとえ関係する漁協だとか、あるいは県の職員だとかいろいろ対応もあると思うんですけれども、そういうことについてつづきに調査をして答えていただきたいと思います。

さらに三つ目になりますけれども、研修の問題です。お聞きしましたら、二年前まではブロックごとに国が責任を持って水産庁の指導のもとにやられていた。いま現在はどうかという、農林水産省が集めるのは年一回、あとは県でどうぞ御自由というふうなところになっていて、それについて、これも共通して出されたんですけれども、やはり国の方で具体的に指導していただいて、ブロックの研修が数多く——数多くといったってそれも限度があるでしょうから、数回持つていただくのと大差に立つ。それはお互いにそれぞれの他の県との違いといいますか、いい点を学ぶ機会がふえ

と、こういうお話をしていただきました。

以上、三つの点についての調査と研究改善を要望するわけですが、いかがでしょうか。

○政府委員(恩田幸雄君) それぞれの各県のいろいろな細かい問題でございまして、確かに防犯具につきましても、現在の国の予算の計算の中では入っておりませんので、すなわち国の補助は指導施設を対象にしておりまして、個々の職員の防寒具等につきましては現在予算の対象になっておりませんので、その点も今後研究させていただきます。

なお、その次に潜水の問題でございしますが、これにつきましても、確かに御指摘のように、いろいろ潜水というものは危険を伴うものでございまして、確かに人数が多ければ先生御指摘のような面もございしますが、現在の人員でさらに進めていくためには、やはりその危険をなくすためにも潜水技術の指導ということをもう少し、指導と申しますか実技の研修でございまして、こういうものをさらに積極的にやるうと思っておりますので、これにつきましてもなるだけ早い機会に改善して、そういうことができるようにしたいと考えております。

なお、研修の問題でございしますが、これはいま現在やっておりますのは新任のときの研修と、それからさつき御指摘のありましたブロック会議にかわりまして担当者会議ということではいろいろ意見の交換をやっておりますが、さらにその上に個々の具体的な事実につきましても、いろいろ大学とか試験場で特別に研修をやる特別研修、このようなものを現在実施している状況でございまして、なお、ブロックの研修につきましても、確かに他県との交流その他いろいろな面もございしますが、従来のブロック会議につきまして普及員の一部にはいろいろ御批判もございまして、私どもの方としてこれを担当者の会議に変えるというふうなことを五十二年からとらしていただいている状況でございまして、なお、今後さらに検討をさせていただきます。

○下田京子君 大臣、いまの長官それから次長も含めて、みんな検討、検討なんです。それで、検討は私たちが勧進しなくてはならないかと思ひます。しかし、状況でもうすでにわかっている部分もあると思うんですね。だから、その検討が具体的に実のあるような方向でやっていただければ、最後に大臣に御答弁いただきたいんですが、その御答弁いただく前に再度状況を言いますと、農業改良普及員と水産改良普及員がどこが違うかという点で具体的な事例を出します。

農業の場合でしたら農家の人と会うのに、やあと言つて畑に行つたりたんぼに行つたりして会えると言つておられます。水産関係の場合には、そうはいかないと言つておられます。これは福島の場合ですけれども、実際に話そうと思つたら、あるいは一緒に指導しようと思つたら、これは実態やっていますんだけれどもと言われまして、朝の二時、三時船を出すと一緒に自分も行って、一日仕事もやつてきたりすると言つておられます。それで、夜遅く帰つてくると、あしたの仕込みや何かはお母ちゃんに頼んで、御主人はもう一杯やつたら寝るといふのが大抵多いと言つておられます。そうすると、一杯やつてから今度行つてもなかなか話にならないんです。そういう環境自身がもう違つていくことなんです。そういうこととあわせて、漁業の場合には数も少ないから全般的な知識も身につけていなければならぬ、こういうふうな言ひをいたしました。それから宮城県の方の場合には養殖の専門的な技術を本場に漁家の方から迫られていく、こう言つていきました。さらに最近ですが、岩手で聞いたんですけれども、婦人の方も七トン未満の船でしたら操業に出るそうです。そういう点での指導もかかってくるそうです。

それで、いま潜水二名というのが原則なんだけれども、技術の方でカバーしたいということだそうですが、というところ、これは幾ら技術でカバーしても、労働上の問題として大変危険を伴うと思ひます。

ます。そういうことで、やはり基本には潜水とか何かになりましたら、同じ潜水技術を持つていく人が二名いなければならぬかとは別としても、やはり一人ではいかつたところではない、そういう形でのものが必要ではないか。特にいま魚の生態系だとか、あるいは種苗の生産あるいは放流技術、資源の状況の評価だとか、もうすべて大変状況がどうなのかということでも未解決の部分も多いわけですから、事その法律の絡みでの沿岸にかかわる場合には、そういうところを押さえて、ひとつ実効あるいわゆる検討の身を大臣に一つずつ改善していただければという決意を聞かせていただきたいんです。

○国務大臣(渡辺美智雄君) それはもちろんここで検討すると言つておられるのは、実効あるように検討をするわけでありまして、普及員の仕事をどこまでやらせるかといつても、これもなかなかむずかしい話でありまして、それは確かに言つたように、農業なら畑に行つてやあつて言えはわかるし、畑も作物がどんなふうな状況かよくわかる。魚をとる場合は、そうかといつて船に一人ずつ普及員をつけたらいい、これもとても言うべくして現実にはできないものじゃない。また、農業でも同じように、いまは非常に専門化をしておりますから、普及員が自分が教わりにいくような場合の方がむしろ多い場合だつてあるんですよ。それが普及員といつても専門専門でなければ、そんな畜産のこととわかる、稲作のこととハウスのこともわかる、皆わかる普及員なんというものは、それは言うべくしていいです。

したがって、それぞれ専門技術員というものを置いて比較的専門化をすれば、そのかわり集団でまとまつて指導をするとか何かそういうことをやっていただけておつて、あとは基礎的なことを初心者の方に教えるとかいうようなことを主たる任務にするほかはないのじゃないか。あらゆることに精通した普及員ということとは、言うべくしてこれはできない。国会議員に、法律に賛成したのだから全部わかっているかという話と同じだと私は

は実際思ふのです、正直なところ言つて。でありますから、それぞれの決められた定数の中でそれぞれの地区に配置されておるわけですから、どういふような指導体制をとつて、何をどの程度どういふように教えたいかということにはおのずから傾斜をつけまして、有効な普及員の利用法といふことが、そういうことも考えていただければ、それから水産試験場等の技術というのもの、新技術ができたならばそれを末端の漁家に教えるというふうな役目も私は普及員としては重要な仕事だ。それから、現場でいろいろ問題点を見つけてそれを試験場につなぐと、そしてさらに一層突っ込んだ研究をしようというふうなことも、私は普及員の仕事だろつと思ひます。概してやはり内地では養殖とか栽培漁業とか、こういうふうなものに普及員を使うということとはきわめて効率的な使い方ではないのかと、こう思つておるわけでありまして。

したがって、普及員の利用の仕方というものについては、数をどんどんふやすということとは私がここで約束したつてできることではありませんので、いまの普及員の中で一番皆さんから喜ばれる価値のある普及員の活動方法については、専門的にこれこそ専門家にひとつ詰めてもらいたい。あなたの御意見も大変参考になりますので、そういうことを非常に勉強さしてもらつて、今後の行政の重要な指標にしてまいりたいと考えております。

○下田京子君 大変前向きな御決意を聞かせていただきました。ただ、私は重ねて言ひますが、いま申し上げたのは大変特殊な例を言つたものではなくて、大臣は極端なことが大変お好きな方だけれども、そういうことを言つたんじゃないやありませんから、念のために。それで二番目に、漁村の環境整備の問題で、具体的には生活改善資金との絡みにもなるだろうし、あるいは生活改善のための施策をどうするかというところについてになるかと思ひます。提案理由の説明の中で大臣も「漁村の生活環境は、都

市等比べて著しく立ちおくれしている状況にある」というふうな指摘をしているわけなんです。

これもやっぱり実際にお聞きしましたら大変でありまして、たとえば水洗トイレなんか持っているところはほとんどいいけど、大型遠洋の場合を除きますと、それから船にはお金をかけるけれども、そういう中で、炊事場であるとか、下排水であるとか、食べ物だとかも含めて実際に手が回らないというのが実態だと、こう訴えておりました。そういう中で、この生活環境の整備を進めていくに当たりどうしたらいいんだろ、うかという事で、私もいろいろとお聞きしたりしましたら、予算との絡みで見えてきますと、漁業集落環境整備事業というのがあります。それから、漁業村落振興緊急整備事業というのがあります。さらには、新沿岸漁業構造改善事業というのが今度発足されます。そして、今回の沿岸の改善資金というふうになるわけです。

その中の生活改善資金いろいろあるわけなんです。こういうふうになくさんある事業あるいは制度、これを総合的にやる、そういうことが必要ではないだろうか。これは一般にお尋ねしないんです、具体的に、たとえば農村の場合でしたら、国土庁が中心になって一定の総合的な計画がまず出されます。それに乗っかっていろいろな事業の中から選んでいくと、こういうやり方がとられていと思うんです。私は農村にあつても、総合的な対策検討委員会でもいいですか、そういうものが必要だろう。同時に、それを受けた水産庁の中のセクションといいますが、そういうものも必要だろう、こう思うわけです。農村の環境整備を、一つのモデル事業もこう握えながらやっていくということが必要なんではないだろうか、こう思うわけなんです。大臣いかがでしょうか。

○政府委員(恩田幸雄君) 先生御指摘のように、沿岸の漁村の多くは非常にへんびなところにあるのが多いとございまして、さらに家並みその他も非常に狭い地域に固まっているというふうな状況で、確かに生活環境というものがおくられているわけでございます。私どもとしてはこれも手おくれといいますが、非常におくられている発足ではございまして、五十三年度から先生御指摘のように、漁港の整備に絡めまして背後の漁業集落の環境整備、具体的に申し上げて水産用の飲雑用水施設とか、用地の整備、こういうものについて整備する事業を発足させて、さらに五十四年度から発足いたします新沿岸漁業構造改善事業のセンターだとか、廃棄物の処理施設等の整備を実施するようになっています。さらに、これは若干沿構とは別な地域で実施することになっておりますが、地域住民の交流促進と環境整備を総合的に行う漁業村落振興緊急対策事業を実施することにしたしております。今回、現在お願いしておりますもので個々の生活改善をやるということにいたしております。

これらの事業をいかに総合的にやるかということにつきましては、やはりできるだけこれを総合的にやることを望ましくございまして、私も内部でいろいろな連絡協議会を持ちましてこれらの総合的な運用を図るやうにいたしておるわけでございますが、ただ、やはりたとえば漁港の整備と、それから漁村センターなり廃棄物処理施設を扱います新沿岸等の事業の対象になる年度が違ふとか、そういう面もございまして、若干のちぐはぐができるのをいかに調整するかということ、現在それだけの担当官で打ち合わせを行っております、なるだけそういうものを有機的に結びつける方向で考えてまいりたいと思っております。

〔理事山内一郎君退席、委員長着席〕
○下田京子君 時間がありませんから、繰り返して、やるかどうかわからないとお願いしたいと思っております。

大臣、いまお話のように、発足の年次が違つたりなんかでそれぞれところで検討しているというところですが、方向としては何か連絡協議会みたいなものをつくりたいということですね。その際、これは現地で皆さん言われているんですけれど

も、漁村といつても漁家ばかりあるんじゃない、農家もあるし、商店もあるし、労働者もいるし、そういう中で漁家が散在されている。それから、そこには漁業に関係する流通加工関係の方だとかいろいろな方があつたわけですね。そういうそれぞれのセクションから主だった人が入りまして――私は簡単にいいますよ。国土庁がやっていようなかっという、漁村なら漁村の環境整備の方向という一つの総合的な計画みたいなものを、ひとつお立てになる必要があるんじゃないだろうかということなんです、たとえば。

そして、そういう中でやりますと、さつき話になりました、あるいは改善資金の中で出てきますし尿処理の問題であるとか、あるいは排水施設の問題であるとかやりますと、水洗トイレをつけたといつても、一戸の漁家が改善資金でもってそれをやっても、その地域全体の問題が絡んでくると思うんです。そういう関連があらますんで、形は別として、それぞれの部門の方が入った総合的なそういう方向での検討というものがいまま必要になってきているんじゃないだろうか。ひとつ検討してください。大臣に御答弁願います。

○国務大臣(渡辺美智雄君) 親切に答弁させていただきます。

○下田京子君 いや、親切でなくて、大臣にひとつ答えていただきたい、大臣に一言でよろしいです。

○国務大臣(渡辺美智雄君) ことしから発足する沿岸漁業構造改善事業におきましては、ただいまのようなことを趣旨といたしまして協議会をつくって、その部落の話ですからね、集団の漁家だけじゃないのですから、みんないろいろ学校の先生もいるし、そういう人の意見も十分聞くようにいたします。

○下田京子君 その際に、私大きな役割りを果たす任務を持っておられる方として、生活改善普及員の仕事を重視してほしいと思うわけなんです。時間もありませんからもう詳しく述べませんけれども、この生活改善普及員の方も全国でもって

百五十六人だということで大変苦勞をされております。で、生活改善普及員の場合にどのような仕事をやられているのか私も聞きましたところ、いろいろやられているのか私も聞きましたところ、設置することにもちろんですが、それから普及事業の運営もありまして、漁村の生活改善推進の予算もある、あるいは運営費はいろいろあるんですけれども、そういった生活改善普及活動体制の予算全体を見てみますと、五十三年度が四十八億九千六百万だと思つて、いただいてる資料だと、ところが、五十四年度の場合には四十九億二千六百万、これはわずかにふえているんですけれども、中身を見ますと、やはりもっと充実させていく必要があるんじゃないかというふうに思つておるんです。

特に人数の問題でございます、農林水産省の農蚕園芸局で出されております農業普及事業の年次報告書なんですけれども、その中で実際にこうした生活改善普及員がどういう範囲を受け持つてどんな仕事をしているかというのが出ております。その報告によりますと、一人の方が担当する戸数というのは一千三百から一千五百が限度じゃないかと、こう報告では言っているんです。ところが、実際にはそれをはるかに超えていると、こういうことが言われております。で、広いところを受け持つから、さつき話がありましたように、いろいろと濃密指導をやっているんだとか、グループ指導をやっているんだとかいうお話でございましてけれども、要は私は、こうした直接漁家の生活改善資金等を運用していくということになれば、これは資金面の運用なりそれから環境全体の整備と双方相まってこの生活改善普及員の皆さんの活動というものを、そこに光を当てていくことが必要ではないだろうか、このことを言いたいわけなんです。

○国務大臣(渡辺美智雄君) 私もそう思っております。一人で何千人なんというのはなかなか見れませんし、やはり個々の問題で、金の借り方とかいんなこと、細かなことを全

部見ようという、なかなかできないだろう。したがって、こういう場合は、やっぱり農協に婦人部があるように、漁協にも婦人部とか指導員とかいうのがおるはずでございますから、そういうような助手、補助的な方々とよく連携をとって、できるだけ組合員の要望にこたえるようにやっていくしかないのじゃないかと、こう考えております。

○下田京子君 特に補助的というだけじゃなくて、私は、重要な部門があるんだよということでもう一度言いたいわけですが、それはいろいろ後継者問題等も含めましてお聞きしましたところが、生活改善ということが非常に重要である。それで、朝早くやっぱり漁に出ていくという。だから、その間にだんなさんのお弁当もつくってやらなきゃならない、そしてまた子供たちもめんどろを見なきゃならない、帰ってきたらあしたの準備もやるということで、非常に婦人は困難であります。それから、おばあちゃんなんかおれば、うちを預けて自分も漁に出るといふ実態でありますね。この後継者問題の中でも、お嫁さんの来手がいないということになってなかなか深刻なわけですね。そういう点で、共同のふるだとか共同の炊事場なんかを漁協の中に設置できるようなことが確立されたら大変助かる、こんな話も出ております。ですから、補助的というんじやなくて、それそれ漁家を歩いたりいろいろと環境を見ておりますから、そういうまままでの研究といたしますか、調査といいますが、いろんな苦勞を吸い上げていて、さらに生かしていただきたいということをお願いしたいと思います。

次に移りますが、やはり同じ後継者問題なんですけれども、特に漁家の後継者の中で一番早道は、何といつても水産高校に学ぶ子供たちではないかと思うんです、一つはですね。その水産高校に学ぶ生徒のいわゆる漁業に関する知識、教育、これに非常に問題があるんです。どういふ問題があるかといいますと、これは昨年十二月十八日ですね、毎日新聞なんかでも出ておるんですが、「時代遅れ教科書水産高」「二百カイリ」記述ゼロなんてい

うことで、八戸高校の問題が具体的に出版されております。

私は、高等学校の先生方からも聞きましたけれども、実際に問題になっている教科書をいただきまして見てみました。どんな点で問題かといいますが、一つの問題点は、大きく言いますとこの「水産一般」という教科書と、それから「漁業」という教科書、まあそのほかありますけれども、特にこの二つ。この中で、漁業をめぐる情勢が正しく述べられてない。特にどういふ点かといいますが、いわゆる五十一年度の四月にアメリカが一九七六年漁業保存管理法というものを成立させて、翌三月一日から二百海里漁業水域を設定してきたわけですね。それに基づいてメキシコ、カナダ、EC、北欧諸国、そしてソ連も含めまして、連鎖的に二百海里の水域設定ということになったわけですね。こういう記述がない。さらには、日本でもすでに領海法、さらには二百海里の漁業水域設定のための漁業水域に関する暫定措置法等が五十二年五月二日に成立しているわけです。その記述が全く述べられてないんです。

で、どういふふうな教科書に書いてあるかといいますが、これは「漁業」の教科書なんです、遠洋漁業に関するところ、これをちょっと読ませていただきますと「遠洋漁業はわが国漁業の原動力ともいべきもので、北洋のサケ・マス・カニ、底引きなどの北洋母船漁業をはじめとし、遠洋カツオ・マグロ漁業、以西底引網漁業、アフリカや南米海域を漁場とする南方トロール漁業、その他」云々、こう書いてあるわけです。そして最後に「わが国の漁獲生産量の伸びは、この遠洋漁業によるところが大きいので、今後ますますその発展が期待されているものである」と、遠洋漁業についてこういう記述をされている。これはいつの資料で書かれているかというと、四十五年のときの資料です。教科書は五十三年出版なんです。で、四十八年に一度あって、五十三年に改正されて出ているんですが、全然改正じゃなくて、同じものがまた出てきているというふうな問題もあるんです。

れども。

さらに、「水産一般」の方を見ますと、どういふことを書いてあるかというと、やはり「遠洋漁業」のところなんですけれども、「わが国が加盟している関係漁業協定には次のようなものがある」というふうなことで、北西太平洋の公海における漁業に関する日本国とソビエト社会主義共和国連邦との間の条約、こういうものやら、日本国とアメリカ合衆国政府との間の漁業に関する協定、こういうのが入ってきている。それで、いま実際はどうなっているかといえは、これは私が申すまでもなくわかり切ったことなんですけれども、日ソ漁業の問題については、従来は確かにここにありますが、日ソの漁業条約とか、あるいは日ソカニ協定とか、それから日ソのツブ協定なんかがあったわけですが、いまはこういう形ではないわけですね。それが昔のまま述べられている。これは大変やっぱり問題であると思うんです。もちろん先生方は、このままのみにしてこれをそっくり教えているのではなくて、いろいろと資料集めに苦勞をしている、それで努力されているわけなんです。

私は、大臣にまず言いたいことは、教育にいろいろ問題が、具体的な形での不当と言われるような介入というところになれば問題ですが、後継者の問題とも兼ね合わせて、この水産関係、漁業に関する正しい知識、それから正しい資料、そういうものを水産高校のみならず、後継者対策の一環として、具体的にそれらが対応できるように資料等流していただくということが必要ではないかと思うんですが、大臣、どうですか。

○国務大臣(渡辺美智雄君) これはもう本当にいままでの中で一番いい話を聞かしてもらって、私も大変勉強になりました。確かに、非常に最近目まぐるしく、この二百海里時代を迎えて、もう世界各国で二百海里を引いているところと引かないところとあるあるし、タイミングのずれ、タイムラグもあるし、それで外務省と連絡が悪くてコストリカでつかまっちゃったり、それは申しわけ

けないことをしているわけですよ。ですから、専門家に混乱しているというふうな時代なんです。そういうふうなことで、末端ではなおさらそういう情報が入りにくいということ、全くと私はそのとおりだと思います。しかし、教科書が間違つて、五年も十年も間違つたことを教えたのじゃこれは困るわけですから、大学の先生もみんな間違つていちゃ困る。したがって、できるだけわが省といたしまして、たとえば経済教育参考資料というふうなことで日本経済教育センターから「二百海里時代を迎えたわが国の漁業」というパンフレットを出して、十部くらい配ったりいふようなことをやっておるんですが、高等学校なんか配ったのです。

しかし、いろんな新しい白書その他のことについて、特に教育機関は宣伝力が大きいですから、報道機関あるいは教育機関等には、できるだけこれらから変わったことがあったりなんかしたら、やっぱり毎年の白書はもちろんのこと、特に大きな違いが出たようなときには、文部省あるいはそういうふうな報道関係はもちろんです、そういうふうな学校等にも、水産高等学校、水産試験所、こういうふうなところには配るようにしたいと思っております。それは、勉強する先生は、新聞読んだりなんかで、ここは間違つたなと、訂正しておこうというところはあっても、ろくに新聞も読まぬ先生の中にはあるかもしれぬから、そういうのはこれはもうわからない、その本のとおり教えちゃらう。生徒は被害者になるということがあっては困るから、それは極力そういうことのないように、農林水産省としても大変いいお話なので、今後そういうふうな大きな変化やなんかあったときには、極力早く正確に情報を伝えるようにいたさせます。

○下田京子君 農林水産省としても、具体的な資料、データ等は所管である文部省初め現場の先生方にも配りたい。ただ大臣のいまの話の中で、新聞も読まないでいる先生ということは恐らくないと思います。こういうことで専門的にやられ

で、具体的に、文部省来ておると思うんで、い
まのようなお話です。これは資料が送られればいい
いという問題ではありませんので、早急に、一つ
は、事実と連う記述、それから古い資料、そういっ
たものを書きかえて現場に配付されるように手を
打っていただきたいと思ひます。

○説明員（宮野禮一君）　ただいま水産高校の教科書について御心配をいただいて申しわけございません。

私どもとしまして、できるだけ、教科書についても従来の記述のままでなく、新たな事態に対応するように改めたいということ、従来から水産庁の御協力等を得まして、いろいろな学校、水産高校そのものにも新しい資料を配付しておりますが、そういう新しい資料の提供、あるいはそういう新しい資料を使った学校教育の指導についての留意等について、学校現場を指導してまいりたいと思います。

○下田京子君　確認ですが、これは早急に、いつまでという時期もいろいろあるでしようけれども、早急に書きかえて子供たちに届けられるようにしていただけるかどうか。

○説明員(宮野禮一君)　できるだけ早い時期にそろしうしたいと思っております。

○下田京子君 次に、時間

とめてお聞きしたいんですけれども、法律直接ではありませんが、予算の中で冷凍水産物物流通実験事業ということで、一億五千八百七十六万円ですか、ついて、予算計上されておるようですけれども、特に私、宮城県の塩竈の皆さん方から具体的に訴えられてまいりました。どういう点かという、この実験事業は大衆魚、それからカツオ・マグロの流通促進だということで、主に漁協等が中心になって消費地と結んでやるということなそうですけれども、このことについて中小零細の流通業者も取り扱わせていただけるように拡充してもらいたい、今後になると思うんですけれども、さらには、冷凍だけでなく、サバ、イワシな

それから塩竈だけじゃなくて、これは御存じかと思えますけれども、六大都市水産物卸組合連合会の鮮魚部会、ここがいまの事業に対して、こういう事業は、産直促進は市場無視だと、カツオ・マグロパックに大変反発しているというお話も出ております。それからさらに、農林水産省の所管で

ある社団法人食品流通システム協会というところで、多獲性魚の新流通問題を取り上げられております。わが党におきましても、これは「日本経済

への提言」ということで、具体的に多獲性大衆魚の流通業者に対しては経費倒れにならないように国が出荷、取り扱いに特別の奨励金を出して流通を促進して、それで消費者に届くように、台所に届くようにという提言もしております。

これらはいろいろあると思うんですけれども、精神的に見れば皆同じように、いまだくさんとれる大衆魚、それを消費者の台所に運んでいく上で流通経費等何とが軽減できる措置をしようという

ことで、実験事業としてとられたのだと思うんで、この実験事業も五十四年度やってみてからということになるでしょうけれども、今後いま各方面から出されたようなことも踏まえまして、ぜひ拡充強化という方向で御検討いただきたい、これが一つ。

それから、一緒になって大変申しわけないんで

すが、もう一つは北海道の噴火湾の問題なんです
が、ホタテの斃死、これはもうここ三年来言われ
ておりますが、私は斃死の原因等々についていま
述べる気、あるいはお聞きする気はありません。
問題は、噴火湾の東口にある北海道一と言われる
室蘭の工業地帯からの工場排水、これが原因では
ないかと言われて、赤潮が大変頻発しているんで
すね。私はいまお願いしたいことは、赤潮対策で
すか調査、そういうったものが要だと皆さんこう
言われているんです。そして、総合的な調査も考
えてもらいたい。漁場破壊の実態調査、あるいは
漁場の生態系の状態、あるいは養殖を今後どうい
うかこうで総合的にやれるだろうかという問題

以上まとめてまいりましたが、二つこれを検討いただけるかどうか、お願いしたいと思います。

○政府委員(森整治君) 第一の冷凍魚については、私がお答えして、噴火湾の問題につきましては、次長からお答えいたします。

冷凍魚の問題で主体の問題ですが、実験事業として生産者団体を考えております。水産加工団体を排除するものではございません。実験

それから、鮮魚にしてということでございますが、むしろ鮮度保持が非常にむずかしい商品でございますから、いろいろ冷凍にして産地でパック

して、ともかく消費者につなげられないかという
ことでやってみておる、実験したいということ
でございます。

それから、六大都市等いろいろお話がございま

したことは私どもも承知いたしておりますが、極
旨はそういうことではないということで、私ども
は一応納得はしていただいたというふうに理解を
しております。

それから、システム協会につきまして、多獲性
魚の問題につきましていろいろ御検討いただいた

ことにつきましては、むしろわれわれも参画をい

たしておりまして、検討の経過につきましては、分承知しておるつもりでございます。

○政府委員(恩田幸雄君) 噴火湾につきまして、私どもも小規模な赤潮が発生した例は何回か聞いておりますが、漁業被害を伴うような大きな赤潮にはなっていないというふうに理解いたしております。ただ、それ以外のいろいろな問題もございます。私どももいたしましては、まず噴火湾の漁場の環境条件がどうなっているかということを把握するために、五十四年度からヘドロの堆積状況あるいは分布状況、こういうものについて調査を実施するとともに、底質、水質あるいは各種の生物の実態、こういうことについて解明するように

いたしておりますし、さらに小規模ながら赤潮も発生しておりますし、さらに一部の妙なプランクトンもございますので、これらにつきましては、赤潮の情報交換とか赤潮予察事業等によって助成をいたしまして、調査をしたいと考えております。

さらに、北海道庁ではホタテの大量死等に対応するために、地元でいろいろ噴火湾のホタテ育

成対策協議会等をつくっておりますので、これらにつきましては私どもの研究所あるいは大学、あるいは道の水試等の協力を惜しみなくやって、噴火湾内におけるホタテ養殖の大体のぐらゐまで、噴火湾でできるかというような調査も行いたいというふうに考えておりますし、さらに道庁自体が、ホタテの養殖に關します総合対策指針も現在作成中であるということも聞いておりまして、全般的な調査を行つて噴火湾の状況を十分調査いたしたいと考えております。

○三治鯊價君　沿岸漁業改善資金助成法については、これは非常に簡単ですから、いまでも同僚委員の御質問で、この法案そのものについてはもういろいろ質疑は行われておりますので、この関連から、ことにいわゆる漁業経営者といいますが、漁家に対する一種の生活資金のような構想がありますので、そういう漁村のいろいろ振興にも関連した問題として取り上げてみたいと思うんです。

いわゆる水産業の振興というと田舎の部面、都

会からわりあい離れたところの漁港、漁村というものがとかく考えられやすいんですが、最近はいわゆる三大都市圏または地方の中核都市でも、いわゆるサラリーマンまたは中小業者の生活水準の非常な向上とともに、海へのレクリエーションあるいはいろいろの休養のためにそういう施設を要求している部分が非常に多いと思います。ここ一、二年でもいわゆる請願の中に釣り人課を農林水産省につくってくれ、こういうふうな請願も多数出ているのでありまして、こういうことを考えると、農林水産省が沿岸漁業の振興そのものでないんですけれども、いろいろ国民が釣りをやりたい、または海岸で水泳をやったり、またいろいろ

る海をながめて保養する、こういうのが漁村で、または漁村の近くでいろいろそういうものを計画して、漁村の漁業の収入の減を補っていく対策をいろいろとておる。資料を見ても、漁業の収穫高はだんだん減って、魚の値段が高くなって初めて生活の資を得ている、こういうことであります。したがって、そういう都会の人のレクリエーション、または健全な生活の資となる対象として、そういうことを農林水産省はどういうふうに考えておられるか、ひとつ一般的な問題として取り組み方を御質問したいと思ひます。

○政府委員(森重信君) 先生御指摘のように、海というのは非常に国民全般の財産と考えるべきものでございまして、御指摘のように、最近非常に遊漁人口が非常に増大して、勘定によりましては千五百万人とも言われております。そういう中で、漁業と遊漁との間のいろいろな問題が逆生じておるし、また、それとの密接な関連づけをしながら漁家の一つの収入源、所得源としても考えていかなければならないという面も出てきておることは事実でございます。

概して申しまして、非常にプラスの面とマイナスの面、これは物事からいましてやむを得ない面かもしれないが、ともかく両方を抱えまして、これらをどういうふうに持たせていくかというところは、ますますその重要性が高まってきたというふうな認識をしておるわけでございまして。

○三治重信君 そこで、具体的に大都会の近くなにかに漁業協同組合や漁村なんかでこういう釣り人の誘致や、それから釣り人漁船の拡充というんですか、そういうものの要請というものは農林水産省に相当来ているんじゃないですか、余りないですか。

○政府委員(森重信君) 私どものところには、むしろやっぱり釣り、遊漁という立場から水産庁がもっと積極的に取り組んでほしいという観点の要請が非常に強くなってきている現状でございます。

○三治重信君 だから、それに対して余り取り組んでおられないのじゃないかと思うんですけれども、これは漁村ですか、漁家、沿岸の方々が将来所得を得る、または漁家の収入、第二次所得なりをやるのに、計画よろしきを得れば、非常に客がたふさん来て、しかもその一つに、いまおっしゃったように、いわゆる漁村なり田舎の風俗習慣を乱すとかいろいろなものがあるわけだから、それが計画的にそういう行政当局や何か、漁村と体系的にその準備をしてやらなければいけません、こういうことだろうと思うんですが、そういうものについて、この沿岸漁業改善資金というのはこれは無利子なやつだから非常に使いにくい、それは使えぬようになっていくのですけれども、そういうものに対する融資や新しくそういう事業の展開をやるのに農林漁業関係の融資は使えるのですか、使えないのですか。

○政府委員(森重信君) 御指摘のように、遊漁の人口が増大をして、それに対していろいろ必要な要請があつて、むしろ遊漁問題を専門的に取り組む釣り人課を設置せよとか、そういう具体的な話にまでいろいろ御要請が来ておることは事実でございます。

いま当面、御質問のそういう釣りの人をいろいろ乗せる、そういうものについてそれについての必要な資金をこの資金の貸し付けの対象にできるかどうかということでございますが、この法案におきましては、沿岸漁業の経営の健全な発展を図るというのを目的としておるということでございます。いまして、釣り舟等が漁民がいろいろ乗せてサビビスをしていわゆる遊漁としてかせぐということ、一般的にむしろ副業的なものというふうには考えざるを得ないのではないかとおもうに思ひまして、そのことを目的とする場合には、本資金の貸し付けの対象にはなじまないというふうなことをやるわけでございます。しかし、そういうことをやるかもしれないけれども、技術の導入資金とかいろいろ制約がございまして、漁船漁業でございまして、そういう制約の要件を満たすという

ことであればまたそういう要件を満たすケースといたうのは、普通の釣りであればわりと少ないのじゃないかというふうに思うのですが、しかし要件を満たすというふうなことであれば、当然貸し付けが行われるということになるわけでございます。すので、具体的な個別のケースとして判断して、貸し付けし得るかどうかというところは決定をいたしたいというふうに考えております。

もう一回申し上げますと、一般的にはなじまないのじゃないだろうかということでございます。

○三治重信君 ひとつ、これには無利子なやつですから、対象にされなくてもいいと思うんですけれども、いわゆる漁家に対する融資のやつとして利子がつくやつでも、農林水産省の関係で今回そういう副業的な面でも海の事業として少し拡張することを考えていったらどうかと、こういうふうな思ふわけですか。

そしてもう一つは、そういう安全な釣り場といふ場所、それからそういう釣り舟なんかのたまり場といふものを計画的につく。また、そういうものに対して、漁港やそれから漁業組合なんかに対する援助体制というふうなものには現在どうなっているのですか、全然考えていないのですか。

○政府委員(森重信君) 遊漁につきましても、この対策でございますが、やっぱり漁業との調整という観点から、本来の漁業との間の秩序ある管理体制をとっていく、こういう観点と、それから漁業者の所得を向上していく、同時に健全な遊漁の振興を図るという両方をにらんだ対策といたしまして、遊漁対策振興事業というのを水産庁としても取り上げておるわけでございます。これは遊漁場を整備するといふんです、海洋の魚礁ですとか、そういう釣り場の安全施設ですとか、海洋の釣り堀ですとか、取りつけ道路とかそんなようなものなどか、あるいはまあ関連施設、遊漁船を出す関連の棧橋でございますとか、それから管理施設として場合によりましては駐車場等もあわせて整備をするといふことによりまして、遊漁は遊漁として一つの管理の場所をつくりまして、そこで釣りを

を楽しんでもらうということによりまして既存の漁場との競合調整問題も避け、かつそこでいろいろ漁村に副収入を落とすとしていってもらうというふうなことを考えた助成措置もあわせてやっておるわけでございます。計画的な整備をそういう希望のところから実施をしておるということでございます。

○三治重信君 ぜひ、私たちこれから所得の増加とともに海での健全な遊び場をつくり、またその健全なそういうレクリエーションの関係として沿岸漁業と関連して、専業と並んで副業なり総合的に沿岸漁業の振興と関連して、そういう漁業者がそれに対して興味を持つ体制をやった方が漁村の生活向上に役立つんじゃないか。

こういうふうに思ひますと、これが一番間違ふといふゆる都会人の漁村荒らしというふうなところになってまいりました。こういうふうなことで、農林水産省も今後、こういう魚をとって魚だけから所得を上げるということではなくして、都会に住む人たちの直接サービス関係として魚をとることが所得になる。ちょうど都会からすぐ近くに最近ブドウ狩りとか、ミカン狩りとか、いろいろそういう秋の収穫に対して都会の人の遊び場とともに、園芸家の所得の向上の一挙両得に役立てている仕事が行われているわけですから、漁村や沿岸の方にもぜひそれを系統的に広めて、これは何というんですか、果樹組合や農協なんかでそういうことを積極的に都会の近郊ではやっていくわけなんです。それから、漁業関係の方も都会の近くにおいて、そういうものを系統的に一つの副産物としてやる体制を、農林水産省としても漁業を少し幅広くとっていく体制をとってもらいたいと思ひます。

それから、もう一つは、私は愛知県で三河湾なんだけれども、三河湾の状況をずっと見てみると、一時はあそこがカニやシヤコが全然とれなくなつた。しかしながら、水質汚濁防止法やいろいろの農業の捨てるビニールの廃棄物なんかが大分少なくなると、途端に近年カニやシヤコが非常にとれ

るようになってきている。こういうちよつとしたことで非常に沿岸漁業のいわゆる魚が豊富になっているわけなんです。こういうふうな海のそういう浅瀬、海の底を定期的に漁場確保のために洗って、そしてカニやこういう浅海の海底で育つ魚の自然増殖の環境を整備するというようなことは積極的にやってもいいと思うんですけれども、そういう問題についてひとつ。これがまた、零細漁家の所得増に非常に役立つんじゃないかと思うわけなんです。そういう点について、実態をどういうふうに農林水産省は把握されているか。

○国務大臣(渡辺美智雄君) 具体的なことは事務局当局から答弁させていただきますが、やはり何と云うたって、水が汚くなつては魚が住まない。そこで農業の規制の問題とか、いま言ったような廃棄物の処理の問題とか全部これは関係のあることであります。したがって、農林水産省だけでなく、環境庁、通産省その他のところにも呼びかけて、極力川や海をきれいにするということをやさずみながらやっていかなければならぬ。その次は、すでに汚された沿岸海域、内水面におけるこの廃棄物、こういうものの除去回収、こういうことが必要でございますから、ことしから実験的にこれらについて実験事業としてこの漁場の環境改善の事業をやろうと。通称クリーンアップなんて言っておりますが、そういうことをやろうという事業を新しく新設をしたわけでございます。

○三治重信君 今年から新しくやるというふうに言われているわけですが、沿岸漁業の中でことに近海の場合に、漁場といいますが、海の水とともに海底の整備をやるということが非常に必要だと思ふんです。

それから、農林水産省の方では海のレクリエーションについて、先ほどは釣りのことをやったのですが、さらに海水浴場とか、それからいろいろの海のレクリエーション活動、船遊びやボート、そういうような夏の海や、最近海上スキーなどは漁場とまた非常に衝突したり、またそういうこ

とによる副収入も得られるわけなんです。こういう面も、これは細かくは質問要旨は出してないんですけれども、そういう釣りなりなんかしを魚をとるやつとともに、海岸そのものを利用する都会人のそういうレクリエーションをやる施設として、これは農林水産省の所管でないかもしれないですが、そういう面のは関係各省とも連絡して、海に対する、いわゆるたくさん人の人がレクリエーションができる、海岸の砂浜を美しく維持するために相当の砂を入れてみたり、新しく海水浴場をつくるぐらいの積極的姿勢がないといかぬですが、こういう海岸並びに海洋の総合的なレクリエーションの場所を設定したり、それを積極的に開発する、こういうようなことについては農林水産省はどういうふうにお考えになっておりますか。

○政府委員(森繁治君) 海浜を高度に利用していくということにつきましては御質疑でございますが、たとえて申しますと、その一例として海水浴場ということもございましょうが、海岸そのものの管理ということにつきましては、市町村なり海岸の管理者が清掃をしていくということが一応のたてまえになっておるわけでございます。

しかし、われわれといたしまして、やっぱり漁場という観点からそういう汚染を防止するため、いろいろ先ほど大臣が申されました事業も一つでございますが、やってまいっておるわけでございます。別の観点から、と申しますのは、そういう海浜を利用する、あるいはキャンプ場あるいは海水浴場、それをどうする、こういうことは別に、やはり今後の新しい新構造改善事業の中の漁村の緊急整備事業の一環といたしまして、いろいろUTターンの問題もございまして、あるいは中高年齢層の漁業者の就労の場を拡大するとか、あるいは漁民の副収入を確保する、そういう観点も含めまして、海浜の高度利用施設整備事業というのを特に設けております。

個所数は少のうございしますが、いま先生御指摘のような海水浴場を管理するための施設ですとか、あるいは廃棄物を処理するための施設等の整備も行い得るというようなことで、御指摘のようなことをも漁民の所得なりそういう面から接近をしてみたいというふうに考えておるわけでございます。

○喜屋武眞榮君 私、質問に移ります前に、次のことをはっきりしておきたいと思ふます。まず、この法案は一日も早く成立してほしいと、こういう要望が沖縄現地関係者から電報が、陳情が私のところにたくさん参つております。そして、私もまたそう思っております。

そこで、次にお尋ねしたい点が十二、三点ありますので、時間がそうありませんので、大変失礼ですが、もう単刀直入に疑問点や不明の点をただしたいと思ふますので、よろしくお願いいたします。

まず第一点、大臣に、大前提になりますが、二百海里時代を迎えてわが国漁業のあり方あるいは今後の対応策をどのようにされるか。根拠から見直さなければいけないということもよく言われているのでありますが、その観点からこの間をいたした次第であります。よろしく願ひいたします。

○国務大臣(渡辺美智雄君) 漁業は、わが国のたんの半分以上を占めておるわけですから非常に重要な産業でございます。しかし、本格的な二百海里実施を踏まえまして、なかなか制約も多く出てきておるわけなんです。したがって、私といたしましては、まず沿岸、沖合い漁業について見直して、これを非常にきめ細かな行政施策によってこの地域で魚の資源の確保を図っていききたい。それから、新漁場とか、あるいは新資源の確保に努めていく。また、漁業外交を展開をして、そうして遠洋漁業等の実績の確保に努めてまいりたいと考えております。

○喜屋武眞榮君 次に、沿岸漁業の現状と今後の対策はどのように考えておられるか。
○政府委員(森繁治君) 沿岸漁業全体の漁業生産一千万トンとございしますが、沿岸漁業

は五十二年では約三百万トンということで、毎年増加の傾向にあるわけでございます。で、大体総生産量の約四分の一を占めておるといふことで、生産の金額といたしましては、中高級魚が生産の中心になっているために、金額としては全体の漁獲高の総金額の約四割ということに相なっておりますわけでございます。で、沿岸漁業、これを担当しております沿岸漁業の経営の体数は約二十万経営体でございます。全漁業経営体数の約九五%と大半を占めているのが現状でございます。

二百海里の時代に入りまして、従前よりも増しまして沿岸漁業の振興を図ることが重要な課題になっておるわけでございますので、たとえて申しますと魚礁を設置するなど、あるいは増養殖場をつくるというふうなことで沿岸漁場の整備開発を進めていく一方、栽培漁業を振興していく、それから、あるいは漁港を整備していく、あるいはいろいろ出ておりますように、新沿岸漁業構造改善事業を来年度から発足をさせる、あるいは農林漁業金融公庫の資金なり漁業の近代化資金なり、あるいは今回御提案申し上げております沿岸漁業の改善資金制度を創設をいたしまして、今後大いに沿岸漁業の振興を図ってまいりたいというふうに考えておるわけでございます。

○喜屋武眞榮君 いまおっしゃる漁港の整備充実ということとは非常に大事なことでと思ふますが、その予算の裏づけはどうなっているか、そしてその強化を予定されておる漁港はどういうところですか。

○政府委員(森繁治君) 漁港整備計画は六カ年計画で、第六次漁港整備計画といたしまして五十二年から六カ年計画でやっておりますわけでございます。ただいま来年度で前期を終了するということに相なっておりますわけでございます。その全体の進捗率から申しますと一応四〇%というところで、計画の達成は一応可能であらうというふうに考えております。来年度も対前年一四%ということですが、農林水産省全体の公共事業でも特に漁港整備につきましては重点を置いて見ていただいております。

ということでございます。

中身といたしましては、主な、要するに大規模な整備を行う修築事業、改修事業、局部改良事業ということが行われておるわけでございますが、数といたしましては改修事業が多うございますけれども、金の額といたしましてやはり修築事業といえますか、そういうものが中心になっております。あと漁港の種類によりまして、先生御承知のように、一種、二種、三種、特定三種、第四種というふうなことがいろいろ指定されておるということでございます。沖繩につきまして特に申し上げますと、指定漁港数が六十七港ということで、修築事業は糸満等九港、改修事業は約十九港、局部改良が五十二年、五十三年で二十五港ということに相なっております。五十三年度の補正後の事業費といたしましては五十九億円ということで、来年度さらにこれを上回る額を計上して、漁港の整備に当たってまいりたいというふうに考えておるわけでございます。

○喜屋武眞榮君 関連して沖繩につきましては次にお尋ねしようと思っておりましたが、あらましおっしゃいましたので、特に沖繩の場合、漁港の整備充実が大変おくれおることは御承知のとおりでありますので、いまおっしゃったことでは満足できませんので、ぜひひとつ、もっと予算をふやして特に力を入れていただきたいことを要望しておきます。

次に、沿岸漁業の振興の前提には海の環境保全、海洋の環境保全対策が最も重要だということは申し上げるまでもありませんが、日本の近海の現状は一体どうなっておりますか。

それと、それに関連して、特に沖繩県における油濁問題の状況の実際と、それに対する対策、これをお尋ねしたいと思います。

○政府委員(恩田幸雄君) 日本近海におきましていろいろな水質汚濁等によりまして漁業に与える影響につきましては、海面につきまして五十一年度が二百四件ほど出ております。さらに内訳別に申し上げますと、赤潮二十七件、油濁百十一件、その

他六十六件というふうな状況でございます。

なお、沖繩につきましては特に油濁の問題が問題でございます。これは南方水域からタンカーで運んでまいります際に、運んでくる船が油をおろしまして帰るような際に、南シナ海で投棄するプラスチック、あるいはタンクの清浄水、スラッジ、こういうものが黒潮に乗って北上する間に凝固して沖繩沿岸に漂着するものと考えられますが、そういう廃油ボールによりまして被害が沖繩県において多発しているわけでございます。これによりまして、テングサとかモズク、ウニ等の海藻類、あるいはエビ刺し網、定置等を中心に漁具の汚染が生じております。

それで、それにつきましては、私どもとしては関係のタンカーその他に對しまして運輸省とも相談の上、いろいろとそういう不法行為がないよういろいろな注意をしておりますが、さらに救済につきましては油濁基金を中心といたしまして、五十三年で申し上げますと約二十三件になるのではないかと思います。四千五百万ほどの救済金を支出している状況でございます。

○喜屋武眞榮君 特に私それを重ねてお聞きしますのは、沖繩近海、これは日本全体もそうありますが、汚染とこの沿岸漁業とは非常に重大な因果関係があるわけでありますので、特に沖繩の場合、汚濁する要因が非常に多いでございます。それだけに、次に私がお尋ねすることと関連があるわけですが、沖繩県は養殖漁業として非常に適地であるということはお尋ねしておるんですが、養殖漁業としてどのようなものが適当と思われるか、このことをひとつお尋ねしたいと思います。

○政府委員(恩田幸雄君) 沖繩はいわゆる亜熱帯水域に属します関係から、周年水温が比較的高いということが一つの大きな利点でございますが、一方その反面には、台風の影響を受けやすいというところでマイナスの面もないわけではございませんが、やはりそういう利点を生かしまして今後養殖業をさらに振興していく必要があるだろうと思っております。

その中で、やはり将来伸長が期待できるものとしたしましては、クルマエビ、ウナギ、それからミニクロダイ、モズク等、こういうものについて今後伸長が図られるのではなからうかというふうに考えております。

○喜屋武眞榮君 いま挙げられたものはそのとおりだと思いますが、テレビアとかハマチはいかがですか。

○政府委員(恩田幸雄君) ハマチにつきましては自然の分布が大体奄美大島まででございます。これにつきましては沖繩で飼った例は海洋博のときでございますが、この際に一種の風土病とも申すような病気が発生しております。これについては、必ずしも適地であるかどうかについては、さらに検討を要するものと私どもは考えております。

○喜屋武眞榮君 いまおっしゃった一種の風土病ということでございますが、確かに私それも取り上げたいと思っておりますが、なぜハマチを持ち出したかといいますと、海洋博のときにいわゆる海洋牧場をつくりまして、六カ月間でしたが、その間に非常に成績が上がりました。ところが、残念なことにはえたいの知れない病気が、その病気が魚に付着しまして何万尾という魚がみんなふいに死んで焼却した、非常に惜しかったわけでありまして、そういうことから、養殖漁業の推進に当たっては特に注意しなければいけないことは、魚の伝染病が非常に広がりやすい、また起こりやすい、こう言われておりますね。その魚病対策、これが非常に重要になってくると思うんですが、それに対するひとつ御見解を承りたいと思えます。

○政府委員(恩田幸雄君) 水産業におきまして養殖の生産の増大に伴いまして、いま御指摘のように、魚病によりまして被害が最近増大しているわけでございます。私どもとしては、今後さらに養殖業を推進していくためには、魚病対策が絶対必要だということを考えておまして、すでにいま御指摘のございましたハマチにつきましては、特にその中でも密殖あるいはえさの過剰な投餌ということ

が原因にもなっておりますので、そういう面からハマチの養殖についての指針を作成しますと同時に、いろいろな魚に対する病気の診断指針と申しまして、これはある程度症状とかいろいろ原因その他も書いてございますが、いろいろ写真も入れましたようなものもつくるし、さらに病気を防ぐための防疫指針等もつくって現在各都道府県等に、ほか関係者にもいろいろ配付したりしております段階でございますが、さらに魚病技術者というものが現在非常に少ない段階でございますのでこれを育成したいと考えておりますし、さらに最近いろいろ薬づけの問題も出ておりますので、水産用医薬品の適正な使用についても必要な通達を出しますと同時に、都道府県を通じて養殖関係の漁業者の方々に積極的に指導をいたしている段階でございます。

さらに、五十四年度予算では、新たに各県に魚病の指導総合センターの設置等も一部の県につきまして予算をお願いしている次第でございます。また、さらに総合的に魚病の対策を進めるために魚病対策総合検討会を設置いたしまして、いま申し上げましたようないろいろな問題について具体的な検討を行っております段階でございます。

○喜屋武眞榮君 さっきおっしゃった種類の中で、一つ漏れておられるんじゃないですか。最近特に有望だといって大きく取り上げられておりますが、宮古島でのクロダイ、クロダイの養殖ですね、これが非常に……

○政府委員(恩田幸雄君) 先ほどミニクロダイと申し上げて、入れております。

○喜屋武眞榮君 この魚病対策につきましては、いま技術者の養成とか薬品のお話ございましたが、考えてみますと畜産関係では獣医というものがおられるわけですが、これまでは、従来はいざ知らず、これから特に海を中心とする漁業対策というものが非常に重視されなければいけない。それだけに、畜産に獣医が必要であるならば、魚には魚医と云うかどうか知れませんが、その魚のお医者さんの養成、こういうことは考えられませんか、

どうですか。

○国務大臣(渡辺美智雄君) これは非常に重要な話でございます。特にいままでは太平洋でつてくればよいということだったけれども、今度は沿海で繁殖すると。一カ所に集めて繁殖したりなんかしますから、どうしても病気が起きやすい。こういうようなこともあって、伝染病の問題は、これからの私は沿岸漁業の大問題になりかねないと思っております。したがって、これらに対する研究はもう水産庁ではやっておるわけでございますが、やはりえさをくれるにしても、今度は人に害があつても困るわけですから、やはり抗生物質のえさをくれたり、いろんなこともいまの状態では野放しというわけにはなかなかいかなくなってくるだらうと思う。

そこで、魚医がいのか魚医者がいいのか、何がいいのかそれはわかりませんが、いずれにしても現在の獣医では、実際問題としてそれは鯨のお産だつてわからぬというわけですから、これは、まして、一般のことまではなかなかわからないというのが実情だと私は思います。したがって、水産大学などで、むしろ獣医の資格はないが魚のことについての病気や何かの研究をしている人も多い。そこで、これを組織立って何かの形で、そういうような職能というか、そういうような資格というか、そういうようなものを学問的に体系的にひとつつくり上げていく必要があるんじゃないかということ、すでに水産庁内におきましても看板を上げて検討を始めておるところでございます。

○喜屋武眞榮君 ぜひこれはひとつ精力的に取組んでいただきたいことを要望いたします。

次に、農業改良資金の技術導入資金には地域の特性に応じて貸し出す特別認可ですね、特認資金の制度がありますが、今回の場合にはそれも考えられておりますかどうか、伺いたい。

○政府委員(森繁治君) 経営等改善資金の項目がございまして、生産技術の改善なり新たな技術導入を行うということで、そういう制度がこの資金

の中にあるわけでございますが、この資金の中にはやっぱり地域の特性に応じて貸し付ける必要があるというところで、いろいろ列挙はいたすものの、このほかにも特別に特認の技術改善にかかる資金という場合には、特別の認定をして貸し付けを行うということを考えたいというふうに思っております。

○喜屋武眞榮君 次に飛びますが、今回の制度には後継者養成資金が設けられておる。この後継者として重要な、この表を見ましても非常に老齢化しておることは、これは漁業だけでもないと思ひますけれども、特に非常な老齢化はこれは問題だと思ひます。その裏をなす後継者の水産高校、水産大学の卒業生の就職状況またその就職の促進、これに対するひとつ御見解を賜りたい。

○政府委員(森繁治君) 水産高校の卒業生で漁業及び水産養殖業に就業しているのは二〇%の八百六十人、水産大学、学部のある大学等の卒業生で漁業及び水産養殖業に就業しているのは一七%、百九十六人というところ、文部省の調査ではそういう数字に相なつておるわけでございます。

そこで、後継者の確保のためには、こういう人たを基本的に漁業に就業させるには、やはり漁業に魅力がある、そういう漁業にする必要があるということ、漁村を住みよい生活の場にすることも必要でありましようし、漁業が魅力のあるものとすることも必要だということで、漁業の振興対策なり漁村の生活環境施設の整備ということに鋭意努力をしまひたいというふうに思つておるわけでございますが、いずれにいたしましても、一部の道県で実施しております漁業労働対策推進協議会あるいは漁業労働力の確保指導事業というようなものを通じて直接的には就業者を確保してまいる、そういうことも今後指導してまひたいというふうに考えております。

○喜屋武眞榮君 単刀直入にお聞きしたつもりですけれど、時間が刻々迫つてまいりましたので、一、二、一括してお尋ねしたいと思ひますので、関係者ひとつよろしく願ひいたします。

まず、二百海里実施後の外国漁船の取り締まり状況とその対策はどのようになっておるのか、これは水産庁になりますか。

次にまた、特に沖繩近海における領海侵犯の取り締まり状況はどうなつておるか、これが第一点。次に、この表を見ますと、融資枠が二十五億計上されておりますが、これで十分なのか、不足した場合にどう処置されるのであるか、これが第一点。

次に、担保と保証人はどうなるか、第二点。それから、借入手続はどうなるのか。この表を見ますと、借り受け者と貸付者、それからその貸付者は都道府県特別会計となつて示されておりますが、いわゆる借り受け者が官庁から直接手続をして借りるのであるか、その点ですね。

以上、一応お尋ねいたします。

○説明員(村田光吉君) 二百海里施行後の外国漁船の取り締まり状況について御説明いたします。わが国の漁業水域等における外国漁船の監視、取り締まりにつきましては、外国漁船の操業実態等を勘案しながら監視船艇、航空機を重点的に配備いたしまして取り締まりを実施しております。特に、ソ連漁船が多数操業する北海道の南岸から三陸、磐城、銚子沖に至る海域には、航空機による警戒にあわせまして監視船を常駐させまして、積極的に立入検査を実施して協定及び法令の履行に当たるとともに、違反を発見した場合にはこれを検査するということにいたしております。また、対馬の周辺海域における韓国漁船及び沖繩周辺海域における台湾漁船の不法操業に対しまして、常時そのような虞犯海域に監視船艇を配備いたしまして侵犯操業の防止に努めるとともに、悪質な侵犯漁船に対してはこれを検査するということにいたしております。

このようにいたしまして、外国漁船に対する取り締まりの状況でございますけれども、海洋二法を施行しまして以来現在まで、ソ連漁船につきましては、七百七隻に立入検査をし、三十四隻を検挙、担保金二千三百万円を徴収し、韓国漁船につ

きましては、二十一隻を検挙したほか、百九十六隻につきまして誓約書を徴収後退去させております。また、台湾漁船につきましては、七隻を検挙し、四十九隻を誓約書徴収後退去させております。なお、このうち沖繩の周辺の領海にかかわるものにつきましては、台湾漁船四隻の検挙及び三十八隻の誓約書徴収後退去、並びに、これは尖閣諸島でございましたが、韓国漁船の二隻を検挙いたしております。

以上のような状況でございます。

○政府委員(森繁治君) まず、最初二十五億が不足しないかということでございますが、林業資金の初年度の資金計上を見ながら一応の二十五億という決定をいたしたわけでございますが、もし不足をするような場合には、当然来年度以降資金需要を見ながらその拡充強化に努めていくという方針でございます。

それから、担保の問題でございますが、物的担保はとらないで保証人で担保をしていくという考え方でございます。

それから、借り入れの手続でございますが、決定は県が行いますけれども、その貸し付けの業務につきましては漁信連等を代行して行わせるつもりでございます。したがって、具体的な窓口につきましては、漁協がその窓口になるということと借り入れの手続なり貸し付けの手続を行いたというふうに考えておるわけでございます。

○喜屋武眞榮君 よくわかりました。特に海上警備の保安庁、水産庁関係とも思ひますが、ぜひひとつ漁業者に不安のないように、そして不利益にならないように万全の策を講じてもらうように、重ねて御苦労ですが御要望申し上げておきます。

このように現地の機関紙の方も韓国船や台湾船の領海侵犯、それに対する皆さんの御苦労がよく報ぜられておるわけですが、ぜひひとつわが国の権威におきまして、また漁業者のさつき申し上げた不安、不利益を守ると、こういう立場からも、ひとつがんばっていただきたいと要望いたします。

最後に一言、大臣にいろいろ率直にお尋ねいたしました。わが国漁業水域の取り締まりを十分に行うとともに、資源の維持増進に最大の努力をしようとする。同時に、施策の充実、これを図っていく必要が私は今後ますます重要になってくる。こう考へておる次第であります。大臣のそれに対する御見解を承りまして、終わります。

○委員長(久次米健太郎君) 御意のとおりでございます。そのように努力をいたします。

○委員長(久次米健太郎君) はかに御発言もなければ、質疑は終局したものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(久次米健太郎君) 御異議ないと認めます。

これより討論に入ります。御意見のある方は、賛否を明らかにしてお述べ願います。別に御発言もないようですから、これより直ちに採決に入ります。

沿岸漁業改善資金助成法案を問題に供します。本提案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(久次米健太郎君) 全会一致と認めます。よって、本提案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

この際、青井君から発言を求められておりますので、これを許します。青井君。

○青井政義君 私は、ただいま可決されました沿岸漁業改善資金助成法案に対し、各派共同提案による附帯決議案を提出いたします。

案文を朗読いたします。

沿岸漁業改善資金助成法案に対する附帯決議(案)

わが国の漁業は、二百海里時代の急速な到来により、遠洋漁業等において、深刻な事態に直面しているため、沿岸漁業の振興が緊急を要する政策課題となつてゐる。

よつて、政府は、本法の施行に当たり、次の事項の実現に万全を期し、もつて、沿岸漁業の

振興に資すべきである。

一、沿岸漁業の実態に即応して、本資金の貸付枠の拡大を図るとともに、貸付範囲の拡大等制度内容の充実に努めること。

二、本制度の運用に当たっては、沿岸漁業の地域特性及び都道府県の自主性についても配慮しつつ、関係団体との連携を緊密にし、青年、婦人等利用者の意向をも運営協議会等において十分尊重することによつて、適正な貸付けが行われるよう努めること。

三、本制度は、水産業改良普及事業及び生活改善普及事業との一体的運用により、その実効が期待されるものであることにかんがみ、普及員の定員の確保、処遇の改善、資質の向上等水産業における普及事業体制の整備を図ること。

四、沿岸漁業経営の安定のため、新技術及び安全施設の開発・普及を一層促進すること。

五、漁村における青年グループの自主的な調査研究や技術開発の活発化、婦人グループによる生活改善活動の進展に対処して、その活動を積極的に助長するとともに、本制度に当たつて、その成果を生かすよう措置すること。

六、後継者資金の貸付けに当たっては、経営、技術等の指導をあわせ行うとともに、後継者の確保と資質の向上のため、水産教育卒業者の活用、研修の充実等の対策を促進すること。

七、漁村の生活環境の立退れに対処するため、漁業集落環境整備事業、漁村緊急整備事業の拡充、強化を図るとともに、漁業生産力の増大に資するため、漁場環境の保全対策、沿岸漁場整備開発事業、栽培漁業振興対策、沿岸漁業構造改善事業等の諸施策について充実に努めること。

八、漁業調整、資源保護の観点から、遊漁の実態について調査を進め、その対策を確立すること。

以上でございます。

右決議する。

以上でございます。

委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

○委員長(久次米健太郎君) ただいま青井君から提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行います。

本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(久次米健太郎君) 全会一致と認めます。よつて、青井君提出の附帯決議案は全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、農林水産大臣から発言を求められておりますので、これを許します。渡辺農林水産大臣。

○國務大臣(渡辺美智雄君) ただいまの御決議につきましては、その御趣旨を尊重し、善処してまいる所存でございます。

○委員長(久次米健太郎君) なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと思ひますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(久次米健太郎君) 御異議ないと認め、本日はこれにて散会いたします。

午後五時三十九分散会

三月二十三日本委員会に左の案件が付託された。

一、農林年金制度改悪反対等に関する請願(第一四三八号)

一、十トン以上二十トン未満漁船のさんま漁業に関する請願(第一四九三号)

第一四三八号 昭和五十四年三月十四日受理
農林年金制度改悪反対等に関する請願
請願者 東京都港区虎ノ門四ノ一 農林漁業団体職員共済組合労働組合内
細田宏外九十六名

紹介議員 下田 京子君

政府は年金制度の抜本的な改悪を意図しつつ、農

林年金を含む共済組合制度の改悪を行おうとしているが、この年金の改悪の動きを直ちにやめ、社会保障制度として年金制度を確立する観点に立つて、当面次の措置をとらねばならない。

一、農林年金の支給開始年齢の引上げは行わないこと。

二、労働者年金の国庫負担率を三十パーセントに引き上げ、掛金負担割合を当面、労働者三、使用者七とすること。

三、農林年金の整理資源は、国が負担すること。

四、遺族年金の給付水準は、退職年金の八十パーセントとすること。

五、沖繩の農林年金期間を完全通算とし、これに要する一切の財源は国が負担すること。

六、年金スライドの実施時期は四月一日からすること。また、年金の支払いを毎月とすること。

七、年金を課税の対象としないこと。

理由
現在、農林漁業団体職員の定年や、就業の実態からみれば、六十歳まで雇用が保障されていない人々が、数多くいる。その実態を放置したまま、支給開始年齢だけを引き上げるならば、賃金も、年金の支給も、高齢者が続出することになる。このことは、かつて厚生年金が支給開始年齢五十五歳から六十歳に引き上げの際、二十年の経過措置を設けたにもかかわらず、一九七八年一月現在五十五歳定年が四十一・三パーセント(労働省雇用管理調査による)もあることをみれば明らかである。政府が今なすべきことは、年金時代とは言いながら、実際には低い給付、矛盾の多い制度を改善し、本心に安心して生活できる年金制度を確立することである。

第一四九三号 昭和五十四年三月十五日受理
十トン以上二十トン未満漁船のさんま漁業に関する請願
請願者 岩手県盛岡市内丸一〇ノ一 岩手県議会議員 岩動 道行君

紹介議員 岩動 道行君

政府は年金制度の抜本的な改悪を意図しつつ、農

林年金を含む共済組合制度の改悪を行おうとしているが、この年金の改悪の動きを直ちにやめ、社会保障制度として年金制度を確立する観点に立つて、当面次の措置をとらねばならない。

一、農林年金の支給開始年齢の引上げは行わないこと。

十トン以上二十トン未満の小型漁船のさんま漁業に対しては、自県地先海域の操業と、自県水揚げを条件として、希望船が操業できるよう制度の改正を行い、小型漁船漁家の経営の安定を図るよう強く要望する。

理由

岩手県を中心勢力となつてゐる十トン以上二十トン未満の小型漁船は、毎年のさんま漁場形成が沿岸域か沖合域かによつて出漁できない年もあることから、「さんま漁業承認方針」(昭和四十九年六月、四九水海第三九四二号)の実績船としての実績を毎年継続していくことが困難であるため、その経営は、深刻な危機に直面している。

昭和五十四年四月十四日印刷

昭和五十四年四月十六日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

W